

博士学位請求論文

有志の時代

—明治維新政治史に関する一試論—

浅井 良亮

佛教大学大学院 文学研究科 日本史学専攻

学籍番号 0971-0017

指導教員 青山忠正 教授

有志の時代

——明治維新政治史に関する一試論

浅井 良亮

有志の時代 — 明治維新政治史に関する一試論

序章 有志大名と幕末政治 — 「公議」型政治を再考するために

第一章 有志の論理 — 徳川斉昭の言説を通じて

序

一節 斉昭の志

告志篇について／報本反始と忠孝一致／文武修行の心掛け／告志篇の広まり

二節 水戸家中騒動と「有志」

斉昭隠居後の水戸徳川家／天狗派と有志／嘉永元年の直書下付問題

結

第二章 有志の条件 — 有志大名再考

序

一節 斉昭と宗城の大名評

有志か、俗物か／文武への志向／国政への志向／有志の教育

二節 有志の顔触れ

弘化三年の有志／嘉永三年の有志／有志の範疇

結

..... 1

..... 11

..... 42

序章 有志大名と幕末政治 — 「公議」型政治を再考するために

本稿の目的は、「有志」に注目して、明治維新という政治変動を理解することにある。ここでは、先行研究と関連させながら、本稿に於ける問題関心と分析方法を述べることにする。

「公議」型政治への注目

明治維新という変動を如何に理解するのか。この大きな問題は、戦前から膨大な研究蓄積がある⁽¹⁾。近年では、かつて田中彰氏が「二者択一のナンセンス」と称して講座派的理解を批判したように⁽²⁾、理論的枠組から距離を置いた実証主義への没入が進んでいる。このことは、優れた事例研究が輩出される反面で、新たな明治維新像を構築しようとする理論的試みが極めて乏しい状況を生み出すこととなった。

二〇〇〇年代に入ると、こうした研究状況を打破するため、理論的再構築の必要が強調されるようになった。例えば、明治維新史学会は『講座明治維新』を刊行し、「明治維新の歴史的性格を考える」総合的研究に取り組み始めた⁽³⁾。また、かつての講座派や労農派的理解を総括・再検討する研究も現れ⁽⁴⁾、明治維新史論への注目が集まりつつある⁽⁵⁾。

そうした中、特に盛んとなっているのが、「公議」型政治をめぐる議論である。「公議」や「公論」といったキーワードを手掛りに、政治参加要求という問題から近世・近代移行期の政治・社会を理解しようとする試みである。

「公議」への注目について、古くは尾佐竹猛氏の検討がある。⁽⁶⁾ 尾佐竹氏は、幕末に現出した「公議輿論」尊重という風潮に、議会制民主主義の萌芽を見出した。尾佐竹氏の検討以後、「公議」は政治思想史の分野に於いて再注目された。例えば、松本三之介氏は近代天皇制を支える思想としての「公議輿論」に注目し、⁽⁷⁾ 井上勲氏は「ネーション」すなわち近代国家の形成と「一君万民」「公議輿論」の思潮を関連づけて検討した。⁽⁸⁾ 井上氏は、近世との思想的連続性をさらに進め、「天道」と「公議」尊重を結びつけて理解した。⁽⁹⁾ 井上氏の「天道」論を受けた尾藤正英氏は、「武士道」と「公議」尊重に共通するものとして、公共的精神の存在を提示した。⁽¹⁰⁾

一九九〇年代になると、「公議」と意志決定の問題を関連させ、具体的な政治状況を素材に検証を試みる検討が相次いだ。例えば、三谷博氏は幕末に喧伝された「公議」政体と参豫会議の問題に注目し、⁽¹¹⁾ 崎有恒氏は維新政権期に於ける「公議」抽出機関としての公議所や集議院に注目した。⁽¹²⁾ こうした意志決定をめぐるプロセスの問題は、原口清氏による「国是」論への注目とも合流して、さらに幕末政局史の理

解を深めることになった。⁽¹³⁾ その到達点としては、「公議」理論と「天皇」理論の相克として明治維新政治史を理解しようとする、高橋秀直氏の検討などが挙げられる。⁽¹⁴⁾

このように、尾佐竹氏による注目以来、「公議」型政治の模索と展開は（直結するわけではないが）来るべき議会制民主主義の萌芽として理解されてきた。三村昌司は、「議論」行為と政治主体としての意識を見るべく、公議所に於ける「議論」の在り方を検討した。⁽¹⁵⁾ 三村氏の検討は、地方議会への展開を意識しており、議会制と「議論」慣習の問題を関連して理解したものといえる。

しかし、「公議」型政治の浸透は、本当に政治参加の拡大と解釈して良いのだろうか。例えば、山崎氏は、「公議」の多義性を指摘しており、幕末に於いて爆発的に流行した「公議」という語句が統一的定義を有していないものだったことを指摘した。⁽¹⁶⁾ また、奈良勝司氏は「公議」の手法をめぐる相克に注目し、征韓論政変を素材に検討した。⁽¹⁷⁾ このように考えると、「公議」は政治的モジュールに過ぎない、と評価することが出来るのではないだろうか。

つまり、「公議」型政治の理解は、どのような政治社会像を提示するのか、という問題と密接に関わっている。かつて丸山真男氏は、幕末という時代が「閉じた社会」から「開かれた社会」へと転回する「開国」の時代であったとして、その社会像を描いた。⁽¹⁸⁾ 園田英弘氏は、そうした社会像の理解の上に立ち、

幕末に於ける「共有」世界の浸透と社会の動態化を描いた。⁽¹⁹⁾

しかし、そもそも近代政治の一形態である議会制民主主義が、理想的政治参加の在り方として限界があることは、ネグリとハートによる一連の提起によって自明のこととなりつつある。⁽²⁰⁾「公」に対する志向性を失いつつある今、政治社会を《open system》として理解し続けることには一定の懐疑性が横たわるのではないだろうか。

方法論としての「有志」

「開かれた」政治社会像を反証する必要には、「閉じた」政治社会像の提示が最も効果的な方法である。あるのではないだろうか。かつて「閉じた」社会は停滞や頹廃というイメージで語られてきたが、マトウラナとバレエラによって、《closed system》の内部で展開するダイナミズムが指摘されている。⁽²¹⁾

ここで注目するのは、「有志」という概念である。『日本国語大辞典』に拠ると、有志とは「団体などの構成員のうち、ある事に特に関心をもち一緒に何かを実現しようとする事。また、その人々のことを指すとある。⁽²²⁾

一九世紀、「有志」という語句は、列島規模で広く使用された。その出典は『後漢書』耿弇伝にある「有志者事竟成也」の故事である。⁽²³⁾ 困難な状況下、それを打破して目的達成を実現する精神性を引く、そう

した一節である。一八世紀末以降、列島地域も頻発する災害や異国船来航など、困難状況が蔓延する時代であり、そうした状況を克服する精神性が求められた⁽²⁴⁾。「有志」の語が好まれたのも、そうした時代背景からであった。

「有志」の用例として、ここでは大塩平八郎による檄文を紹介する。

然ルに茲二百四五十年太平之間ニ追々上たる人驕奢とておこりを極、太切之政事ニ携候諸役人とも賄賂を公ニ授受とて贈貰いたし、奥向女中之因縁を以道德仁義をもなき拙き身分ニ而立身重キ役ニ経上り、一人一家を肥し候工夫而已ニ智術を運し、其領分・知行所之民百姓共江過分之用金申付、是迄年貢諸役の甚しき苦む上江右之通無躰之儀を申渡、追々入用かさみ候ゆへ四海の困究と相成候付、人々上を怨さるものなき様ニ成行候得共、江戸表より諸国一同右之風儀ニ落入、天子ハ足利家已来別而御隠居御同様賞罰之柄を御失ひニ付、下民之怨何方へ告愬とてつけ訴ふる方なき様ニ乱候付、人々之怨天ニ通し、年々地震火災山も崩水も溢るより外色々様々の天災流行、終ニ五穀飢饉ニ相成候、是皆天より深く御誠之有かたき御告ニ候得共、一向上たる人々心も付す、猶小人奸者之輩太切之政を執行只下を悩し金米を取たてる手段計ニ相懸り、実以小前百姓共のなんきを吾等如きもの草の陰より常々察し悲ミ候得共、湯王・武王の勢位なく、孔子・孟子の道德もなけれハ徒ニ蟄居いたし候処、…(中略)

：最早堪忍難成、湯武之勢、孔孟之徳はなけれ共無抛天下のためと存血族の禍をおかし、此度有志之ものと申合下民を悩し苦候諸役人を先誅伐いたし、引続き驕に長し居候大坂市中金持之丁人共を誅戮および可申候間、右之者共穴蔵ニ貯置候金銀錢等諸蔵屋敷内ニ隠置候俵米夫々分散配当いたし遣候間、摂河泉播之内田畑所持不致もの、たとへ所持いたし候共父母妻子家内之養方難出来程之難渋ものへハ右金米等取らせ遣候間、いつにても大坂市中ニ騒動起り候と聞伝へ候ハ、里数を不厭一刻も早く大坂へ向駈可参候面々江右米金を分け遣し可申候⁽²⁵⁾

大塩は、朱子学的世界観に基づいて、「有志之もの」による吊民伐罪を実行するという。大塩らの主張は、公儀への批判と仁政の履行にあった。ところが、評定所一座は大塩らを「徒党之もの共」とみなし、その主張を「反逆之志」より出るものと断じた。⁽²⁶⁾

大塩の例のように、「志を有する者」としての意識は、字義的にも明らかかなように、志が「無」い者との区別を強烈に含意したものであった。ここに、自己認識と他者認識とのズレが生じた。こうした認識のズレの中で、「有志」は内向性を帯びる集団となるのである。

一九世紀の列島地域では、こうした「有志」の社会集団が群発した。例えば、戊辰戦争後の地域社会に於いて戦没者慰霊を行う人々の紐帯であり、自由民権運動に於いて各地で組織された結社であり⁽²⁷⁾、災害

による復興に携わろうとする人びとの心性であった。一九世紀は、まさに《有志の時代》であり、当時の政治や社会を理解する上で、「有志」という視角は有効だろう。

本稿は、一九世紀を《有志の時代》として描く試みの初歩として、まずは政治史に現れる「有志」に注目することとする。⁽²⁸⁾

本稿の構成

本稿では、以下の構成に沿って、有志大名による政治運動について検討する。

第一章 有志の論理 — 徳川斉昭の言説を通じて では、有志大名の一人である徳川斉昭の言説を通じて、彼が語る「有志」の意味内容を検討する。ここで明らかになる「有志」の意味内容は、その後の大名社会に於ける「有志」の言説と符合することになる。また、水戸徳川家の党派抗争の中に、《志》を《有》する者という自意識を確認し、「有志」の結合が党派性と先鋭性を内包していたことを指摘する。

第二章 有志の条件 — 有志大名再考 では、当該期の史料を通じて明らかとなる、有志大名とは如何なる存在か、という問題を明らかにする。また、幕末に「有志之大名」として認定された大名を確定する作業を行う。

第三章 有志の交流 — 蘭書貸借活動を事例に では、有志大名の交流を明らかとするため、彼らの間で熱

心に行われた蘭書貸借に注目する。貸借活動の実態を押さえつつ、そこに垣見される貸借の性格を明らかにすることで、有志大名の結合性格を理解する。

第四章 **有志の変質** — **有志か、徒党か** では、諫言思想に基づく政策提言を通じて、次第に自意識を肥大させ、徒党化していく有志大名の変質を明らかにする。それは、結合する「有志」が集団思考⁽²⁹⁾に陥り、次第に内外との軋轢を生じさせていく動向である。その帰着としての安政大獄についても、言及をする。

第五章 **異様の有志** — **島津久光の政治的位置** では、有志に新規加入した島津久光という存在が、結合内に於ける攪乱材料となったことを明らかにする。かつての「有志」島津斉彬の後継者として政局に参入した久光であったが、彼と有志大名との間には、政治的位置をめぐる大きな懸隔があった。久光の属性に付帯する異質性が、結合破綻の根本要因となったことを指摘する。

以上を通じて提示されるのは、「忠誠と反逆」の論理⁽³⁰⁾で台頭と挫折を経験する、「有志」の軌跡であり、彼らの運動を規定した《閉鎖系》の政治社会像である。

〔註〕

- (1) 明治維新史研究の整理については、青山忠正「明治維新の史学史」（『歴史評論』五八九、一九九九）、友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」（『歴史評論』六九一、二〇〇七）に詳しい。
- (2) 田中彰『明治国家』日本評論社、一九六七。
- (3) 明治維新史学会編『講座明治維新』全一二巻、有志舎、二〇一〇（本稿成稿時点で一〇冊が既刊）。
- (4) 宮地正人『通史の方法』名著刊行会、二〇一〇など。
- (5) 三谷博『明治維新を考える』（有志舎、二〇〇六）、佐々木寛司『明治維新史論へのアプローチ』（有志舎、二〇一五）など。
- (6) 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』文化生活研究会、一九二五。
- (7) 松本三之介『天皇制国家と政治思想』未來社、一九六九。
- (8) 井上勲「ネーションの形成」（『近代日本政治思想史』I、有斐閣、一九七一）。
- (9) 井上勲「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」（『思想』六〇九、一九七五）。
- (10) 尾藤正英『江戸時代とはなにか』岩波書店、一九九三。「告志篇」（同右、二一一頁）。
- (11) 三谷博「維新と「公議」」（『年報・近代日本研究』四 明治維新の革新と連続』山川出版社、一九九二）。
- (12) 山崎有恒「「公議」抽出機構の形成と崩壊」（伊藤隆編『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三）。
- (13) 原口清『原口清著作集』幕末中央政局の動向』岩田書院、二〇〇七。「告志篇」（『水戸学』二一二頁）。
- (14) 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、二〇〇七。
- (15) 三村昌司「近代日本における政治的主体の形成」（『日本史研究』六一八、二〇一四）。
- (16) 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」（『講座明治維新三 維新政権の創設』有志舎、二〇一一）。
- (17) 奈良勝司「近代日本形成期における意志決定の位相と「公議」」（『日本史研究』六一八、二〇一四）。
- (18) 丸山真男「開国」（『講座現代倫理』一 転換期の倫理思想（日本）』筑摩書房、一九五九）。
- (19) 園田英弘『西洋化の構造』思文閣出版、一九九三。
- (20) Antonio T. Negri & Michael Hardt『叛逆』（水島一憲ほか訳、NHK出版、二〇一三、原著二〇一一）など。
Humberto Maturana R.、ほか『知恵の樹』管啓次郎訳、筑摩書房、一九九七、原著一九八七。
- (21) 『日本国語大辞典』「有志」の項。
- (22) 『後漢書』第三冊（列伝一）、岩波書店、四三八頁。
- (23) 『後漢書』第三冊（列伝一）、岩波書店、四三八頁。
- (24) この点に関わる議論として、須田努『「悪党」の一九世紀』（青木書店、二〇〇二）が挙げられる。
- (25) 大塩平八郎檄文（『大塩平八郎一件書留』東京大学出版会、一九八七、七〜九頁）。

- (26) 評定所一座吟味書（同右）。
- (27) 松沢裕作『自由民権運動』岩波新書、二〇一六。
- (28) 社会史的検討については、後稿の課題とする。なお、拙稿「淀川改良工事と地域社会」（『交通史研究』八一、二〇一三）や拙稿「幕末の争乱と伊賀」（『伊賀市史』第二卷通史編近世、伊賀市、二〇一六）に於いて、若干の言及を試みた。
- (29) Irving L. Janis 『Groupthink』 SECOND EDITION, Wadsworth Pub Co, 一九八二、一九七二初版。
- (30) 丸山真男『忠誠と反逆』筑摩書房、一九九二。

第一章 有志の論理 — 徳川斉昭の言説を通じて

序

本章では、徳川斉昭（水戸徳川家九代当主）の言説を通じて、有志とは何か、という問題を考える。

幕末という時点に於いて、徳川斉昭ほど志という語句を好んだ人物はいないだろう。斉昭は多くの著作や書翰・上書を書き残したが⁽¹⁾、そこから「志」の語句を見つけることは容易い。

では、斉昭にとつての志とは、如何なるものであつたのだろうか。その好材料となるのが、彼の著作「告志篇」である。告志篇は、その標題が示す通り、斉昭の《志》を家臣に《告》げるものであつた。告志篇の文脈を理解することは、斉昭が家臣に示した彼の志を理解することになる。ここでは、第一の課題として、告志篇の言説分析を通じて、斉昭の語る志の意味内容を考察する。

言説としての志と現実の政治状況に於ける主張との結節は、斉昭隠居後に顕著である。斉昭が隠居した弘化元年（一八四四）以降の水戸徳川家は、党派対立が深刻化し、「甲辰の国難」と呼ばれる家中騒動が続いた⁽²⁾。その渦中に於いて、斉昭は自らの主張に呼応する家臣を高く評価し、彼らを《志》を《有》する者、すなわち「有志」と呼称した。それは、告志篇で説いた志を体現する存在を、現実の政治状況の中に

見出すことでもあった。ここでは、第二の課題として、家中騒動に於ける有志をめぐる言説を分析することとで、斉昭が求めた有志像を考察する。

以上、二つの考察を通じて、斉昭の言説に表れる有志の論理を明らかにする。

一節 斉昭の志

告志篇について

告志篇とは、「水戸藩主徳川斉昭が、天保四年（一八三三）三月二三日、その家臣らに対し、日常の心得を諭告したもの」である⁽³⁾。

文政一二年（一八二九）に水戸徳川家の家督を相続した斉昭は、初の水戸帰国にあたり、家臣に対して諭告を発することにした。論文の執筆作業は、天保三年（一八三二）秋頃から開始され、同年一二月には原案がまとめられた。斉昭は、原案を藤田彪（江戸通事御用役）に披露し、意見を求めた。左は、翌四年二月、原案に触れた藤田が斉昭に示した感想である。

一先日申上候内々枢要の御役方へは別に一通つゝ御諭し被遊候而は如何可有御座哉と申上候は、成公様御論文に本つき愚慮仕候儀に御座候、申上候迄は無御座候へ仕、成公様御論文政體事情に御通達被遊、誠に奉敬服候儀に御座候へ共、乍恐残念なる事には、全く御役人斗を専一に御諭し被遊、

表方へは二三行・四五行にさつと御諭し被遊、惣御家中へは御一言の御論文も無御座候、御役人さへ正しく罷成候へは、其余は自然に正しく罷成可申との御見識とは相見候へ共、漢土杯と違ひ、此方の風俗、御役方のみ本に被遊候而は、惣御家中の氣受に拘り候のみならず、於御政體御模道り不宜様竊に愚慮仕候、先日拝見仕候御論文は、御役方・表方の差別なく、御家中一統へ広く被仰含候御文義に相見候、就中武士の武士たるゆゑんを御諭し被遊候所に至候而は、頑夫も廉に儒夫も志を立ることありと申ごとく、御家中少しも志有之ものは何程歎感励仕候半奉存候⁽⁴⁾

藤田の主張は、役方・表方の差別なく家中一統に論文を示すべきである、と指摘するところにある。藤田は、「成公様」こと徳川宗堯（水戸徳川家四代当主）による告諭が役方のみを専一として発せられた例を挙げ、役方のみを重視するようなことは家中全般の評判にかかわり、斉昭初政の政体を模るに宜しくない、と家中の氣風に対する配慮を求める。そして、斉昭から披露された論文は「武士の武士たるゆゑん」を説くものであり、これに接した「志有之もの」は感励することだろう、と期待を寄せている。

ここで引用されている「頑夫も廉に儒夫も志を立ることあり」とは、『孟子』盡心章句下十五の一節「故聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志」を引いたものである⁽⁵⁾。孟子は、「聖人百世之師也」として、具体的に伯夷と柳下惠の名を挙げる。「伯夷之風」を聞く者は、「頑夫」も清廉となり、「懦夫」も立志する。

「柳下惠之風」を聞く者は、「薄夫」も厚情となり、「鄙夫」も寛大になるといふ。藤田は、斉昭論文を「伯夷之風」に擬え、「頑夫」や「懦夫」たる家臣を「立志」させるものと喩えているのである。

論文の完成後、斉昭は松平頼位（宍戸松平家嗣子）に対し、これを下付した。論文に接した頼位は、次のような跋文を寄せた。

右告志篇は、壬辰の秋より景山公思召よらせられ、御政務の御余暇書綴せ給ひ、商書盤庚の篇に「告爾于朕志若否」と云へるを取らせ給ひて、かく名づけ給ひしなり。今茲癸巳三月、初て御国に就せられ、賁賓の閣に御遊予の折から、御親書あらせられしとて、即ちこれを賜り、存意も候はゞ申あぐべしと、御謙遜の仰を蒙り、恭しく拝読するに、深く世俗の浮華を歎かせられ、威義二公以来御先代の御志を継せられ、弊風を一洗し、文武の本旨を御發揮遊ばされ、忠孝の大本を説き曉し給ひし也。士民の為に御心を尽させられ、御憂慮遊ばされ候御仁慮、誠に有難き事ならずや。かく厚き尊慮をもわきまへず、旧汚に染て自新にするの志なくんば、其恐れ少からざるべし。されば、此篇士民に写示しなば、御治化益々速に行はれ、二公の御世に復せん事をまのあたり見奉らん事の喜にたへず、手写して伝ふるなり。就中、漢語など御用ゐ遊ばされし所も間々あれば、人により喩得ざる事もあらんかと、旁に仮名を注し、通解しやすからん事を願ふのみ。⁽⁶⁾

ここでは、「威義二公」すなわち徳川頼房（水戸徳川家初代当主）・徳川光圀（同二代当主）以来の「御志」を継承し、「忠孝の大本」を説き諭すもの、として論文が評価されている。そして、論文に接する者は、「自新にするの志」すなわち改過自新の精神がなければならぬ、と述べている。

跋文の冒頭では、斉昭が論文を「告志篇」と命名した謂れが述べられている。それは、「商書盤庚の篇に「告爾于朕志若否」と云へる」ところから名付けたという。これは、『書経』盤庚編の一節「爾于朕志若否」のことである⁽⁷⁾。商王盤庚は、新邑への遷都に際し、百官に対して告諭を發した。告諭は、「無戲怠、懋建大命、今予其敷心腹腎腸、歴告爾百姓于朕志」から始まり、続いて盤庚の民や政に対する考えが述べられ、「今我既羞告、爾于朕志若否、罔有弗欽、無総于貨宝、生生自庸、式敷民徳、永肩一心」と締め括られる。告諭の内容は盤庚の「志」と位置付けられており、告諭に触れる百官に対し、各自の諾否を問わず「志」を欽まなければならない、と強く求めている。盤庚告諭の故事を、水戸での初政に臨む斉昭は自らと重ねた。「告志篇」は、斉昭の「志」に対する欽仰を家臣に強く求めたものであった、といえる。

藤田と頼位の指摘を整理すると、告志篇は「武士の武士たるゆゑん」や「忠孝の大本」を説くものであり、そこには斉昭の「志」が示された。論文を授かる家臣には、告志篇の内容に即して、改過自新を心掛けることが強く求められた。また、そうした精神を惹起するものとして、告志篇に期待が寄せられた。

報本反始と忠孝一致

では、斉昭が説く志とは、如何なるものだったのだろうか。

人は貴き賤きによらず、本を思ひ恩に報い候様心懸候儀專一と存候。抑日本は神聖の国にして、天祖天孫統を垂、極を建給ひしよりこのかた、明德の遠き太陽とゞもに照臨ましまし、宝祚の隆なる天壤とゞもに窮りなく、君臣父子の常道より衣食住の日用に至るまで、皆これ天祖の恩賚にして、万民永く飢寒の患を免れ、天下敢て非望の念を萌さず、難有と申も恐多き御事なり。然れども数千年の久しきうちに盛衰なき事あたはず、或は治り、或は乱れ、永祿天正の間に至て、天下の乱極まりしかど、東照宮三河に起らせられ、櫛風沐雨、辛苦艱難ましまして、上は天朝を輔翼し奉り、下は諸侯を鎮撫し給ひ、二百余年の今に至るまで、天下泰山の安きを保ち、人民塗炭の苦を免れ、うまれながら太平の徳沢に浴し居候は、これ亦難有御事ならずや。されば人たるものかりそめにも、神国の尊きゆゑんと、天祖の恩賚とを忘るべからず。又かりそめにも、東照宮の徳沢をゆるがせに心得候ては、不相濟事と存候。我等愚昧にして士民の上に立べき者にあらねど、祖先の余蔭により、天朝及び公辺の恩沢に浴し、乍不肖三位の尊を汚し、三家の重きに列して、天下の藩屏とも相成居候上は、乍不及国家を安定し、士民を撫育し、本に報い恩を酬い申度、日夜心をつくし候事に候へば、各も我等の心を推察

いたし、面々の身分を考へ、夫々本を思ひ恩を酬い候様心懸可申候。(8)

右は告志篇の冒頭である。人は貴賤に関係なく、「本」を思い「恩」に報いる心掛け、すなわち報本反始の精神が専一だという。では、「本」や「恩」とは何を指すのだろうか。

ここでは、日本に暮らす人びとが飢寒や苦痛を免れて太平を享受できるのは、「天祖の恩賚」と「東照宮の徳沢」に因る、とされている。また、「我等」こと斉昭も、「祖先の余蔭」によって「天朝及び公辺の恩沢」を享受し、三位・御三家に列して「天下の藩屏」を担っている。そのため、「国家」すなわち水戸徳川家を安んじ、士民を撫育し、「本に報い恩を酬い」たい、と述べている。つまり、ここで言う「恩」とは、天皇家と將軍家の恩沢を指す。そして、「本」とは、天祖・東照宮から続く恩沢の論理そのものを指している。

このように、「本」を理解して「恩」に報いる報本反始の心掛けを説く告志篇であるが、その際に強調されていることは、「面々の身分を考へ」ることであった。

叔又人々天祖・東照宮の御恩を報んとて悪しく心得違ひ、眼前の君父をもさし置、たゞちに天朝・公辺へ忠を尽さむと思はゞ、却て僭乱の罪のがるまじく候。されば忠も其身分により次第有之事に候へば、前にもいへる如く、兎に角に面々の身分を考へ、真実に心を用候はゞ、自ら過不及も有之間敷候。

申迄は無之候へども、天祖の恩賚にて万民生育いたし、東照宮の徳沢にて、国家太平に相成、先祖先君の余慶にて、面々禄位を保ち居候処、年を経、世を歴るに従ひ、本を忘れ恩を忘れ候は、愚なる事ならずや。恐れ多くも、今の天朝は、まさしく天祖の日嗣に被為渡、今の將軍家は、即ち東照宮の神孫に被為在、乍不肖我等は威公の血脈を伝へ、各は先祖先祖の家系を継来候事に候へば、此所能々相弁へ、天祖・東照宮の御恩を報んとならば、先君先祖の恩を報んと心懸候外、有之間敷候。先君先祖の恩を報んとならば、眼前の君父に忠孝を尽し候外、有之間敷候。万一右の外に忠孝の道ありといはゞ、皆是異端邪説と存候間、忠孝一致と相弁へ、心得違無之様致度事に候。⁽⁹⁾

「天祖・東照宮の御恩」に報いようとして、尽忠の向き先を「眼前の君父」を差し置いて「天朝・公辺」とすることは、「僭乱の罪」に価する。各々は「先祖先君の余慶」によつて、現在の禄位を保っているであり、「天祖・東照宮の御恩」に報いるのであれば、「先君先祖の恩」に報いようと心掛け、そのためにも「眼前の君父」に尽すべきである、という。「眼前の君父」とは、斉昭のことである。

陪臣たる水戸家臣が、主君である斉昭を差し置いて、天皇や將軍に直接奉公しようとすることは、武家社会の秩序を逸脱する行為である。そこで、報恩の精神を「忠」と置き換え、君父に尽す精神である「孝」と結びつけ、忠孝一致が肝要であると説く。そして、尽忠の対象を「天祖・東照宮→先君・先祖→眼前の

君父[〽]と下降させ、主君である斉昭に家臣の尽忠を振り向かせるのである。

たしかに、告志篇の説く報本反始の精神を純化していけば、家臣が天皇家・將軍家と直接結びつこうとする動きが現出することになるだろう。忠孝一致の強調は、そうした事態をあらかじめ牽制し、より斉昭への忠心を強固にしようとする意図に拠るものであった。

文武修行の心掛け

斉昭にとって報本反始の実践は、水戸徳川家を安定させ、士民を撫育することにあつた。

兎角善政は上下一致して行ふ心にあらざれば、行はれざる事に候間、何とぞ某とゞもに一致して風俗を一新し、国家を中興し、某は各のたすけを得て、天朝・公辺の御恩を報い、各に於ては夫々其持前を以て、不肖の我等へ精忠を尽し、我等をして天朝・公辺の御恩にそむかしめざる様心懸候はゞ、某と各の忠孝、此上あるまじく候。⁽¹⁰⁾

「善政」は上下一致しなければ実現しない。そのため、斉昭と家臣が一致して、風俗を一新し、国家を中興しなければならぬ。各々は「持前」をもって斉昭に尽忠し、斉昭はその「たすけ」を得ることで、朝廷・徳川公儀への報恩が実現する。斉昭は、上下一致によって、国家中興が実現できると考える。

ここに於いて、家臣は「持前」による尽忠が求められている。では、「持前」とは具体的に何を意味す

るのだろうか。

古語にも、「人各有能有不能」といひ、又大臣小臣の差別も有事なれば、芸能に至りては家中一様にせよ、といふにはあらず、経説史子の学をはじめ、射御書数の類に至る迄、志し候はゞ必これを学び、学び候はゞ必これを遂候様心懸、ともに国家の用に立候様可致候。集て是を大成し、これを国家の用に供せば、其益亦広大ならずや。⁽¹¹⁾

ここでは、『春秋左氏伝』定公の一節「人各有能有不能」の故事を引用し⁽¹²⁾、人にはそれぞれ資質があるため、「家中一様」を求めるつもりはない、各自に応じた「芸能」を習得し、それを集成して水戸徳川家に尽せば広益となる、と説く。「芸能」とは、「経説史子の学をはじめ、射御書数の類に至る迄」とあることから、『周礼』で六芸とされた武芸・学問を指す。

武芸・学問については、「凡そ武士たるもの、武道を不励して不叶儀は、各も承知の事に候へども、不学文旨にては不相濟事と存候」とあるように、文武一致の習得が重視された⁽¹³⁾。

能々文武の一致なる儀を弁へ、兎に角に修行専一に心懸、何事を学ぶとも、年月を頼まず、学んと志さば、速に学ぶべし、勤向繁多、家事繁多と一々数へ立ていへば、ひまなきが如くなれども、己れの好む事するひまはある事なれば、好みさへすれば、何事にても、大方出来ぬといふはある間敷なり⁽¹⁴⁾

文武一致の修行を心掛け、何事も習得を志したならば速やかに修行せよ、という。ここでは、「学」すなわち文武を習得しようとする心掛けが「志」とされている。学と志といえば、『論語』為政の一節「吾十有五而志於学」が想起される⁽¹⁵⁾。孔子が一五歳にして学問を志す故事であるが、これを斉昭は次のように引いている。

且大臣小臣に限らず、幼年の内は文武の芸を励むといへども、十五以上にもなり候へば、却て修行を怠り、読書をも恥べき事の様に成行、武芸も大抵廿余歳にも至候へば精を出さず、金銀酒食等の欲に溺るゝは嘆しき事なり。…（中略）…聖人にてすら、「十五にして学を志す」とあり、まして常の人は、十五以前には目当も不立事なれば、子供は子供相応の事をいたし、文武の業も子供だけにいたさせ置、十五以上にも至てし、より精を出し候心に相成候。期をのがさず、能励し教候てこそ、修業も届くべけれ。⁽¹⁶⁾

幼年を過ぎると文武修行を怠るようになり、奢侈に染まることは嘆かわしいことである。聖人ですら一五歳で立志したのだから、「常の人」は期を逸さずに精励し続けなければならない、と説く。このことは、入学年齢を一五歳と定め、入学者は三〇歳までの登館を義務づけられた、弘道館の教育指針へと結実していくことになる⁽¹⁷⁾。

このように、告志篇では、家臣による尽忠として「持前」すなわち文武の習得を求め、その習得に精励する心掛けを「志」と位置付け、弛まぬ修行の精励を説いた。

ところで、斉昭が文武修行の重要性を繰り返し唱える背景には、如何なる情勢があったのだろうか。

天下安くとも乱を忘れず、いつ何時公辺より討手の大将被仰付候とも、一同少しも差支無之様不心懸候ては、士の詮は無之候。士農工商夫々の持前ありて、今太平の世にも農と工商とは夫々の業ありて夫々心得もある事なるに、独り士に至りて士の備なかるべけんや。然るに、太平なればとて武道の嗜もせず、飽に食ひ煖に衣、今日迄安穩に暮したる厚き御恩を忘れ、驕佚にのみ長じ、寒暑風雨に逢ても忽に邪気を引受る様なる柔弱の身となりては、士は四民の内の遊民なり。もしこれを恥かしく思はず、士の道を心懸、士の備をなし、不虞の用に供し可申候。恐多くも、天祖の恩にて神国に生育し、東照宮の徳沢にて太平に沐浴し、累代安樂にくらし居候事申迄にも無之候へば、万一事あらん時は、我等乍不肖天朝・公辺の御為には身命を塵芥よりも軽んじ、大恩を奉報候所存に候間、面々も其心得にて、我等何時出馬いたし候とも差支無之様、常々心懸可申也。⁽¹⁸⁾

右は告志篇の末文である。「万一事あらん時」には「何時出馬」となっても支障の無いように心掛けよ、という。「討手の大将被仰付候とも」といった文言から明らかのように、ここではそう遠くない未来の軍

事動員が明確に想定されている。

これは、当時すでに列島全域の課題となっていた、海防動員である。水戸領では、文政四年（一八二二）から天保六年（一八三五）までのあいだに、計三三回の異国船接近が確認されていた⁽¹⁹⁾。文政七年（一八二四）には、大津浜への英国人上陸、いわゆる大津浜事件が起こった。この事件では、水戸徳川家のみならず、棚倉井上家・磐城平安藤家・泉本多家など、周辺の大名家からも多数の人員が海岸警衛のために派遣された。近世に於ける初の外国人上陸と大規模な警衛動員を経験した水戸徳川家では、事件後に攘夷論が昂揚したという⁽²⁰⁾。

長らく江戸にあった斉昭は、直接の異国船目撃を体験していないものの、その衝撃は彼の言説に大きな影響を与えた。自領の海防動員体制の構築が緊近の課題とされる中、その実現を果たすべく、文武一致の修行精励が説かれ、習得した「持前」による尽忠が説かれたのである。

告志篇の広まり

天保四年に水戸家中への告諭として発せられた告志篇であるが、その存在は水戸家中以外の人びとにも広く知られた。ここでは、告志篇の伝播・拡散について、幾つかの事例を紹介しよう。

戯作家で知られる滝沢馬琴は、早くから告志篇の存在を知った一人という⁽²¹⁾。馬琴の日記に拠ると、天

保四年一二月、「水戸様御著編、告志篇写し一冊、関氏方被貸之」とあり、「関氏」こと関克明（土浦土屋家儒者）より告志篇を借覧したことが記されている⁽²²⁾。また、同年一二月、馬琴は愛書家の江戸商人小津桂窓に宛てて、「此度貸進の『告志編』ハ 水戸様御作のよし。友人より借膳いたし候」と告志篇の入手を報じると共に、謄写した告志篇を小津へ貸与することを申出ている。さらに、「御覧被成候ハゞ、早々篠斎子へ御廻し可被下候」と、閲覧後には「篠斎子」こと殿村篠斎（国学者）へ廻覧するよう求めている⁽²³⁾。水戸での諭告から一年も満たない間に、告志篇は「関↓馬琴↓小津↓殿村」の手を経て、急速に拡散していることが判る。

告志篇に関心を示したのは、学者や愛書家だけではない。天保八年（一八三七）四月、剣術家斉藤弥九郎は告志篇の入手を所望し、藤田に借覧を申し入れている⁽²⁴⁾。藤田の日記には「斉藤より使来る、告志篇浅利よりかりたるをかしてやりぬ」とあり、浅利徳操から借用した告志篇を藤田へ貸与したことが判る⁽²⁵⁾。

伝播の範囲は、水戸や江戸といった関東圏に止まらず、西日本にも及んだ。弘化四年（一八四七）二月、三浦十左衛門（彦根井伊家家臣）が井伊直弼（彦根井伊家嗣子）に宛てた書翰の中で、「近代ノ白川侯以来、水戸ノ斉照侯御賢明ノ御名高キ事、御家訓ノ告志篇ヲ奉拝読候テモマノアタリニ相見申候」と、斉昭の明君性について述べている⁽²⁶⁾。ここでは、弘化四年時点で、三浦が告志篇を入手していたことが窺える。

告志篇が弘道館から板行・頒布されるのは、文久三年（一八六三）のことである。しかし、水戸での諭告直後から、告志篇の内容は広く知られるようになり、学者や文人・剣術家など多種多様な交流網を介して伝播・拡散された。その範囲は、一〇年ほどの間に、西日本にまで及んだのである。

二節 水戸家中騒動と「有志」

斉昭隠居後の水戸徳川家

弘化元年五月、徳川斉昭は公儀より隠居・慎を命ぜられ、家督を鶴千代丸（後の慶篤）に相続し、駒込の中屋敷に移って退隠の身となった。時を同じくして、斉昭の側近として活躍した「両田」こと戸田忠太夫（水戸家家老）・藤田彪が失脚し、結城寅寿が家老に任じられて実権を握った。いわゆる「甲辰の国難」と呼ばれる事件である。

当時、水戸徳川家は二派に分裂し、互いに党派を結成していた。結城派（門閥派・諸生党とも）と天狗派である。両派の抗争は、鶴千代丸の後見に就いた三連枝（高松松平家・守山松平家・常陸府中松平家）を巻き込み、さらには天狗派が江戸に於いて斉昭雪冤運動を展開したことで、公儀や他大名家にも知れ渡ることとなった。弘化二年（一八四五）八月、老中阿部正弘は斉昭に宛てた書翰の中で、水戸徳川家の情勢に憂慮を示している。

且又御密示之通り、御退隠後、御国許之士民越訴其外不一ト方揺動仕、今以平穩之場合ニハ至り不申候由、右動揺仕候も素より尊所様御心中を存上候而之義にも有御坐候へは、猶更御場合ニおゐてハ篤と御賢考被為在、縦令御政事筋御携無之共、何とか平穩ニ可相成御所置も可被為在哉ニ奉存候⁽²⁷⁾阿部は、水戸士民が激しい雪冤運動を展開している状況を「不一ト方揺動」と表現しており、平穩化に向けた尽力を斉昭に求めた。斉昭も、同年一〇月、阿部に宛てて次のように返書を認めている。

別紙極密御咄申候、八月之貴翰に国許治り方の義、拙老政事へ携無之共何か扱振も可有之、此上不相変揺動致候へハ、自然拙家の為ニも不可然由、御懇ニ御示教も有之候故、其後も極密色々手を尽し論申候故、先ツ出府の者ハ無之、表向静ニ見え申候へ共、実ニ危きつり合ニ有之候⁽²⁸⁾

家中の情勢に対して「極密」に手配したところ、無断出府する者もなくなり「表向静」となったが、実情は「危きつり合」が続いている、と不安定な家中の情勢を伝えている。

ところで、渦中の斉昭に於いても、党派抗争とは無縁でなかった。斉昭は、「結城寅等の姦物」と罵しるように⁽²⁹⁾、結城派を批判して憚らなかつた。その領袖である結城の人柄について、斉昭は次のように述べている。

序故極内密御咄申候ハ、拙老元家老結城事ハ、拙家中ニて宇都宮・小山・結城を三家と申て、家中ニ

ての家柄ニ有之候所、兎角家柄ニハ相応の人も出不申処、当結城事は才学有之候故、年若ニハ候へ共、家柄ニ右様の人出候ハ希の義と大悦ニ存候て、家老ニ引上ケ、拙老仕込候ハ、行末用ニ可相立者と随分秘蔵致し召使申候⁽³⁰⁾

家中「三家」の家筋にあり、若くして才学の認められた結城を、斉昭は「仕込」として召し使っていた。「仕込」とは、「用ニ可相立者」となるよう育成することを意味している。「随分秘蔵致し」の文言からは、斉昭が結城に大きな期待を寄せていたことが窺える。

しかし、結城は斉昭に対し、敵対的態度を次第に見せ始めるようになる。

一體同人義ハ、小姓の節より上席の下知を用候事を不好、下ニ居りて上席の者まで自分下知を致し不申候てハ、氣ニ入不申氣風ニて、目下の人へハよろしく、目上の者にて自分ニ勝申候者ハ嫌申候：（中略）：見渡し候ニ、家柄者ニてハ自分ニ勝り候才智の人無之候へハ、又終ニ家老と相成、国中一體自分の下知可致心ニて、只今ハ家柄者ノと申説を出し候へ共、自分出候上ハ、自分手ニかなひ不申人ハ、又打退け候ニ無相違候被察候、前文之通り主君初自分の下知ニ叶ひ不申候てハ面白く不存候故、第一ニ拙老、次ニ戸田・藤田を嫌申候⁽³¹⁾

自らよりも優る者を嫌う「氣風」を見せ始めた結城は、自身が下知することで水戸家中を支配しようと

する傾向を強め、家老職への就任以後は自らが適わない者を「打退け」ている。排斥の対象は、第一が斉昭であり、第二に戸田と藤田とされた。

そして、斉昭隠居後、結城による排斥はますます激しくなり、その対象は天狗派にも及んだ。

如何ニも姦人の権甚しく心配致申候、政事へ携居候ても中々不容易義、況政事へ拘りも不致、かげより論候位にて静り可申義ニハ無之、左様の心易き義と御存候てハ大ニ相違可致欵と存候、中々病根深き事ニ有之候、存分申候へハ、土井大炊守事ハ御承知の通り篤実なる性質正直一片の人にて、於人物ハ絶倫ニ候処、夫故兼々たくミ居り候姦人等ニ欺レ、天狗を打退候様達候を、三連枝共毎々よりの学派の義も不存、国風事情人物も不存、姦人等之申聞候まゝ、天狗とさへ聞候へハ、右を打退け候へハ宜敷と心得取扱候様見え申候処、先ツ第一二天狗と申候て別種ニハ無之、同じ家中にて是よりは迄が天狗と申界ハ無之、父ハ天狗にても子ハ俗物姦物も有之、父ハ俗物姦物ニても其子ハ正論の天狗も有之、夫のミならず一人の身の上ニても、昨日迄ハ姦人へ組し居候ても、姦人の事業を不宜と存一言申候へハ、直ニ天狗と申ニ相成打退ケられ、此節の重役共何レも姦物、右ニ順下役迄も皆々姦物のミ取用ニ相成候へハ、有志の者も姦物とか乍存、先ツ重役の事故夫ニ組し居候ても余りなる事有之候へハ、存意等申聞候へハ、直ニ夫も天狗是も天狗と申候て打退け、益姦物ハ権を握り候仕方ニ有之候⁽³²⁾

齊昭が言うには、老中土井利位は「姦人」に欺かれて「天狗」を排斥するよう沙汰しており、後見の三連枝も「姦人」の言うままに「天狗」と聞けば打ち退けるのが良いと心得ている。「姦人の事業」を批判すれば、「天狗」と目されて即座に排斥されるため、ますます「姦物」が実権を掌握している、という。齊昭の言葉からは、自らが水戸家中を意のままにしようと企み、主君である齊昭すら排斥の対象とする結城は、報本反始の精神を顧みない「姦人」に他ならなかったのである。

天狗派と有志

一方、齊昭は天狗派について、「水戸にてハ義氣有之有志の者を天狗と申候」と述べている⁽³³⁾。では、齊昭にとっての「有志の者」とは、如何なる存在だったのだろうか。

扱又拙老義、乍不及兼々 幕府の御為を厚く心得候義ハ他所有志にてさへ存居候へハ、況や家中にて天狗とも名を付られ候程の正論有志共ハ勿論承知之事故、拙老へ忠を尽し申候者共にて、つまる所天狗ハやハリ 幕府への忠臣ニ有之候、其親へ孝を不尽して君へ忠を尽候者ハ無之、其君へ忠を尽さずして 幕府へ忠を尽し候事ハ無之道理ニ候：（中略）：如何となれハ、有志ハ身命を捨て国家の為悴の為ニ忠を尽し、後世までも名を残し候心得ニ候へハ、中々嚴重ニ被咎候とても、何とも存ハ不致、只国家を憂候為ニいかりを増候迄也⁽³⁴⁾

天狗とも称される「正論有志」は、斉昭に対して忠を尽す者であり、それはつまり「幕府」の忠臣である。尽忠の対象は「有志→斉昭→幕府」とされており、それが尽忠の「道理」と位置付けられてる。そして、自己の身命を顧みず、「国家」と「悴」のために尽忠する心得を有する者を指して、「有志」と述べられている。ここでいう「国家」とは水戸徳川家のことであり、「悴」とは斉昭の息子鶴千代丸のことを指す。主家と主君のために身命を捨てて尽忠する者、それが「有志」とされている。

つまり、斉昭がいう「有志」とは、国家や主君への尽忠や忠孝一致など、告志篇で示された「志」を体現する存在であった⁽³⁵⁾。

このように、自らの告諭を体現する存在として、天狗派を「有志」と評価する斉昭であるが、彼らの挙動を全面的に肯定していたわけではなかった。天狗派は斉昭の政事復帰を求め、水戸領民を巻き込んだの雪冤運動を展開した。越訴のために出府する者も絶たず、例えば運動の担い手の一人であった高橋多一郎は、佐賀鍋島家などへの入説を行った。佐賀鍋島家への入説理由について、高橋は「殊に中納言殿在位中、肥前守様には御親も深く被為在候様、承知仕り候事に御座候」と、斉昭と鍋島斉正（佐賀鍋島家当主）の交誼にあった、と述べている⁽³⁶⁾。このように斉昭と親しくする大名家への運動を展開した結果、水戸の家中騒動が広く喧伝されることとなった。

天狗派による運動については、先述したように、阿部や斉昭も憂慮を示していた。弘化元年八月、斉昭は領民による越訴などを抑制するため、次のような諭書を示した。

我等不才ながら、襲封以来ハ為天下国家尽微力候所、不測退隠慎居候様被仰付、恐悚之次第に候、依而家中始百姓等に至る迄、旧来之恩に感じ不穩よし相聞へ候、恩を忘ハ人之所以、為人至誠無已事令感喜候へ共、此家に無障我身も無恙上ハ、我等素心と齟齬する様に而、猶更対幕府恐多き事に候、何れも義勇之氣ハ養置、万々一夷虜隙を窺ふ事もあらバ、其時ハ憤発すべき事専務と心得べし、縦令百日慎にせよ千日慎にせよ、我等一分之事のみに候へバ可憂事ならず、兎角穩便にして当君を翼戴し、兼而達置候通、士農工商夫々の職業を守り、不忘を我等江之報恩と申べき者也⁽³⁷⁾

斉昭の退隠後、「家中始百姓等に至る迄」斉昭の雪冤を求めていると聞いて歡喜の思いだが、斉昭の「素心と齟齬」する様であつてはならず、そうした「義勇之氣」は万一の異国船対応などの際に發揮すべきである。ここでは、「当君」こと慶篤を輔弼すること、各々の「職業」を遵守することが斉昭への「報恩」と位置付けられている。

こうした諭書は繰り返し返し下され、雪冤運動の沈静化が模索された。天狗派による運動の激化について、斉昭は阿部に宛てた書翰の中で、次のように述べている。

越訴等の義ニ付候てハ拙老も大ニ心配、寢食も不致位ニ候所、よくよく考申候へハ、正論の人重役ニ無之、三連枝共ハ姦物ニ欺レ居り、申出候事も不取上故、無已 幕府を御慕申候て罷出候義ニ候へハ、恐入候義は申迄も無之候へ共、士民として拙老の為を不存程ニてハ、非常の節拙老 幕府の御用相勤候も不相成候へハ、其君へ忠を尽し候者ハ、即 幕府の御為ニ可有之候⁽³⁸⁾

水戸の重役には「正論の人」はおらず、三連枝も欺かれているため、「幕府」に越訴せざるを得なかった、との理解を示している。しかし、「士民として」斉昭のことを思慮しなければ、「非常の節」に「幕府の御用」を勤めることができない、という。ここでいう「御用」とは、海防動員のことである。

忠孝一致を求める斉昭にとって、斉昭のために尽忠してこそ、「幕府への忠臣」となるはずであった。公儀や諸大名家への越訴に励む天狗派の行動は、自身の雪冤が目的とはいえ、斉昭にとって全面的に許容できるものではなかった。「壮年血氣の有志にハ、さて／＼扱ニこまり申候」との吐露に、当該期の斉昭の心境が如実に顕われている⁽³⁹⁾。

嘉永元年の直書下付問題

家中での党派抗争が深刻化する中、嘉永元年（二八四八）、新たな問題が発生する。それは、斉昭による直書下付問題である⁽⁴⁰⁾。

事の発端は、同年三月、斉昭が高橋に対し、次のような直書を下付したことに始まる。

国中士民にも、愚昧なるものは、追々奸吏奸僧等に欺れ候半も難計候所、南郡には彼是有志のもの、名も及承候、中にも榊原啓介杯は、凶荒の節も、非常之救も出し候程之儀故、奸物に欺れ候て、一時の栄は好間敷候へ共、愚なるものは、暴政一時之幸ニ相成候を、好ものも可有之候へ共、暴政中栄え候ものは必後悔指見、此所能々相諭し、静謐に農事さへ出精緻居候はは、長き内には晴天にも相成可申候へは、只今之内より、郷中有志之ふへ候様致度候、書は不尽事、委細は極密啓介へ談可申もの也⁽⁴¹⁾

主旨は、「奸物」こと結城派への批判を交えつつ、凶荒の際に「非常之救」を施した榊原啓介（南郡郷士）を「有志のもの」と讃え、このような「郷中有志」が増えることを期待する、といったものであった。

この直書下付をめぐり、同年八月、三連枝は斉昭へ次のように通知した。

奉呈一翰候、秋暑甚敷御座候所、益御勇健被為成御座奉恐悦候、然は私共重き御達を蒙候以来、御家之義乍不及厚申合御政事取扱候二付、思召ニ不叶事共可有之候得共、御家之御為向方様御義も、公辺御首尾被為直候様仕度のミ打寄苦心罷在候所、三月下旬頃之由、御国表之者へ御直書御下ケニ相成、郷士共之内江有志之者相勸候様被仰遣候哉之趣承り及候義も有之候、右様之義有之候而は殊ニ以驚入候仕合、右等之御心底被為在候而は御国静謐可致時節無之、御達を蒙り居候於私共而も不相濟指支候

のミならず、公辺ニ而も厚御世話被為 在候御場合、右様之義取沙汰広く相成、公辺へ相聞候而は決而不相濟義と奉存候、依之各申合、御家之御為向方様御為ニ不相成義ハ、尚又相改候品も可有之、公辺御見通し宜様仕度事ニ付、不悪御承引可被成下候、且又右ニ付而は、当時御付相勤居候者共之義も、御為ニ不相成者共ハ夫々転除等申付候間、此段も兼而御承知ニ相成居候様仕度、前書之通り治り兼候計ニ無之、内密御直書御下ケ等之義御坐候様ニ而は、公辺御沙汰不相待、不得止此方より申立候旨義ニも至り可申、左候而は恐入候義ニ御座候間、以後は右様之義無御座候様仕度、依而此段申上候事ニ御座候、恐惶頓首拝⁽⁴²⁾

ここでは、隠居中の斉昭が「御国表之者」に対して「有志之者」を勧める趣旨の直書を下したことを聞き及んでおり、そのようなことがあつては「御国静謐」が保てず、「御家」すなわち水戸徳川家のためにも宜しくないとし、以後は直書を下付することのないよう、斉昭に求めている。三連枝が斉昭の直書下付を問題視する理由は、「有志之者」の勧誘によつて、一旦は沈静化した雪冤運動が再燃することを懸念したためであろう。

三連枝の通知に接した斉昭は、阿部に書翰を認め、露骨な不快感を示した。

三連枝共文面之内ニ、下官より榊原啓介へ遣候書面の内ニ有志之者相勧候様云々有之処、三連枝の心

得ニてハ下官より騒でも致し候様申遣候事と存候様の文面ニ見え候へ共、去ル辰年以前以後下官より左様の事申遣候義ハ一切覚不申、有ハ其書を見度事ニ候⁽⁴³⁾

斉昭は、三連枝からの通知について、あたかも自身が「騒でも致」す心算があるような文面であると憤懣を募らせており、そのような心算を示す文書があるのであれば見てみたい、と述べている。

さらに、斉昭は三連枝に書翰を送り、次のように抗議した。

此度ハ国中を騒せ候様ニとの趣の御書面実ニ驚入申候、有志を勧候様ニとのミ認候義しかと覚不申候へ共、若認候ハ、⁽⁴³⁾「有志を勧ニ組し不申様ニとか、又ハ「有志を勧文武を勧候様杯認候義と被存候所、是は宜しき義ニて悪しき事ニハ無之候、貴答不申中山等よりも同様の事申来候へ共、如前文国中を騒せ候義不為のだんハ申迄も無之候へハ、騒候様杯申義認候覚無之候所、文面の前後を去り、有志を勧候様ニと申処のミ切取り候て、騒せ候と申なされ候てハ心外の事ニて、奸物等の作と被存候⁽⁴⁴⁾

直書は≪「有志」を勧め「奸人」に与さぬよう≫や≪「有志」を勧め文武を勧める≫といった趣旨であり、これは悪しき内容ではない。文面の前後を省いて騒動を起こすように見なすのは「心外」である、と強い不快感を示している。

ここで問題に捻れが生じていることを留意しておきたい。そもそも、三連枝の通知で問題視されている

のは、斉昭が内密に直書を下付する行為そのものである。その文面には「騒」云々の文字は確認できない。斉昭自身も、阿部への書翰の中で、「三連枝共より内密直書下ケ候てハ 公辺へ対し不宜趣文面ニ有之候へ共、隠居被 仰付候とても、君臣ハ一體の義にて、文通いたし不宜と申事公辺よりの御達ニも不奉伺」と、隠居身分での文通が不相当という事実はないはずである、と述べている⁽⁴⁵⁾。しかし、かねてから結城派と天狗派の抗争が激しさを増す中、自身の行為を批判された斉昭は、「去々月九日阿部勢州より宰相へ相渡申候 御沙汰書ニても、最早後見御免も近寄申候と、奸家ニては必死ニ迫り申候故、右を引かへ可申、為有志を勧云々等ニも至り候事ニ御座候半」と、三連枝による後見解除が近付くために「奸家」すなわち結城派が企んだ謀略ではないか、という疑念を膨らませることになった⁽⁴⁶⁾。そして、その疑念が、斉昭に問題の本質を誤認させる要因となったのだろう。

斉昭からの抗議を受け、三連枝は斉昭に対し、改めて次のように通知した。

尊書拝見仕候、先達而郷中之者御勸被遊候由ニ付、申上候義も御座候所、榊原啓介江御直書を以郷中之者勸候様ニと被 仰遣候儀ハ、御国中を騒かせ候様ニとの御儀ニは無之、文武励候様にとの為御下被遊候由、委細承知仕候、且先年騒立候砌御慎中、小山田軍平ヲ以御直書相願候義も御座候得共、其節と違、追々静ニ相成候所、郷士等へ御下知被遊候儀は不可然、文武有志を御勸被為在候儀ニ候ハ、

御家老共へ御達ニ而可然御筋合と奉存候、尚又騷候儀御勸被遊候と申上候義にて無御座、郷士等之者へ御軽々敷御下知被為在候而は、下輩之者共如何心得違可致哉之程も安心不仕候ニ付、以後之儀を申上候事ニ御座候、此度大助始へ文武為御勸之儀御勸之御筆御下之儀ニ付、御配慮之趣承知仕候、右は尊慮之通御直ニ御下は不可然、依而私共へ御下之趣相達候方可然との御義申合候処、私共より相達候ニ不及儀と奉存候間、矢張御家老共より御達ニ而可然奉存候、依之御書御下書共返上仕候、先ハ御請申上度如此御座候、恐惶謹言⁽⁴⁷⁾

三連枝は、まず斉昭の主張に理解を示しつつ、騒動云々と述べたわけではない、と自らの主張を明らかにする。その上で、斉昭が海防のために「文武有志を御勸」したことについて、斉昭が直接郷士に「軽々敷」直書を通知をすれば「如何心得違」の者が現れるかもしれない、やはり三連枝や家老から通知すべきである、と改めて直書下付を自重するよう斉昭に求めた。

以上を整理すると、嘉永元年の直書下付問題とは、隠居の身である斉昭が三連枝・家老を経由せずに直接家臣・郷士と書通することを問題視するものであった。その背景には、一度は沈静化した斉昭雪冤運動の再燃に対する懸念があった。しかし、斉昭の藩政復帰が迫る時期ということもあり、斉昭は「有志」を排斥しようとする「奸家」の策謀であるという疑念を増幅させ、その憤懣から三連枝に抗議することとな

ったのである。

結

本章での検討を整理すると、次のようになる。

斉昭の著作「告志篇」では、水戸学的世界観から、朝廷や公辺への報本反始が説かれた。その実践に際しては、忠孝一致の心掛けが強調され、尽忠の対象を主君である斉昭に収斂させる論理が用意された。斉昭にとって、天皇家や將軍家への尽忠は、国家中興すなわち水戸徳川家の再興であった。その実現のため、斉昭は家臣に文武習得を求め、習得した「持前」を通じた奉公を求めた。文武修業が必要とされた背景には、大津浜事件の経験があり、海防動員体制の構築という課題があった。こうした告志篇での主張は、斉昭の「志」と位置付けられ、水戸家臣に諭告された。

告志篇の言説を体現する存在として、斉昭は天狗派に与する家臣たちを「有志」と呼称した。「有志」は、身命を賭して水戸徳川家や主君慶篤に尽忠する存在とされ、特に領民救恤や海防充備に励む家臣を指す言葉とされた。斉昭は、「有志」を排斥する結城派を「奸物」と罵倒し、徹底的な対抗姿勢を示した。しかし、「有志」に対しても、全幅の容認をしていたわけではなかった。斉昭雪冤運動に励む天狗派に対し、斉昭は一定の理解を示すものの、過剰な訴願運動に対して度々抑制する動きを見せた。自らの雪冤の

ためとはいえ、尽忠の論理を攪乱する越訴などは、斉昭にとって容認できない行動だったのである。そうした情勢の最中、三連枝から直書下付という自らの行為を批判された斉昭は、結城派の策謀ではないかという疑念から、問題の捻れを孕みつつ、三連枝と衝突したのであった。

【註】

- (1) 斉昭にまつわる史料については、『水戸藩史料』全五冊（吉川弘文館、一九七五復刻、一九一五初出）の他に、「新伊勢物語」（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、茨城県、一九七一）、福井淳人「徳川斉昭の書状」（『古文書研究』一二、一九七六）、河内八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』（校倉書房、一九九三）、大庭邦彦編『父より慶喜殿へ 水戸斉昭一橋慶喜宛書簡集』（集英社、一九九七）、茨城県立歴史館編『幕末日本と徳川斉昭』（平成二〇年度特別展図録、二〇〇八）などで紹介されている。
- (2) 水戸徳川家の党派抗争については、乾宏巳「水戸藩党争の一考察」（『歴史学研究』二三二、一九五九）、山川菊栄『覚書 幕末の水戸藩』（岩波書店、一九七四）、水戸市史編さん委員会編『水戸市史』中巻三・四（水戸市役所、一九七六〜一九八二）、鈴木暎一「水戸藩尊攘派の思想と行動」（『季刊日本思想史』一三、一九八〇）などに詳しい。
- (3) 瀬谷義彦「解題」（『日本思想大系五三 水戸学』岩波書店、一九七三、四九一頁）。
- (4) 天保四年二月六日付藤田東湖上書（『東湖全集』博文館、一九〇九、九〇九〜九一三頁）。
- (5) 『新釈漢文大系四 孟子』明治書院、一九六一、四九二頁。
- (6) 「告志篇」（『水戸学』二二六頁）。
- (7) 『新釈漢文大系二五 書経（上）』明治書院、一九八三、一二四〜一二五頁。
- (8) 「告志篇」（『水戸学』二一〇〜二一一頁）。
- (9) 「告志篇」（同右、二一二頁）。
- (10) 「告志篇」（同右、二一一頁）。
- (11) 「告志篇」（同右、二一五頁）。
- (12) 『新釈漢文大系三三 春秋左氏伝（四）』明治書院、一九八一、一六七四頁。
- (13) 「告志篇」（『水戸学』二一二頁）。

- (14) 「告志篇」(同右、二一四頁)。
- (15) 『新釈漢文大系一 論語』明治書院、一九六〇、四〇頁。
- (16) 「告志篇」(『水戸学』二二二頁)。
- (17) 『茨城県史』近世編、茨城県、一九八五、六〇三〜六〇四頁。
- (18) 「告志篇」(『水戸学』二二六頁)。
- (19) 『茨城県史』近世編、五三〇頁。
- (20) 瀬谷義彦「大津浜異人上陸の歴史的意義」(『北茨城史壇』創刊号、北茨城市、一九八一)。
- (21) 朝倉瑠嶺子「馬琴と水戸学」(『読本研究』十一下、一九九六)。
- (22) 「天保四年癸巳日記」天保四年一月一七日条(『新訂増補 曲亭馬琴日記』第三卷、中央公論新社、二〇〇九、五三九頁)。
- (23) 天保四年二月一日付小津桂窓宛滝沢馬琴書翰(『馬琴書翰集成』第三卷、八木書店二〇〇三、一三四頁)。
- (24) 瀬谷義彦「解題」(『水戸学』四九三頁)。
- (25) 「丁酉日録」天保八年四月一日条(『水戸藤田家舊藏書類』一、東京大学出版会、一九七四復刻、一九三〇初出、一八九頁)。
- (26) 弘化四年二月朔日付三浦安庸上書草稿(『井伊家史料』一、東京大学出版会、一九五九、二三三頁)。
- (27) 「新伊勢物語」弘化二年八月二日付徳川斉昭宛阿部正弘書翰(『茨城県史料』幕末編I、二九頁)。
- (28) 「新伊勢物語」弘化二年一月二六日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰(『茨城県史料』幕末編I、三六〜三七頁)。
- (29) 同右。
- (30) 「新伊勢物語」弘化二年七月一日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰(『茨城県史料』幕末編I、二八頁)。
- (31) 同右。
- (32) 「新伊勢物語」弘化二年一月二六日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰(『茨城県史料』幕末編I、三七頁)。
- (33) 同右。
- (34) 同右。
- (35) ただし、尽忠の対象たるべき主君として、当主の鶴千代丸のみならず、退隠した身である斉昭自身を想定していることは、非常に興味深い。
- (36) 『遠近橋』東京大学出版会、一九七六復刻、一九一二初出、一二頁。
- (37) 弘化元年八月十三日付諭書(『水戸藩史料』別記下、六九七頁)。
- (38) 「新伊勢物語」弘化二年一月二六日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰(『茨城県史料』幕末編I、三八頁)。
- (39) 「新伊勢物語」弘化二年八月三日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰(『茨城県史料』幕末編I、三一頁)。

- (47) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月一五日付徳川斉昭宛松平頼繩ほか書翰（同右、一六九〇一七〇頁）。
- (46) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月一日付松平頼胤宛徳川斉昭書翰（同右、一六七頁）。
- (45) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月七日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰（同右、一六〇頁）。
- (44) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月九日付松平頼胤ほか宛徳川斉昭書翰（同右、一六四頁）。
- (43) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月七日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰（同右、一六〇頁）。
- (42) 「新伊勢物語」 嘉永元年八月六日付徳川斉昭宛松平頼胤ほか書翰（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、一五九〇一六〇頁）。
- (41) 直書下付問題の経過については、『水戸市史』中巻三（一六四〇一七八頁）に詳しい。
- (40) 嘉永元年三月二九日付高橋多一郎宛徳川斉昭書翰（『遠近橋』四七八頁）。

第二章 有志の条件 ―有志大名再考

序

本章では、徳川斉昭（水戸徳川家隠居）と伊達宗城（宇和島伊達家当主）の間で交わされた大名評を主な素材として、有志大名とは如何なる存在か、という疑問を考える。

有志大名とは、幕末政治史研究に於ける叙述概念である。その用例としては、幕末に動態化を始め、中央政局に積極的関与を示した大名群を指す場合に使用される。

有志大名の定義を試みたのは、井上勲氏である。井上氏は、一九六六年の論稿「長州藩尊攘運動の思想と構造」に於いて、有志大名を「とくに幕末、外圧を藩主という場に於て受けとめ、これを契機として明君性をうたわれた藩主群」と定義した。そして、有志大名の条件として、次の七点を示した。それは、①全国的問題への志向、②藩内の統合能力、③他の藩主との個人的接触、④幕府首脳との個人的接触、⑤朝廷内部との個人的接触、⑥藩主もしくはこれに準ずる資質、⑦主として親藩・外様大名、である⁽¹⁾。

この定義は、一九九一年の著作『王政復古』に於いても、基本的に踏襲された。該書では、有志大名を「危機の克服をみずから担おうとする藩主の一群」と定義し、有志大名によって率いられた大藩が上から

の動態化を通じて雄藩へと変貌した、と雄藩への発展要件と絡めて論じた⁽²⁾。

井上氏の有志大名論は、「仮説的提唱として」位置付けられたものの⁽³⁾、極めて説得性の高い定義として受け止められている。今日に至るまで、井上氏の定義に基づいて、有志大名という政治群が理解されている。

ここでは、井上氏の定義を踏まえつつ、当該期の史料に現れる有志大名を考察する。同時代用語としての「有志之大名」とは、如何なる大名を指した呼称だったのか。一般的な大名との違いは、如何なる点にあったのか。その顔触れは、如何なるものだったのか。こうした分析を通じて、有志大名論を今一度捉え直す。

一節 斉昭と宗城の大名評

有志か、俗物か

弘化三年（一八四六）六月、徳川斉昭は伊達宗城に書翰を送り、「諸大名人物」に関する評を求めた⁽⁴⁾。宗城は、斉昭書翰に「人物愚評」を付箋で書き加え、斉昭に返送した⁽⁵⁾。

斉昭が宗城に人物評を求めた大名は、二三名に上る。**表1**は、その二三名を一覧にしたものである。数

表1 徳川斉昭が評を求めた大名

人物	領国	身分	年齢	石高	家格	殿席	
「松平出羽守」	松平齊貴	松江	当主	32	18万6000石	親藩	大広間
「松平大和守」	松平齊典	川越	当主	50	17万石	親藩	大廊下
「松平兵部大輔」	松平慶憲	明石	当主	21	8万石	親藩	大広間
「松平陸奥守」	伊達慶邦	仙台	当主	22	62万5600石	外様	大広間
「細川兵部大輔」	細川慶前	熊本	嗣子	22	54万石	外様	大広間
「黒田」	黒田齊溥	福岡	当主	36	52万石	外様	大広間
「松平安芸守」	浅野齊肅	広島	当主	30	42万6000石	外様	大広間
「毛利大膳」	毛利慶親	萩	当主	28	36万9000石	外様	大広間
「松平因幡」	池田慶行	鳥取	当主	15	32万5000石	外様	大廊下
「松平内蔵頭」	池田慶政	岡山	当主	24	31万5200石	外様	大広間
「井伊玄蕃」	井伊直輔	彦根	嗣子	32	35万石	譜代	溜間
「松平土佐守」	山内豊熙	高知	当主	32	24万2000石	外様	大広間
「有馬筑後守」	有馬頼永	久留米	嗣子	25	21万石	外様	大広間
「南部甲斐守」	南部信侯	盛岡	嗣子	25	20万石	外様	大広間
「上杉弾正」	上杉齊憲	米沢	当主	27	15万石	外様	大広間
「松平隠岐守」	松平定毅	伊予松山	当主	30	15万石	親藩	溜間
「松平和之進」	松平和之進	桑名	当主	13	11万石	親藩	帝鑑間
「奥平大膳」	奥平昌服	中津	当主	17	10万石	譜代	帝鑑間
「松平甲斐守」	柳沢保興	郡山	当主	32	15万1288石	譜代	帝鑑間
「榊原式部」	榊原政恒	高田	当主	33	15万石	譜代	帝鑑間
「小笠原左京大夫」	小笠原忠徹	小倉	当主	39	15万石	譜代	帝鑑間
「津軽越中」	津軽順承	弘前	当主	47	10万石	外様	大広間
「松前志摩」	松前昌広	松前	当主	22	1万石格	外様	柳間

多いる大名の中から、この二三名の
評判が求められた理由は、どこにあ
ったのだろうか。

（齊）一松平和之進と云ハ不存人

也、未幼年と存候、御覽被

成候処如何

（宗）近来出殿仕候、十二三歳可相

成、万事真田信濃守、親類故

世話仕候様子御座候、同人へ

御尋御座候ハ、明了可仕候

右は、桑名松平家当主「松平和之
進」、後の松平定猷に関する評であ
る。斉昭は、和之進を「不存人」と
して、宗城の見立てを問うている。

「万事真田信濃守、親類故世話仕候様子」とあるのは、和之進の正室貞子が松代真田家から輿入しており、「真田信濃守」こと真田幸貫（松代真田家当主）が親類として「世話」に当たっていることを指している。宗城は、真田に尋ねれば和之進の人柄は明瞭である、と言及している。

つまり、斉昭は、自身が知らない和之進が如何なる人物なのか、その情報を求めて宗城に問い合わせることが判る。人物評を求められた二三名は、一様に斉昭との接点が皆無もしくは僅少の人物たちであった。

では、なぜ斉昭はこのような人物評を求めたのだろうか。

（斉）一有馬筑後守、是ハ下官度々於営中も見かけ、尤懇ニ面晤致度候へきか、逢候節ハいつも／＼父子一同ニて、親ハつまらぬ人故咄も致し不申候へき、筑後ハ親と違、余程有志ニ見え申候、是ハ懇意被成候てよろしき人と存候

（宗）如尊命志御座候而、旧弊矯回可仕と憤発、当時専精励仕候、其内去夏帰邑頃より以之外不相勝、一旦ハ甚気支之処、追日快服仕候、右故昨年ハ格別不手下越多度申越遺憾仕候、初冬迄ニハ出府可仕と奉存候、只今志持張仕候、震起可仕奉存候

右は、「有馬筑後守」こと有馬頼永（久留米有馬家嗣子）に関する評である。斉昭は、頼永が「余程有志」

と見えることから、「是ハ懇意被成候てよろしき人」との見解を示している。その一方で、頼永の「親」である有馬頼徳（久留米有馬家当主）については、「つまらぬ人」であることから会話もしない、と断じている。

ここでは、有馬父子をめぐつて、懇意にすべき人柄を選別していることが窺える。では、斉昭にとって懇意にすべき人物の指標とは、どこにあったのだろうか。

（斉）一松平甲斐守ハ如何の人ニ候哉、未嫡子も見え不申、年若と存候処、有志と見え候哉、全の俗物か如何

（宗）三十四五ニ可相成、有志とも不相見、乱舞好候由御座候

右は、「松平甲斐守」こと柳沢保興（郡山柳沢家当主）に関する評である。斉昭は、柳沢が「有志」か「俗物」かを問い、それに対して宗城は「有志」には見えない、と回答している。

表2は、斉昭と宗城の大名評を整理したものである。このうち、斉昭は一七名について、「有志」か否か、宗城に尋ねている。つまり、斉昭にとって最大の関心事は、その大名が「有志」の素質を有しているか否か、という点にあった。選別の指標は、「有志」であることに求められたのである。

斉昭が交際に値する人物を選別する理由としては、次の二点が考えられる。

表2 徳川斉昭と伊達宗城の大名評

伊達慶邦	松平慶憲	松平齊典	松平齊貴	人物	
				有志	人物
-	-	×	×	有志	有志か俗物か
是ハ御咄杯も相成候哉 如何有志に相成候哉	有志ニ候哉如何	あまり有志ニも見 え不申候へき 奉存候	有志の人ニ候哉、 又俗物ニ候哉 御座間敷 有志と申程ニハ有	斉昭	宗城
		格別有志と申程ニ ハ有御座間敷やと 奉存候		斉昭	宗城
		其内随分家来共 武来世話仕／就中 近來相海口鎮撫 被仰付候杯而 ハ、手当杯種々 心配、何分奉 候共、励仕候 意ニ御座候様 存候		斉昭	宗城
				宗城	海防への志向
				斉昭	藩政への志向
国政向共、種々 候別御窮連々 耗費御座候、 事從之仕候、 共、從之可 御座候儀深 候御座候儀 仕哉と深心 配仕有			国政向格別 候様ニも不 強仕 奉存候	宗城	藩政への志向
被是 存候 是 い また 廿 歳 計 と 廿 三 歳 相 成 申 候	是も未武鑑ニ内室 見え不申候へハ、 年若と見え候 存妻未無御座候様奉	年も余程の様覚申 候へき 年来五十有余	未嫡子等も見え不 申候へハ、定て年 若と存候／肥前守 娘内室ニ候へハ、 少しハ肥前の仕込 二有之可有之 哉	斉昭	宗城
			相成／粹無御座、 弟一人御座候／妻 当肥前守妹ニ候	宗城	年齢・婚姻
幼年の節向三度見 掛候事候へき 度々面会仕候ニ付			下官ハ一度も逢不 申やう覚申候 壤可仕と奉存候	斉昭	備考
	温和無事	丸々と肥たる人の 様ニ覚申候処、や はり其人ニ候哉		宗城	備考

第二章 有志の条件

人物	池田慶行	毛利慶親	浅野齐肃	黒田齐溥	細川慶前	有志
有志か俗物か	△	×	(×)	(○)	-	有志か俗物か
海防への志向	志之処只今より愚 眼ニ而何とも難奉 申上候	有志ニテ諸事行届左程有志とも不奉 候人ニも可有之哉存候	有志か如何／御咄 の様子如何	有士ニ有之哉如何	有士ニ候哉の咄杯 如何	海防への志向
藩政への志向	若年故文武共修行 最中ニ御座候	下官杯同様寺院破 却致候敷ニも承り 候へハ有志と被 存候如何	文武の義承り及不 病身故文武共不仕 申候	是ハ海防の役ニ候 へハ是非不好とも 有志の論も可有之 越候	文武共不好方か 壯年故文武共心懸 候様子御座候	藩政への志向
年齢・婚姻	可前前申近 有守守候頃 之ハ娘ノ未 哉ハよのも幼 如何遣し、室 有候候ハ二見 志ニ位肥候え 存縁方は、肥 候ニより、前 而遣候同守四 事候間、人娘五 と奉候事、母遺 奉候事、因候儀 不存人、幡守 存人、其	成事と存候 も三四十位ニハ 相ニハ子奉 奉存候	嫡子等見え不申候 相成候半被察候 へ共、年ハ余程ニ 三十四五歳可相成	薩州の縁有之候	一度も面会不致候 無守異和平／矢張越 中守氣質と奉存候	年齢・婚姻
備考	不存人也	此節の人物か存不申 候者、杯毎月会仕 御座候、別懸御座 候様、家来ニハよ 見聞仕	万事不足之様子奉 存候	行違一度も面談不 随分氣象御座候様 奉存候	一度も面会不致候 無守異和平／矢張越 中守氣質と奉存候	備考

第二章 有志の条件

人物	池田慶政	井伊直輔	山内豊熙	有馬頼永	南部信侯	上杉齊憲
有志	-	-	(○)	○	×	-
有志か俗物か	齊昭 有志らしく見え申 候哉、全くの俗物 如何御咄合杯にてハ		御咄杯出来候人か 如何	筑後ハ親と違、余 程有志ニ見え申 候、是ハ懇意被成 存候てよろしき人と	親位の者か又有志 ニ可有之哉	御咄向如何
	宗城			只今志持張仕候	有志と不奉存候	
海防への志向	齊昭					
	宗城		文学志厚御座候得 共、病身故不在			
藩政への志向	齊昭					
	宗城			如、尊命志御座候 而、舊弊當時專精仕 励と憤候		
年齢・婚姻	齊昭	内室嫡子まで見え 申候へハ、幼年成 と見え候	是も近頃嫡子ニ相 成候よしノ年も廿 如何の人かと被察候	下官存候ハ五十計 の人ニ候へきか		未嫡子等も見え不 申候へハ、又若二 居候哉ノ五十計の 人ニ候哉
	宗城	近來奥平家より参 座参り候ノ末六歳 候ノ妻ハ未家より 廿四歳と奉存候	廿四五歳と奉存候 人物不存	二奉存候 三十二歳位	二十四五歳可相成 敷と奉存候	当正ハ廿七八歳 可相成ノ先頃奉 頭候人物ハ、松内 蔵
備考	齊昭	是もよく不存申		懇ニ面晤致度候へ つきか、逢候節ハ て、親ハつまらぬ 人故咄も致し不申 候へき	存候人ニ候処、只 候ハさそさそ成長 候半	
	宗城	人物温和無事ニ奉 存候	人物之所ハ一面識 計故何とも難奉 申上候	心底温和之生質と 奉存候私共益友と	懇意ニ談話仕候儀 も無御座候	少気節御座候方敷 と奉存候

第二章 有志の条件

人物	松平定毅	松平和之進	奥平昌服	柳沢保興	榊原政恒	小笠原忠徴
有志	(×)	-	-	×	-	-
有志か俗物か	齊昭			有志と見え候哉、 全の俗物か如何哉	有志か如何	有志か如何
	宗城			有志とも不相見		
海防への志向	齊昭				少しハ文武好候人	
	宗城					
藩政への志向	齊昭					
	宗城					
年齢・婚姻	齊昭			未嫡子も見え不 申、年若と存候	水越娘を内室ニ致 候やう見え申候	内室等も見え不申 候ハ、幼年ニも 可有之哉
	宗城			三十四五ニ可相成		
備考	齊昭		下官存候人ハ和蘭 計杯を好人ニ蘭 で、實用の方より ハ弄を樂しミ候へ 右人ニ候哉			下官存候人ハ和蘭 計杯を好人ニ蘭 で、實用の方より ハ弄を樂しミ候へ 右人ニ候哉
	宗城		仕候様御座候 濃守ノ親類故世話 候ノ事眞田信 候ノ事眞田信 候ノ事眞田信			下官も存居り申候 ハ共、修理の間ニ ハ見聞申上候ノ ハ見聞申上候ノ ハ見聞申上候ノ ハ見聞申上候ノ

第一に、大名交際に於ける江戸城殿席の問題である。殿席を同じくする大名は、江戸城登城時に同席となり、顔を合わせる機会があった。また、大目付からの廻状などが殿席単位で廻達される留守居廻状⁽⁶⁾、新しく席入りした大名に対して席の格式を教示する「御引請」、さらには両敬関係など⁽⁷⁾、さまざまに交際を育む機会があった⁽⁸⁾。一方で、殿席が異なれば、縁戚関係を有さない限り、江戸城内で「見かけ」る程度の接触しかなかった。

第二に、斉昭の身分の問題がある。大名評が交わされた弘化三年当時、斉昭は隠居の身分であった。同

松前昌広	津軽順承	人物						
(×)	×	有志						
	却て親ニ引かへ有有志と申様ニハ無志ニも可有之哉 御座奉存候	有志か俗物か	斉昭	宗城				
		海防への志向	斉昭	宗城				
北狄鎮撫防禦行届 申問敷と有志の者 共の論尤ニ存候	北虜鎮撫之次 座候処ハ右体御 深々如何ハ防禦指 杯々恐入候御座 位之小北鎮被仰 付候而ハ国力相領 候とも難行届と奉							
		藩政への志向	斉昭	宗城				
		年齢・婚姻	斉昭	宗城				
	大隅守末家より相 統候ノ見受申候 五十余と見受申候							
甚不評伴ニ候		備考	斉昭	宗城				
如尊命不行跡之儀 御座候様承候御座 間敷御座候様承候御座	何事如何無御座 万事如何無御座							

年七月、老中阿部正弘が斉昭に宛てた書翰に於いて、斉昭が「当時御退隠之御事」であるため、江戸城登城などの往来は「六カ敷事」と述べている⁽⁹⁾。隠居の身分では、江戸城登城や大名屋敷の往来といった、交際上不可欠な行動に制限が生じたのである。

斉昭の交際は、こうした制約下にあった。したがって、斉昭は宗城に交際すべき「有志」を尋ね、交際に値する大名を選別したのである。

文武への志向

では、如何なる人物が「有志」と認定されたのか。斉昭と宗城の評を分析すると、二つの条件が浮かび上がってくる（表2）。その第一は、文武への志向である。

（斉）一細川兵部大輔ハ一度も面会不致候処、有士ニ候哉の咄抔如何、文武共不好方か

（宗）無異和平、壮年故文武共心懸候様子御座候、矢張越中守気質と奉存候

右は、「細川兵部大輔」こと細川慶前（熊本細川家嗣子）に関する評である。ここでは、細川が文武を好むか否かが問われており、「文武共心懸候様子」であることが回答されている。大名における文武の心掛けについて、斉昭が関心を寄せていることが判る。

(齊) 一松平大和守ハ丸々と肥たる人の様ニ覺申候処、やはり其人ニ候哉、あまり有志ニも見え不申候へき、面晤杯ニてハ如何、年も余程の様覺申候へき

(宗) 被遊御覽候人物ニ御座候、年来五十有余、格別有志と申程ニハ有御座間敷やと奉存候、其内随分家来共文武之世話仕、就中近来房相海口鎮撫被仰付候ニ付而ハ、手当向杯種々心配勉強仕候様子候得共、何分不如意ニ御座候様奉存候

右は、「松平大和守」こと松平斉典(川越松平家当主)に関する評である。宗城の評によると、斉典は「有志」ではないが、川越松平家中では「文武之世話」がされており、「房相海口鎮撫」の手当に勉強している様子である、と述べられている。「房相海口鎮撫」とは江戸湾警衛のことを指しており、文政三年(二八二〇)、川越松平家は三浦半島の警衛を命じられている⁽¹⁰⁾。ここでは、文武世話と海防警衛とが関連付けられていることが判る。

(齊) 一黒田ハ薩州の縁有之候処、行違一度も面談不致、有士ニ有之哉如何、是ハ海防の役ニ候へハ是非不好とも有志の論も可有之哉

(宗) 随分気象御座候様奉存候、当時國務杯折角勉強仕候、海防議論も時々申越候、深々心配仕候様子追々可行届と奉存候

右は、「黒田」こと福岡黒田家に関する評である。「黒田ハ薩州の縁有之候」と、鹿児島島津家と血縁に触れられていることから、島津重豪（鹿児島島津家八代当主）の実子である黒田斉溥（福岡黒田家当主）のことを指している。斉昭は、黒田家は「海防の役」を勤めているため、好むと好まざると「有志の論」がなくてはならない、と述べている。「海防の役」とは、福岡黒田家と佐賀鍋島家が長崎警衛を担当していることを指している。黒田家が長崎警衛を担当していることから、斉昭は黒田に「有志の論」を求め、宗城は黒田と「海防議論」を談じていることを述べている。

つまり、有志の条件の第一は、文武への積極的な志向性である。それは、大名個人における文武の心掛けから始まり、家中での文武振興、そして海防警衛への取組が射程とされた。

国政への志向

第二に、国政への志向である。

(齊) 一松平陸奥守ハ幼年の節両三度見掛候事候へき、只今にてハさそく成長と存候、是ハ御咄杯も相成候有志に相成候哉如何、是いまた廿歳計と被存候

(宗) 廿三歳相成申候、不外同家之義ニ付度々面会仕候、国政向種々心配仕候得共、連年之凶耗別而

窮迫仕、愧事百端御座候、尚追々憤発可仕候得共、従来之旧弊挽回仕候儀如何可有御座哉と深心配仕候、此段御憐察奉願候

右は、「松平陸奥守」こと伊達慶邦（仙台伊達家当主）に関する評である。斉昭が「有志に相成候哉」と問うのに対し、宗城は慶邦が「国政向種々心配」しているものの「従来之旧弊挽回」が如何様になっているのか「心配」していると漏らしている。ここでいう「国政向」とは、家中の政事を指す。政事に「憤発」することで「旧弊挽回」が実現される、と宗城は考えていることが判る。

では、「旧弊挽回」とは、具体的に如何なることを想定しているのだろうか。

（齊）一毛利大膳、此節の人ハ如何様の人物か存不申、内室も武鑑ニハ無之候へ共、妾服ニハ子供も有之やう承り及候へハ、年も三四十位ニハ相成事と存候、此間何か御賞し等有之候へハ、有志ニて諸事行届候人ニも可有之哉、下官杯同様寺院破却致候歟ニも承り候へハ、有志と被存候如何

（宗）廿六七歳可相成、妻ハ養父修理大夫娘ニ御座候、未幼年ニ御座候、妾服ニハ子供御座候様奉存候、三四年前迄相詰御座候処、其節ハ肥前守、土佐守、私杯毎月会読ニ而出会仕、別懇御座候き、左程有志とも不奉存候、乍然家来ニハよき者御座候様見聞仕候、先般不存寄蒙 御賞誉候

儀も平日勉勵之応と難有奉存候、昨今年ハ間違面会不仕候故、進歩之程如何や弁別不仕候

右は、「毛利大膳」こと毛利慶親（萩毛利家当主）に関する評である。斉昭は、自身と同様に慶親が「寺院破却」したことを聞き及んでいることから、彼を「有志」と見込んでいる。ここにいう「寺院破却」とは、慶親が実施した淫祠解除政策を指している⁽¹¹⁾。斉昭も、天保年間に同様の政策を実施しており、自らの寺院破却については「下官代永無住の寺又ハ破戒不如法之僧追院致し、寄寺ニ致し候へハ村々入費も減」と、領村への負担回避の意図があったと語っている⁽¹²⁾。寺院破却による風俗一新を實行することで「旧弊矯回可仕と憤発」する、そうした取組が「志御座候」とされる判断基準であった。つまり、有志の条件の第二は、国政への志向性である。家中の政事に憤発・勉勵し、「旧弊挽回」への取組を示すことが、「有志」と目される条件であった。

有志の教育

ところで、斉昭は大名評を認めるに当たり、武鑑を参考にしていることが窺える。

(齊) 一松平兵部大輔、是も未武鑑ニ内室見え不申候へハ、年若と見え候処、有志ニ候哉如何

(宗) 年来二十四五歳、温和無事、妻未無御座候様奉存候

右は、「松平兵部大輔」こと松平慶憲（明石松平家当主）に関する評である。斉昭は、武鑑を参照し、慶憲に内室がないこと、年若と思われること、を宗城に確認している。

（斉）一松平因幡も不存人也、近頃の家督と見え申候、如何の人物ニ候哉、未幼年ニ候哉、是も内室ハ肥前守娘のよし、肥前守より遣し候位ニ候ハ、有志ニ可有之哉如何

（宗）十四五歳可相成、若年故文武共修行最中ニ御座候、志之処只今より愚眼ニ而何とも難奉申上候、肥前守娘遣候儀は、同人母因幡守方より参候間、其縁ニ而遣候事と奉存候

右は、「松平因幡」こと池田慶行（鳥取池田家当主）に関する評である。ここでも斉昭は、池田が幼年であること、「肥前守娘」が内室であること、に關心を寄せている。「肥前守」とは鍋島斉正（佐賀鍋島家当主）のことであり、「肥前守娘遣候儀」とは天保一四年（二八四三）に鍋島の娘貢姫と婚約したことを指している。

このように、斉昭は大名の年齢と婚姻に大きな關心を寄せていたことが判る。このことは、池田の評に「肥前守より遣し候位ニ候ハ、有志ニ可有之哉如何」とあるように、「有志」の是非と婚姻の問題が大きく関係しているからである。

（斉）一松平出羽守ハ下官ハ一度も逢不申やう覚申候、有志の人ニ候哉、又俗物ニ候哉、武鑑ニて見

候へハ、未嫡子等も見え不申候へハ、定て年若と存候、乍然肥前守娘内室ニ候へハ、少しハ肥前の仕込ニて有志ニ可有之哉、御統柄定て御承知と存候故、承り申候

(宗) 年来三十六七歳可相成、国政向格別勉強仕候様ニも不奉存候、有志と申程ニハ有御座間敷、其内柳営勤向礼式杯ハ取調、弁別仕居候間、毎時私共世話ニ相成申候、悴無御座、弟一人御座候、妻当肥前守妹ニ候得共、参暇詰違ニ相成候間久々面会も仕間敷、切磋も難相成、尤人物肥前守とハ宵壤可仕と奉存候

右は、「松平出羽守」こと松平斉貴（松江松平家当主）に関する評である。斉昭は、斉貴が鍋島と縁戚であることに注目し、「少しハ肥前の仕込ニて有志ニ可有之哉」と尋ねている。ここでは、斉貴が義父の鍋島によって「有志」に「仕込」まれていることが期待されている。「仕込」とは、教育や感化の意である。つまり、斉昭は「有志」の資質を有する大名に注目するばかりでなく、婚姻関係を通じて年若の大名を「有志」へと感化・教育することを想定していた。そして、彼らを「仕込」む存在として、鍋島や「薩州」こと島津斉彬（鹿児島島津家嗣子）に期待が寄せたのである。

二節 有志の顔触れ

弘化三年の有志

では、「有志」とは誰を指すのか。大名評で伊達宗城が「有志」と明言したのは、有馬頼永のみであった。

大名評を認めた直後、宗城は徳川斉昭に宛てて、次のような書翰を送っている。

扱夷を払候策ハ海軍艦大銃之外ハ一切無之と、御卓見被為在候旨、浅陋之愚僕奉議候ハ、乍憚当今之急務御高説之外所詮無御座候、神奇妙策も両器製造上ならてハ施候事も難出来儀と奉御同意候、将軍艦製作之儀一席中有志之面々船なくして不相成と衆議仕候て、此節相願候時に可有之と被思召候旨、懇々厚奉蒙御教戒、重疊難有儀実ニ本邦之一大事ニ付、尚有志之肥前守、修理大夫、和泉守、土佐守先ツ此四人位ニ御座候面々申談様可仕と奉存候⁽¹³⁾

宗城は、異国船打払のために「海軍艦」と大砲の配備を求める斉昭の主張に賛意を示し、特に「軍艦製作之儀」については「一席中有志之面々」の間でも公儀への願出を「衆議」している、と報じている。ここでは、「有志之面々」として、四名の大名の名が挙げられている。

「肥前守」こと鍋島斉正は、大名評に於いても、有志の「仕込」を期待された大名である。別の斉昭宛書翰に於いても、宗城は鍋島と「格別之間柄」であると述べている⁽¹⁴⁾。宗城の正室益子（鍋島斉直娘）は佐賀鍋島家から輿入れしており、宗城と鍋島は義兄弟の間柄になる。

「修理大夫」こと島津斉彬も、有志の「仕込」を期待された人物である。また、海外情勢にも明るいため、⁽¹⁵⁾「修理・肥前、愚僕会集仕候而、和親通商之不利と事ハ切磋仕候儀と、篤修理も弁別仕居」とあるように、宗城や鍋島と通商問題に関する意見交換を行っていた⁽¹⁵⁾。また、頼永とは縁戚があり、頼永の正室晴子（島津斉宣娘）は斉彬の養妹に当たる人物である⁽¹⁶⁾。

「和泉守」こと藤堂高猷（津藤堂家当主）は、宗城が「当今同席中勉励有志の一人」と称した人物である⁽¹⁷⁾。当時、藤堂の治政は評判高く、「君臣共一和致し能治り有之」と噂された大名である⁽¹⁸⁾。

「土佐守」こと山内豊熙（土佐山内家当主）は、宗城が「益友」と評した人物である。毛利慶親の評に於いて、「其節ハ肥前守、土佐守、私杯毎月会読ニ而出会仕」とあるように、鍋島・山内・宗城・毛利の四名で会読のために毎月出会していることが判る。また、山内の正室候姫（島津斉興娘）は斉彬の実妹であり、斉彬と山内は義兄弟になる。

嘉永三年の有志

嘉永三年（一八五〇）二月、伊達宗紀（宇和島伊達家隠居）は斉昭に宛てて、次のような書翰を送った。

南部当主ノ義は、文武人ニ相成候様被遊旨奉謹承候、何卒相励ミ、以来追々ニハ志憤発仕、国家へ志厚相成候様、乍不及愚息へも申聞、相励シ可申、当南部ハ前退身ノ仁よりハ世才ハ有之由に承り、愚息ハ度々別懇仕候間、承り申候⁽¹⁹⁾

「南部当主」とは、南部謹敦（盛岡南部家当主、後に利剛と改名）のことである。謹敦は、嘉永二年（一八四九）、兄の南部信侯（盛岡南部家一三代当主）の後を継いで家督相続した。宗紀は、謹敦が「文武人」であることや「国家へ志厚」い人物であることを宗城から聞き及んでいる、と述べている。ここでは、「有志」の語は使われていないものの、文武の心掛けと国政への志向が述べられており、謹敦が「有志」と見なされていたと考えられる。なお、謹敦の正室明子は、斉昭の娘である。

同年七月、斉昭は宗城に宛てた書翰の中で、次のように述べている。

御尋向ニ付、異説等認申候へ共、尚又鍋・黒・松越・薩州^修理・藤堂・真田等、其外多の有志へ御問の上、是非の義ハ御定が可然候事

明論も有之候ハ、御教示可給、又有志の中よろしき考ニても御聞及候ハ、是非承り申度候、此段御頼置申候⁽²⁰⁾

書翰の趣旨は、宗城に軍船製造法について教示するもので、右はその末文である。斉昭は、「有志」での議論を望み、他に「明論」があれば教示されたい、と宗城に伝えている。ここで「有志」として指名されているのは、鍋島・斉彬・藤堂の他に、「黒」・「松越」・「真田」の三名である。

「黒」こと黒田斉溥は、大名評が求められた人物であり、斉昭が注目する大名であった。宗城も、有志とは明言しないものの、「随分氣象御座候様奉存候」と、その人柄を述べている。また、「黒田ハ薩州の縁有之候」とあるように、黒田は島津重豪（鹿児島島津家八代当主）の九男として生まれ、文政五年（一八二二）に福岡黒田家の養嗣子となった。

「松越」とは、松平慶永（福井松平家当主）である。田安德川家に生まれ（田安斉匡実子）、天保九年（一八三八）に福井松平家の家督を相続した。

「真田」とは、天保・弘化期に老中を勤めた、真田幸貫である。斉昭は、老中就任以前より「文武共に心懸」る人物であるとして真田に注目しており、「当時御老中可被仰付人物にてハ第一歟」と述べていた⁽²¹⁾。

有志の範疇

以上を整理すると、嘉永三年時点までに「有志」と認定された大名は、有馬頼永・鍋島斉正・島津斉彬・藤堂高猷・山内豊熙・南部謹敦・黒田斉溥・松平慶永・真田幸貫であった。これに斉昭と宗城を加えた一一名が有志大名ということになる。

彼らは凡そ外様国持大名である（表3）。しかし、斉昭は最初から、外様国持大名に限った「有志」の選別を考えていたわけではない。表1を見れば明らかのように、斉昭が評を求めた大名には譜代大名が多く名を連ねている。殿席や親疎の別に関わらない、より広範な人物選定を行っていたことが判る。

では、斉昭の選別基準は、如何なる点にあったのだろうか。

（斉）一当松前志摩甚不評伴二候へきか、定て事実御承知と存候、下官も彼是承り申候へ共、尚委細の義御聞申候、北狄鎮撫防禦行届申間敷と有志の者共の論尤ニ存候

（宗）如尊命不行跡之儀御座候様承候得共、近来絶音故、委細之事承知不仕、全ク虚評にも有御座間敷、北虜鎮撫之大任御座候処、右体之次第二而ハ防禦指揮杯如何可有御座や深々恐入候儀、当時帰邑相願保養中と相聞申候、尤松前位之小家北鎮被仰付候而ハ国力相傾候とも難行届と奉存候

表3 有志大名の顔触れ

人物	領国	身分	年齢	石高	家格	殿席	縁戚	備考
有馬頼永	久留米	嗣子	25	21万石	外様	大広間	室晴子 ← 鹿兒島島津家より奥入	弘化3年没
鍋島斉正	佐賀	当主	33	35万7000石	外様	大広間	妹 光 → 松江松平家へ奥入 娘建子 → 川越松平家へ奥入 娘宏子 → 熊本細川家へ奥入 娘幸子 → 鳥取池田家へ奥入	
島津斉彬	鹿兒島	嗣子	38	77万800石	外様	大廊下	妹祝姫 → 高知山内家へ奥入 弟斉敏 → 岡山池田家へ養子入 妹晴子 → 久留米有馬家へ奥入	
藤堂高猷	津	当主	34	32万3950石	外様	大広間	息慶賛 → 福岡黒田家へ養子入 息定昭 → 伊予松山松平家へ養子入	
山内豊熙	高知	当主	32	24万2000石	外様	大広間	室祝姫 ← 鹿兒島島津家より奥入 妹 貞 → 米沢上杉家へ奥入 娘綱子 → 広島浅野家へ奥入	嘉永元年没
南部利剛	盛岡	当主	25	20万石	外様	大広間	室明子 ← 水戸徳川家より奥入	
黒田斉溥	福岡	当主	40	52万石余	外様	大広間	島津重豪九男 嗣子慶賛 ← 津藤堂家より養子入	
松平慶永	福井	当主	23	32万石	家門	大廊下	室 勇 ← 熊本細川家より奥入	
真田幸貫	松代	当主	60	10万石	外様	帝鑑間	松平定信二男	嘉永5年没
徳川斉昭	水戸	隠居	51	35万石	親藩	大廊下	娘明子 → 盛岡南部家へ奥入 息慶徳 → 鳥取池田家へ養子入 息直侯 → 川越松平家へ養子入 息茂政 → 岡山池田家へ養子入 娘孝子 → 仙台伊達家へ奥入	
伊達宗城	宇和島	当主	33	10万石	外様	大広間	室 猶 ← 佐賀鍋島家より奥入 息幸民 → 松代真田家へ養子入 息宗敦 → 仙台伊達家へ養子入 息昌邁 → 中津奥平家へ養子入	

註：年齢は、有馬頼永～山内豊熙が弘化3年時点、南部利剛～伊達宗城が嘉永3年時点のもの

右は、「松前志摩」こと松前昌広（松前家当主）に関する評である。ここでは、蝦夷地警衛について、「松前位之小家」では「国力相傾候とも難行届」と、松前家による蝦夷地警衛に不安が示されている。海防充備のためには、相応の石高が必要とされている。それは、軍事的財政的基盤が脆弱であれば海防動員体制の構築は実現できない、と考えられている。大名評にある二三名の共通点も、石高が一〇万石以上の規模を有する点であった。斉昭は、海防や国政へ

の志向を充足させるためには、それに相応する石高を有する大大名でなければならぬ、と認識していたのである。

しかし、結果として、有志大名は外様国持大名が大半であった。そこには大名交際に於ける限界があった。宗城の評にも、溜間詰や帝鑑間席の大名について、「人物之所ハ一面識計故、何とも難奉申上候」や「以下六人知己ニ無御座候」との文言があり、殿席が異なれば人物を評価する程度の交際関係を持つことすら困難であったことが窺える。その結果が、宗城の「一席中有志之面々」という言葉が象徴しているように、⁽²²⁾宗城と殿席を同じくする大名、すなわち大広間大名に「有志」の枠が限られてしまったのである。

結

本章での検討を整理すると、次のようになる。

徳川斉昭と伊達宗城の大名評から、彼らが「有志」と認定するには二つの要件が求められていたことが判った。一つは文武への志向であり、それは海防動員体制の構築を射程に据えたものであった。もう一つは国政への志向であり、藩政改革を通じた大名家の中興が目指されたためであった。

「有志」には、二つの要件を備えることが求められたが、それは生来の資質として求められたものでは

なかった。斉昭は、縁戚を通じて、「有志」による「仕込」を期待した。そのことは、「有志」たる資質は教育することが可能である、と認識されていたことを意味する。

弘化く嘉永期の「有志」の顔触れは、有馬頼永・鍋島斉正・島津斉彬・山内豊熙・南部利剛・黒田斉溥・松平慶永・真田幸貫、それに斉昭と宗城であった。「有志」たり得る大名は、一〇万石以上の石高を有することが前提とされており、それは海防問題や藩政改革を実現する支配基盤が脆弱であってはならないからであった。斉昭が「有志」を求めた範疇には、譜代大名も多く見られた。しかし、大名の殿席交際という枠組から脱皮することはできず、結果的に「有志」の顔触れは外様国持大名に限定されてしまうこととなった。

〔註〕

- (1) 井上勲「長州藩尊攘運動の思想と構造」（『史学雑誌』第七五編第三号、一九六六）。
- (2) 井上勲『王政復古』中央公論新社、一九九一、六三頁。なお、雄藩については、「独立の政治単位として、幕末の政治社会に動態的な軌跡をえがききつた藩」として定義されている（同、五九頁）。
- (3) 前掲井上「長州藩尊攘運動の思想と構造」。
- (4) 弘化三年六月八日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』校倉書房、一九九三、九頁）。
- (5) 弘化三年七月朔日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（同右、一二く一八頁）。以下、本節に於ける史料引用は、特に断らない限り、同史料に拠る。
- (6) 留守居廻状については、笠谷和比古「大名留守居組合における互通文書の諸類型」（『史料館研究紀要』

- 一四、一九八二）、同『江戸御留守居役』（吉川弘文館、二〇〇〇）などに詳しい。
- (7) 大名の兩敬關係については、新見吉治「兩敬と片敬」（『日本歴史』八一、一九五五）、白根孝胤「尾張家における「兩敬」の形成と將軍權威」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四篇、清文堂出版、二〇〇九）などに詳しい。
- (8) 大名の交際については、服藤弘司『大名留守居の研究』（創文社、一九八四）、松方冬子「「不通」と「通路」」（『日本歴史』五五八、一九九四）などに詳しい。
- (9) 「新伊勢物語」弘化三年七月一二日付徳川齊昭宛阿部正弘書翰（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、茨城県、一九七一、六二頁）。
- (10) 江戸湾や長崎の海防体制については、原剛『幕末海防史の研究』（名著出版、一九八八）に詳しい。
- (11) 長州毛利家の淫祠解除政策については、三宅紹宣『幕末・維新时期長州藩の政治構造』（校倉書房、一九九三、二一三〜二四〇頁）に詳しい。
- (12) 「新伊勢物語」弘化三年一月二〇日付阿部正弘宛徳川齊昭書翰（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、一〇四頁）。
- (13) 弘化三年八月九日付徳川齊昭宛伊達宗城書翰（『徳川齊昭・伊達宗城往復書翰集』二〇〜二二頁）。
- (14) 弘化三年八月二一日付徳川齊昭宛伊達宗城書翰（同右、二七頁）。
- (15) 弘化三年一月五日付徳川齊昭宛伊達宗城書翰（同右、三六頁）。
- (16) 晴子は、血縁上、斉彬の叔母に相当するが、頼永との縁談に際して島津斉興（鹿兒島島津家一〇代当主）の養女となっている。
- (17) 弘化三年一月二一日付徳川齊昭宛伊達宗城書翰（『徳川齊昭・伊達宗城往復書翰集』五八頁）。
- (18) 嘉永六年一月二〇日付内目付上書（『井伊家史料』三、東京大学出版会、一九六三、二四二頁）。
- (19) 嘉永三年二月二五日付徳川齊昭宛伊達宗紀書翰（『徳川齊昭・伊達宗城往復書翰集』二四七頁）。
- (20) 嘉永三年七月付伊達宗城宛徳川齊昭書翰（同右、二六三頁）。
- (21) 天保九年一月二三日付徳川齊昭上書（『水戸藩史料』別記上、吉川弘文館、一九七五復刻、一九一五初出、一一五頁）。
- (22) 弘化三年八月九日付徳川齊昭宛伊達宗城書翰（『徳川齊昭・伊達宗城往復書翰集』二〇頁）。

第三章 有志の交流 — 蘭書貸借活動を事例に

序

本章では、有志大名の間で盛んに展開した蘭書貸借活動を通じて、有志大名の交流が如何なるものであったのか、という疑問を考える。

有志大名の交流については、一八四〇年代頃より「海外情報・西欧知識・科学技術情報の交換を、一つの結節点としていた」ことが指摘されている⁽¹⁾。特に、オランダ風説書を初めとする海外情報については、徳川慶勝（尾張徳川家当主）や黒田斉溥（福岡黒田家当主）を事例とした分析が進んでいる⁽²⁾。こうした情報網は「対外情報、あるいは西洋学術の摂取を目的とした情報ネットワーク」として形成されており、「ネットワークのリーダー的存在」として徳川斉昭（水戸徳川家隠居）があったことが指摘されている⁽³⁾。

ここでは、そうした有志大名の交流網の実態について、蘭書の貸借という側面を考察する。蘭書に注目する理由は、次の二点にある。第一に、当該期に於いて、蘭書は西洋の情報・技術・風俗などを伝える多彩な文物であったため、有志大名は蘭書を競望したからである。第二に、交流網を分析する際、「直接には目に見えないもの」という困難さが付随するが⁽⁴⁾、書籍体としての実態を持つ蘭書の広まりを追うこと

で、交流網の広がりを追跡することが容易だからである。

一節 蘭書貸借の実態

情報収集

書籍の貸借を行う際、まず必要となるのは、誰が如何なる書籍を所有しているのか、という所蔵情報である。それは、貸借関係を取り結ぶ相手を定める拠所となるだけでなく、自身が収集すべき書籍を取捨選択する判断基準ともなるからである。

有志大名は、他大名の所蔵情報を熱心に収集し、書翰などを通じた情報交換を頻りに行っていた。

一蘭書之儀未タ手ニ入兼申候、真田ニは四五部手ニ入候やニ承候、陸地之アルチルレリー手ニ入候由、内々承り申候、私方ニはイキリス語にて和解仕候字声綱目二冊、此間取入申候、此節珍敷書多、通詞持越申候由ニ御座候、委敷儀は承り不申候⁽⁵⁾

右は、弘化三年（一八四六）二月、島津斉彬（鹿児島島津家嗣子）が徳川斉昭に対し、蘭書の入手を報じた書翰である。ここでは、斉彬は「蘭書」を入手しかねているが「字声綱目」和解本を入手したこと、真田幸貫（松代真田家当主）が「陸地之アルチルレリー」などを入手したこと、通詞が「珍敷書」を多く持参し

てきていること、が報じられている。差出人である斉彬自身の蘭書入手状況に加えて、真田や通詞といった第三者の蘭書情報が詳細に伝えられている。

所蔵情報は、鍋島斉正（佐賀鍋島家当主）が斉彬と「両三度面会」した際に「蘭書等も不参よし」を伝えられているように⁽⁶⁾、対面時に直接交わされることもあった。こうして収集・蓄積された所蔵情報は、「内々承り申」という文言のように、情報源を明らかにしないかたちで他者に伝達された。

書翰による情報伝達は、情報の即時性という点で利便性が高く、情報伝達的手段として大いに利用された。しかし、その情報量は断片的なものになりがちで、情報の活用性という点では難があった。そこで有志大名は、まとまった所蔵情報の交換を行った。それが、蘭書目録の交換である。

蘭書目録

ヒユール・ウエルケン	一冊
ベキサンス・ボンベ・カノヲン	一冊
エンゲルベルト・ベヘスチングス・キユンスト	一冊
海岸防禦之書	
ヒユキエニンリコセツテール・スコテン趨射法	一冊

ランドルリフト・ウエーゲンスヘット・シキート・エンセイド・ゲヴェール
煩礙手銃之訓練

一冊

メルキユス強国新書

一冊

当時伊達遠江守へ遣置候

ケルケウエーキ

フエルステルキングス・キユンスト

一冊

ビユスコロイド

一冊

ホウキユンジヘレール・キユルシユステテン・ケブロイケ

二冊

デル・コーニングレーキ・ミルタイレ・アカデミー⁽⁷⁾

右は、嘉永二年（一八四九）五月、斉彬が斉昭に呈出した蘭書目録である。斉彬が新規に入手した蘭書九冊分の書名が列記されている。そのうち、三冊については、内容を窺わせる文言が付書されている。例えば、「エンゲルベルト・ベヘスチングス・キユンスト」とは、その表記から、Engelberts, J.M 著「Handboek der bevestigingskunst」1837のことと推定される。「築城技術のハンドブック」とでも訳すべき該書を、斉彬は「海岸防禦之書」として斉昭に紹介している。その書から如何なる知識を得ることができなのか、

を斉彬は端的に紹介している。

斉昭と斉彬は、こうした蘭書目録を定期的に交換し、互いの所蔵情報を伝達し合っていた。目録での情報伝達は、情報の一括性という意味に於いて、書翰での伝達を遥かに凌駕していた。また、斉昭はこの蘭書目録によって借覧書籍の選定を行い、斉彬へ借用を依頼している。蘭書目録の活用性は極めて高かった。

ところで、蘭書所蔵情報の媒介者は大名だけとは限らず、蘭学者が情報の出所となることもあった。

○ボイス辞書

十冊

右ハ諸方貯蔵家多有之候、分部若狭侯ニ壹部、不用之分此節有之候事と被存候

○ニイウエンボイス同

卷数忘却仕候、但シ十五六冊と覚候

右ハ水越侯又巢鴨老侯ニも有之候

○シヨメール同

卷数式十冊計と覚候

諸家貯蔵多と被存候、薩州公も必ス御蔵書と被存候

○ウエイランド同

十冊

諸家蔵書多と奉存候得共 壹部御注文之方可然と奉存候

○ミリタイレ。オールデンブック

卷数未タ詳ナラス

右ハ兵家辞典ニ而、司天台ニ壱部、官蔵有之様承リ居候、此分ハ是非御詔奉祈候

○独逸国辞書

貳冊

上卷ハ独逸辞本文、和蘭辞註文。下卷ハ和蘭辞本文、独逸辞註文

○弘朗西同

貳冊

上ニ準ス

右ハ小冊之分巢鴨老侯ニ有之筈、右ニ而も宜敷

○啖咭喇同

貳冊

右ハ翻訳相成候分、司天台ニ有之筈、又過年鈴木春山も所蔵之处、同人物故後、箕作阮甫方へ遣候由、但シ全備之ものニハ相見得不申候、壱部原本御詔奉願候⁽⁸⁾

右は、宇和島伊達家の庇護を受けていた高野長英（蘭学者）が伊達宗城（宇和島伊達家当主）に提出した、蘭書目録の一部である。この目録は、その標題が示すように、翻訳にあたって必要性の高い蘭書二七冊の書誌情報を列記したものである。ここには、その書名・概要・冊数に加え、天文台や大名の所蔵情報が記されている。例えば、「ニイウエンホイス」辞書には、「水越侯」こと水野忠邦（山形水野家隠居）や「巢鴨老侯」こと斉昭の所蔵が言及されている。また、「啖咭喇」辞書は、かつて鈴木春山（兵学者）が所蔵

していたが同人の死去後に箕作阮甫（天文台訳官）の手に渡った、との伝聞情報が記載されている。

高野が提出した目録により、宗城は如何なる蘭書が大名間で多く所蔵されているのか、誰がどの蘭書を所蔵しているのか、といった情報を得た。このことは、自身が如何なる蘭書を収集すべきであるか、という格好の判断材料になった。

貸借依頼

書籍を貸借する場合、多くは閲覧希望者が所蔵者に対し、借用を依頼することから貸借が実施される。その際、先に収集された所蔵情報が活かしてくることになる。

将亦此節イキリス、ブツク之珍書御取入ニ相成候やニ外より承知仕候、若不苦義ニ御座候ハ、拝見之義奉願候⁽⁹⁾

右は、弘化二年（一八四五）十一月、斉彬が斉昭に対して蘭書の拝借を願った書翰の一部である。斉彬が「外より承知」した斉昭の「珍書」入手情報に基づき、その借用を依頼している。広く収集された所蔵情報が、貸借関係を取り結ぶ相手を選定する材料となっていることが判る。

別紙蘭書目忝存候、右之内

ベキサンス・ボンベ・カノヲン

右ハ下官方ニ有之候

ヒュールウエルケン

右原本ハ下官ニ御座候へ共、和解書ハ未所持不致候

右之外ハ、原本並和解書未所持不致候故、ヒュールウエルケンを初、和解書御所持ニ候はゞ、追々借覧致度御頼申候、可相成ハ、ヒュキエニン云々、○ビユスコロイド、○ヲンドルリフト云々、ヒュール・ウエルケン等の中を先ニ借覧致度候⁽¹⁰⁾

右は、嘉永二年五月、斉昭が斉彬に対して蘭書借用を求めた書翰である。冒頭の「別紙蘭書目忝存候」の文言から判るように、先に交換した蘭書目録⁽¹¹⁾の情報に基づいて、借用が依頼されている。あらかじめ所蔵情報を交換しておいたことで、閲覧を希望する優先度までもが検討された上で、蘭書の借用が依頼されている。

このように、多くは相手の所蔵を把握した上で、借用依頼がなされた。しかし、時に事前の情報入手が得られず、相手に蔵書の有無を問い合わせ合わせて借用を願う事例もあった。

○レゲンメントエキセルシトインハントレイ

表4 有志大名の蘭書貸借

年月日	貸与	借覧	分類	書目名
弘2/11頃	島津斉彬	有馬頼永	砲術	「セーニアルチルレリー」
/11/7	島津斉彬	徳川斉昭	不明	「スマルレンヒユルグ」5冊
			不明	「カステレン」3冊
			砲術	「ヘルハンデリング」1冊
/12頃	徳川斉昭	島津斉彬	その他	「蘭書」3部(「種樹書」など)
弘3/4頃	徳川斉昭	島津斉彬	不明	「ロイデル和解書」
/4/26	島津斉彬	徳川斉昭	不明	「リュシヘルス之法」
/5/3	徳川斉昭	伊達宗城	不明	「フルステ」
			不明	「パン」
			不明	「コク」
/閏5頃	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「砲術書」
/閏5/22	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「砲術書」続巻
/10頃	鍋島斉正	伊達宗城	兵法	「ベウセル著 軍卒手引書」
			兵法	「シカルトホルスト著 袖珍兵書」
			兵法	「フォンテケル著 小戦記」
			砲術	「作者名ナシ 砲術 小冊」
			砲術	「セツフ著 石火矢等之重力を論る書」
/10/21	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「蘭商船別段申上書面」
			情報	「奥地誌」(「坤輿図識捕集」)
/11頃	徳川斉昭	島津斉彬	情報	「ロイデル船戦」
/11/12	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「海上砲術全書」
弘4/2/19	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「軍艦申出候漢地風説書」
			その他	「絵図一枚」
			砲術	「大銃縮図三枚」
嘉1/5頃	徳川斉昭	伊達宗城	情報	「御秘書」(「阿芙蓉葉聞」)
/6頃	伊達宗城	徳川斉昭	兵法	「三兵活法」
			兵法	「二兵総説」
/9頃	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「夷匪犯境録二冊」
/9/11	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「蘭人別段極密風説書」
/10頃	伊達宗城	鍋島斉正	兵法	「タクチャーキ」
/11/5	伊達宗城	徳川斉昭	兵法	「練卒訓語八冊」
/12/5	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「夷匪犯境録土金水三冊」
嘉2/2頃	伊達宗城	徳川斉昭	船舶	「西洋船軍之画」
/3/25	徳川斉昭	伊達宗城	砲術	「アルチルレリー訳書」
/6/7	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「ヒユールウエルケン」
/9/5	島津斉彬	徳川斉昭	技術	「煩鉄之書」3冊
/12頃	徳川斉昭	島津斉彬	その他	「イギリス図」
嘉3/5/21	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「新訳之砲書」
/6/23	伊達宗城	徳川斉昭	砲術	「与風此雷火銃」
/9/16	島津斉彬	徳川斉昭	情報	「別段風説書」
/10頃	徳川斉昭	島津斉彬	不明	「珍書」
			船舶	「車船雛形」
嘉4/冬	徳川斉昭	伊達宗城	その他	「エルンスト」
嘉6/9/15	島津斉彬	伊達宗城	砲術	「イギリス琉球へ残置候小筒一挺」
/11/3	島津斉彬	伊達宗城	船舶	「車船雛形」
			砲術	「ボンベカノン台正図」
安1/1/3	島津斉彬	鍋島斉正	船舶	「大船ノ画図」
/1/4	伊達宗城	島津斉彬	情報	「風説書」
/3/3	島津斉彬	伊達宗城	船舶	「バツテラ」
/4頃	松平慶永	島津斉彬	船舶	「(アメリカ船)雛形写」
	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「大砲雛形」
	徳川斉昭	島津斉彬	兵法	「調練之御密書」
	伊達宗城	島津斉彬	砲術	「大砲雛形」
/4/11	島津斉彬	松平慶永	砲術	「ボートホーイツスル之図」
/4/16	島津斉彬	徳川斉昭	砲術	「大砲雛形」
/6頃	伊達宗城	島津斉彬	砲術	「ボード砲図」
/6/3	松平慶永	島津斉彬	不明	「遐邇貫珍」
安2/1頃	島津斉彬	伊達宗城	技術	「エレキテル」
/12頃	島津斉彬	松平慶永	兵法	「騎兵書」
安3/8/16	伊達宗城	徳川斉昭	情報	「靖海全書」
/10/26	伊達宗城	島津斉彬	情報	「風説書」
不明	鍋島斉正	伊達宗城	砲術	「セスセレル火術書」
			砲術	「サウサイー 砲術字書」
			技術	「スシルトホウエル著 火薬製法説」
			兵法	「フォンブランド 歩卒騎兵鉄砲三件書」
			砲術	「フェルドアルチルレリー 野戦砲術書」
			砲術	「銅製石火矢鋸立方之書」
	藤堂高猷	徳川斉昭	砲術	「ベキサンス・ボンベ・カノン」
	伊達宗城	徳川斉昭	砲術	「劍付筒折法」
			兵法	「歩卒陣立を記し候様…蘭書」

参照：『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』、『斉彬公史料』第一巻～第四巻

右は、弘化四年（二八四七）六月、宗城が斉昭に対して蘭書借用を願った書翰である。蘭書四冊の「御蔵

恐々謹言⁽¹²⁾

右之書物、処々相尋候得共、何分無御座、最早奉仰 閣下外ハ無御座候、右等之儀奉願度、御請旁、

○ランドアルチルレリー

○マノーフルカフアルレリー

○アールドレイキムキユンデゼーハールトコープハレデ

収」有無を尋ね、所蔵していれば「御恩借」されたい、と依頼している。「処々相尋候得共」という文言からは、宗城が蘭書を求めて方々に借用を依頼していたことが窺える。

ところで、有志大名の間では、時に貸与の申出がなされた。

和解書ニは一部海上炮術全書と申候ゼーアルチルレリー、天文台にて和解出来候品、極内分相頼、先月末手ニ入申候、右御用ニ御座候ハ、入御覧候様可仕候、他江は何卒御秘シ被下候様奉願候⁽¹³⁾

右は、弘化二年一〇月、斉彬が斉昭に対して、「海上炮術全書」の入手を報じた書翰である。入手を報じるだけでなく、「右御用ニ御座候ハ、入御覧候様可仕候」と、その貸与を申し出ている。このことは、閲覧希望者が借用を依頼する、という一方通行の貸借ではなく、所蔵者が閲覧の是非を尋ねて貸与を申し出る、という双方向の貸借関係が成立していたことを意味している。

写本作成

貸借された書籍は、閲覧されるだけには止まらず、写本の作成が行われた。有志大名の場合も、貸借の最大の目的は、未所有の蘭書を購入することにあつた。したがって、借用が実現した場合、その写本を作成することが常であつた。

夷匪犯境録土金水三冊、段々延引仕、恐入奉存候、漸々一昨日先方より差越候間、先ツ其俣差上申候、御写被為濟候ハ、被相下度奉存候、タクチーキ肥前守より返却仕候ハ、可差出と奉存候、当夏入電覽候蘭書一部、御用被為濟候ハ、御下ヶ奉希候⁽¹⁴⁾

右は、嘉永元年（一八四八）一二月、宗城が斉昭に対し、「夷匪犯境録」の貸与に応じた書翰である。「御写被為濟候ハ、被相下度」の文言があるように、貸借は写本の作成を前提として行われており、それは貸手側の宗城も了承済であったことが窺える。

ところで、写本の作成は、新規の書籍に限られるものではなかった。時には、蔵収する蘭書の借用を依頼することもあった。

扱右之書物ハ、兩部共所持ハ仕居候得共、早率ニ書写申付候間、誤字夥敷御坐候而、甚当惑仕候ニ付、当秋、官庫之御書物拝借相願候所、不相下、甚残念至極ニ付、何とか再願可仕含罷在候処、御恩借可被成下旨重々願敷、以御庇蔭、一応校合仕候ハ、宿願相届、無此上難有仕合奉存候、何卒御都合次第拝借被仰付度、伏而奉希候、書目左之通

海上砲術全書ゼーアル之訳書

遠西火攻撰要エルンスト之訳書⁽¹⁵⁾

右は、安政元年（一八五四）四月、宗城が斉昭に対し、蘭書借用を願い出た書翰である。「右之書物ハ、両部共所持ハ仕居候」とあるように、かつて宗城は斉昭から両冊とも借用していた。「海上砲術全書」については嘉永二年に⁽¹⁶⁾、「遠西火攻撰要」こと「エルンスト」については嘉永四年（一八五二）に貸借が確認できる⁽¹⁷⁾。今回の借用目的は、以前借用した際に「早率ニ書写」したため、「誤字夥敷」有様であるから「一応校合」を施すことにある、という。写本の誤植は、蘭書の活用に於いて大きな問題であった。これを解決する手段として、同一書目との校合が必要とされ、そのための借用が求められた。

返却

貸与された書籍は、当然ながら返却される。借用の目的は概ね写本の作成にあつたので、返却も概ね写本が作成された後に行われた。

例えば、弘化三年四月、斉彬が斉昭に宛てた書翰には「ロイテル伝長々拝借難有奉存候、写出来仕候間返上仕候」とあり、「ロイテル伝」の写本作成完了によつて返却が行われたことが判る⁽¹⁸⁾。返却までの期間は、蘭書の分量により区々であるが、短いものでは数日、長いものでは一年程度と確認できる。

ところで、宗城は書籍の管理に杜撰な一面があつたようで、斉昭から度々返却の督促を受けている。

フルステ・パンコク奉服

御別封御密翰謹而奉盥誦候、兼而奉願候御秘本三部御密借被仰付、重疊難有仕合御札難尽于毫端奉存候、去月三日拝借仕、七日迄二而謹閲一過仕候処、何分其儘返納仕候儀残念千万奉存候二付、八日朝より一室ニ而密写仕居候末所勞ニ罷成、何分執筆不相叶、其後少々病勢退去仕候二付、強而松修理大夫方へ要用二付四五度罷越払夷一条二付彼是密談仕候故御座候再発仕齒痛ニ相変、今日迄も難渋仕居二付、十二日後密借も不仕フル之方半途ニ相成居二付、少々御猶予奉希上度候得共、余り延引罷成、其上昨夕返納之御沙汰御座候間、何とも残念至極奉存候得共、固封返上仕候、私写懸も差置候而ハ半途綴立も不出来、取散しニ而ハ不相濟候故、重々奉恐入候得共、差上置候間、后日又拝借奉希候節乍恐被遊御添被相下度希上候、尤禁忌御秘本二付一切口外不仕様被仰付、是ハ乍恐御安慮奉願候、決而如何様之儀御座候共漏泄不仕事に御座候⁽¹⁹⁾

右は、弘化三年六月、宗城が斉昭に対して、返却遅延の謝意を伝えた書翰である。まず、斉昭から「昨夕返納之御沙汰」があつたことが判る。返却遅延の理由として、宗城は「密写」が順調に進まなかつたことを挙げ、「私写懸も差置候而ハ半途綴立も不出来」ため、機会を改めて拝借されたい、と願っている。

二節 蘭書貸借の周辺

蘭書の入手

対外的接触が限定されていた当時の列島地域に於いて、海外情報に接触できる数少ない存在として、長崎通詞の存在があった。有志大名は、彼らと積極的に交流し、海外情報の収集を行った⁽²⁰⁾。蘭書に関しても、長崎通詞は数少ない媒介者であり、有志大名は彼らを通じて蘭書を入手している。

例えば、弘化二年一〇月、島津斉彬は天文台で和解された「海上炮術全書」を「極内分相頼」んで入手しており、斉彬の蘭書入手に天文台通詞の関与を窺うことができる⁽²¹⁾。また、嘉永二年三月、伊達宗城は徳川斉昭に宛てた書翰に於いて、「訳官榎林某も先日出府仕、蘭書相応持越申候、少々私儀も蔵得仕候含にて、当時専ら見合い最中に御坐候」と述べており、通詞「榎林某」と蘭書の「見合い」を行っていることが判る⁽²²⁾。

さらに、有志大名の蘭書入手に関与するのは、通詞だけではなかった。

一蘭書目之儀、別紙奉差上候、外ニも宜敷書物御座候へ共、高直ニて余り無益ニ御座候間、乍残念買入不仕候、此義先日井戸對馬江も申談候処、来春よりは相当之処ニ相成候様、折角骨折可申との事

二御座候、御笑草ニ申上候⁽²³⁾

右は、嘉永二年五月、斉彬が斉昭に対し、蘭書の購入状況を報じた書翰である。ここで注目されるのは、斉彬と長崎奉行井戸覚弘が蘭書購入について「申談」していることである。斉彬は輸入蘭書が「高直ニて余り無益」であることに不満を述べ、これに井戸が「来春よりは相当之処」になるよう「折角骨折可申」との約束をしている。

この井戸の約束は、嘉永三年（一八五〇）のオランダ船入津の際、果されることになる。

物議をかもすことになりかねない事情がもう一つあります。最近出版され、長崎に持ち込まれた前商館長レフイスソーン氏の著書『日本雑纂』に絡む懸念です。従来幕府はオランダ人を通じて毎年任意に書籍を購入し、搬入する権利を行使してきました。オランダ人は毎年将軍に提出する書籍目録を作成してきました。幕府は注文する書物の適不適を遠い日本で決定していたわけです。しかし三年前から日本人はこれが最善の方法ではないことに気づき、新しい規則を採用しました。彼らは突然私たちから書籍や地図を押収して、役人にその目録を作らせ、その目録から将軍が要求する書籍を選びました。没収した書籍には十分な賠償金を払いました。このようなわけで、レフイスソーン氏の著書もこの目録にあげられてしまったのです。事前に知らされなかったので、私はこれを阻止することができ

ませんでした。⁽²⁴⁾

右は、嘉永六年（一八五三）一〇月、オランダ商館長クルチウスが東インド総督トウイストに提出した、覚書の一部である。クルチウスの言によると、従来、日本の蘭書輸入は、まずオランダ商館が書籍目録を作成・提出し、それに基づいて購入書籍が決定、注文される手順であった。しかし、「三年前」より手法が変更となり、オランダ商館の蘭書類が「押収」され、目録が作成された上で、選定された蘭書は「没収」の上で「賠償金」が支払われた、とある。ここにある「三年前」とは、嘉永三年のことである。

クルチウスの説明は、『日本雑纂』を目録化されたことへの弁明であるため、「押収」や「没収」という表現には、一定の留意が必要である。しかし、少なくとも、嘉永三年より長崎での蘭書輸入方法が変更されたことは事実とみてよい。つまり、斉彬と井戸の約束が、ここに果されている。

蘭書の翻訳

蘭書の入手後、最も問題となるのは和解、すなわち翻訳の問題である。当時の輸入蘭書は、漢訳本も多くあったが、オランダ語やイギリス語といった西洋言語そのままの物も少なくはなかった。原書のままでは、蘭書の利用には供し難く、その情報や知見を活かすためにも、和解は必須の作業であった。

しかし、当時の列島地域に於いて、オランダ語を始めとする外国語を自在とする者は多くはなく、その水準も玉石混淆であった。

蘭書二冊差上申候、此書ハ劔付筒折法、並、歩卒陣立を記し候様承り居候申候、実に写候者未熟して、誤字落文杯御座候程も難計、此段御宥恕奉願候、両様共相済候ハ、被相下度奉希候、何卒翻訳出来候者を手に入度と、夜白心懸居候儀御座候⁽²⁵⁾

右は、宗城が斉昭に対し、蘭書を貸与した際に添えられた書翰である。貸与する蘭書は誤植が多く、その原因は写本作成者の「未熟」にある、という。そのため、「翻訳出来候者」を確保したい、との希望を吐露している。

こうした事情から、蘭書収集にあたっては、和解書が特に競望された。例えば、嘉永二年五月、斉昭は「原本ハ下官ニ御座候へ共、和解書ハ未所持不致候」を理由に、「和解書御所持ニ候は、追々借覧致度御頼申候」と、斉彬に和解本の借用を依頼している⁽²⁶⁾。蘭書の原本を所有していても、和解の問題が障壁となり、それを即座に利用できるわけではなかった。和解書の入手こそが、蘭書活用の喫緊の手段であった。

有志大名のなかには、一早く最新の海外情報や西洋技術を得るべく、独自に翻訳の努力を行う者もあつ

た。例えば、佐賀鍋島家に於いては、長崎通詞榎林氏を登用し、彼らの語学力を大いに活用したという⁽²⁷⁾。

鹿児島島津家では、広く蘭学者に協力を仰ぎ、蘭書の和解に当たらせた。その一人が、伊東玄朴である。

伊東は、シーボルトに師事し、象先堂を開塾した蘭学者として高名で、佐賀鍋島家の御側医などを務めた人物である⁽²⁸⁾。嘉永二年五月の斉彬書翰中には、「煩鉄書未タ全備不仕候、肥前家来玄朴方江度々申遣へ共、いまた不残遣し候」との文言があり、斉彬が伊東に「煩鉄書」の和解を依頼していることが判る⁽²⁹⁾。

同書は、鑄鉄砲の製造方法を記した J. Huguenin 著「Het gietwezen in's Ryks Ijzer-geschutgieterij te Luik」1826（ロイク王立鉄砲鑄造所での鑄造法）の訳書「煩鉄全書」とみられ、嘉永三年頃に成稿している。

また、嘉永六年の斉彬書翰中には、「小子訳文申付置候防海試説、未タ成就不仕候、如何いたし可然や、訳書為致候人は永庵ニ御座候」とあるように、萩毛利家の御典医である東条英庵にも和解を依頼していた

⁽³⁰⁾。同書は、築城書として知られる Engelberts, J. M 著「Proeve eener verhandling over de kustverdediging」1839（海岸防禦に関する実例的論文）の訳書とみられる。

伊東も東条も、鹿児島島津家の関係者ではなく、他大名家の家臣であった。それでも、斉彬は積極的に彼らの語学力を活用し、蘭書の和解に取り組みさせたのである。

三節 蘭書貸借の性格

共有性

有志大名の蘭書貸借は、海外情報や西洋技術を共有する行為であった。これまで考察した事例は専ら二者間で行われた貸借であったが、ここでは更に進んで、複数者間での蘭書貸借を考察する。

御別紙薫誦、墨夷舶中ニ備置候銃砲雛形之事、承知いたし候、右ハ愚拙も入用故、わさく／＼家来共差遣、為見抜候上、雛形為製候処、漸々昨夜始而一覽、実ハ早速国許右懸りへ遣度候処、折角之御属、外々と違候間、内密御廻し申上候、又々木形ニ為御取にてハ隙取候間、乍自由図面ニも御座候ハ、近々御返しニ致度、尤同志へ秘候訳ハ無之候間、越前・薩州等へ内密御見セニいたし度、右両家へも無沙汰打過申候、宜御致声頼入存候也⁽³¹⁾

右は、安政元年四月、徳川斉昭が伊達宗城に対して、「銃砲雛形」の廻覧を依頼した書翰である。斉昭が作成した雛形や「図面」を、宗城だけではなく、「越前」こと松平慶永（福井松平家当主）や「薩州」と島津斉彬に拝見させたい、という。

書添申上候、龍土より廻候大砲雛形差上申候、御覧済龍土江御返可被下候、且小子方にて写し候分龍

土江遣候間、同方より可差上候間、御写済小子方江御返却可被下候⁽³²⁾

右は、同年四月、斉彬が斉昭に対して雛形の件を報じた書翰である。「龍土」こと宗城より「大砲雛形」が廻覧されたので、それを斉昭に返却していることが判る。また、斉昭には斉彬が作成した「写し」が廻っているはずなので、「御写済」となれば斉彬方に返却されたい、という。つまり、斉昭の雛形と附属図面は《斉昭↓宗城↓斉彬》の順で廻覧され、斉彬が作成した写は《斉彬↓宗城↓斉昭》の順に廻覧されていることが判る。

廻覧は、一対一の共有関係ではなく、複数間で同時に共有関係を機能させることができた。そうした意味に於いて、有志大名の共有関係は極めて緊密なものであった。

また、有志大名の間に於ける蘭書の拡散について、「海上砲術全書」という蘭書を素材に確認をしておく。同書は、J.N.Calten 著「Leidraad bij het onderrigt in de Zee-artillerie」（海上砲術教育に関する指針）1832の和解本であり、天保一四年（一八四三）に杉田立卿・箕作阮甫ら蕃書和解御用掛によって訳稿された⁽³³⁾。

有志大名間での拡散元は、斉彬であった。弘化二年一〇月、斉彬は斉昭に対し、「海上砲術全書と申候ゼー||アルチルレリー、天文台にて和解出来候品、極内分相頼、先月末手ニ入申候」と、海上砲術全書の

入手を報じた⁽³⁴⁾。天文台から「極内分相頼」むことで入手したという。天文台には蕃書和解御用掛が設置されていたので、おそらく訳出に関係した人物から入手したと推測される。

斉彬が入手した海上砲術全書は、まず有馬頼永（久留米有馬家嗣子）に貸与された。

セーパールチルレリー之儀は、当時少々外江も借遣シ置候間、帰り次第可奉差上候、夫共御急ニも御座候ハ、手元ニ在合之処可差上候、実は有馬筑後懇望ニて借用致写候事ニ御座候⁽³⁵⁾

右は、斉昭からの借用依頼に対し、斉彬が応答した書翰である。海上砲術全書は「有馬筑後」に借用中のため、現況では貸与に応じ難い旨を述べている。ここで注目されるのは、貸借の迅速さである。斉彬は海上砲術全書を弘化二年九月に斉彬が入手し、翌一〇月に斉昭へ報知したが、一一月には早くも有馬に貸借中となっている。和解本の入手後、直ちに拡散が始まっていることが判る。

有馬は写本作成に相当の時間が必要だったようで、同書は約一年後に斉彬へ返却された。そして、弘化三年一一月、「最早有馬之方も相済候間、全部取揃差上申候間、御用之分御写ニ相成候様奉願候」と、斉彬から斉昭へ海上砲術全書の貸与が行われた⁽³⁶⁾。

このようにして、斉昭は海上砲術全書を入手した。斉昭は写本を作成しており、それを宗城に貸与した。

扱又先日相伺候銃書、右ハ何レニ可有之哉申上候様奉畏候、取持之者ハ承知不仕、海陸必要之銃書中、

第一之書と申事故、甚朝暮渴望被罷在候、何分御吟味之上相伺度奉存候、ゼーアルチルレリイ之訳書も被為在候半、何卒拝借奉希候⁽³⁷⁾

右は、嘉永二年三月、宗城が斉昭に海上砲術全書の借覧を依頼した書翰である。斉昭は宗城の依頼に応じたようで、後に宗城から「アルチルレリイ訳書ハ御吟味可被成下旨難有奉存候」と謝辞を伝える書翰が届けられている⁽³⁸⁾。

互助性

有志大名の蘭書貸借関係は、貸与の申出が見られたように、一方向的なものではなく、双方向的のものであった。実態はむしろ、この互助性が担保されなければ、機能しなかった面がある。

一、何そ有益書籍御手に被為入候ハ、拝見可被 仰付候間、何そ所蔵仕候ハ、差上候様奉承知候、何分裨益之書も無御坐、其内砲台製造、鉄炮鑄造杯之訳書ハ、追々出来仕、当時浄写中故、不遠呈覧可仕と奉存候、西洋風之大小軍艦製造書、何分手に入不申、よふく七種軍艦製造書位之儀に付、右之類書何卒密々拝見奉希上度、原本ニ而も宜敷御坐候、厩堂より御免被仰出候迄相待居候而ハ、急速造立工面も難相附候得ハ、平時探索ハ仕置度奉存候、此儀ハ伏而奉渴望候⁽³⁹⁾

右は、嘉永三年六月、宗城が斉昭に対して蘭書の入手を報じた書翰である。「何そ有益書籍御手に被為入候ハ、拝見可被 仰付候」との文言があることから、斉昭からの披見要求があったことが窺える。宗城の報知は、斉昭の要請に応えたものであった。

こうした互助要請は、有志大名の書翰には、度々確認することができる。例えば、先述の斉彬による貸与申出の一件である。斉彬書翰の冒頭には「御書難有拝見仕候」の文言があり、斉昭書翰への謝辞を述べた上で、「且又蘭書之義恐入奉存候、秘候ニは無之候得共、御用立候程之書類所持不仕」と、蘭書を披見しないのは隠匿しているわけではなく有用な書籍がないためである、と釈明している⁽⁴⁰⁾。ここからは、斉昭が書翰を以て、蘭書の披見を強く要請していたことが窺える。

このように、宗城や斉彬に対し、斉昭は強烈なプレッシャーの下に、蘭書の披見を要請した。それは、片務的な貸借では有志大名間の共有関係が担保できないため、より双方向的な互助性の伴う貸借関係を臨んだためと考えられる。

秘匿性

有志大名は、互助的な蘭書共有を図る一方で、その行為を徹底して秘匿した。例えば、弘化二年一〇月、

齊彬が齊昭に貸与の申出を行った際、「他江は何卒御秘シ被下候様奉願候」と附言している⁽⁴¹⁾。また、弘化三年六月、宗城が齊昭への蘭書返却に際して、「尤禁忌御秘本ニ付一切口外不仕様被仰付、是ハ乍恐御安慮奉願候、決而如何様之儀御座候共漏泄不仕事に御座候」と断っている⁽⁴²⁾。

なぜ有志大名は、このように貸借した蘭書を他に秘匿しようとしたのだろうか。

御別紙難有奉拝誦候、扱先頃内密申上候高四より御引上相成候蘭書拝借之儀、相整候や、未相済候ハ、書名申上候様、何とカ御工夫被成下旨、重々御懇篤之御沙汰被成下、難有仕合奉存候、相願置候所、未夕御否無御座、尤書名ハ当夏入電覽候外存付無御座、高四蔵書目相下り候ハ、其内より相願度と存罷在候儀故、只今別段奉申上候様にハ難相成、兵書、大小銃製造打方・調練・製薬法・台場築立方・軍艦・輕舸・蒸気船・海陸戦陣攻守之法、右等之部類ニ御座候ハ、何分渴望仕候儀に御座候得共、乍恐公辺ニ而禁忌ニ相成候間、諸家所持之者も秘蔵仕、一切闔外へ不出候間、御座候而も、固陋之愚生輩一閱候儀難出来、歎息之至、御憐察奉希候、前文相認候部類之蘭書、数々御秘蔵可被為在と奉存候間、何卒御書目御密示奉希上候、愚僕相願置候官庫蘭書ハ、是非く工夫仕、願相叶候様仕度ト奉存居候、西洋夷人の胸中こそ固陋に而、厳密可秘処、却而外国迄も緊要之書物抔相渡候段、本邦之人よりも胸中潤大に似候様奉存候、本邦中ハ一般之儀、有益之書にて、一人も得意の者御座候ハ

、それ丈何等之時御為ニ相成可申儀、実に公私難了俗習ハ一洗有之度事に奉存候、崎陽注文之儀も杜絶仕候間、別而難得事ニ相成、知彼知己之工夫難相成、遺憾之極御座候⁽⁴³⁾

右は、弘化三年一〇月、宗城が斉昭に対し、「高四」こと高島秋帆（砲術家）が所蔵した蘭書の処遇について、自身の見解を伝えた書翰である。ここには、兵書や砲術書など、軍事技術に関する蘭書は「公辺ニ而禁忌ニ相成」という理解が垣間見え、そのために多くの大名が蘭書を「秘蔵」していると述べられている。

近世の蘭書流通は、一定の制限化にあった。嘉永三年、「以来者持渡之蘭書、不残之書名長崎奉行所江為書出、奉行所之ゆるしを受候分者、世上江流布致し不苦旨」と、蘭書流通が許可制の形式で認められた。さらに、大名については、「海岸守備等心得のため蘭書翻訳為致候向も有之候ハ、右書名相認、一応老中江届置、翻訳出来候上者、一部天文方役所江可被差出候」と、事実上の蘭書入手・流布が許可された⁽⁴⁴⁾。しかし、蘭書の入手が公認された以後も、有志大名が蘭書を秘匿する態度は変わらなかった。安政元年四月、宗城が斉昭に宛てた書翰には、「同志へ秘候訳ハ無之」という文言が確認できる⁽⁴⁵⁾。これは、逆説的に捉えると、「同志」以外には秘匿する態度であった。

結

本章での検討を整理すると、次のようになる。

有志大名の蘭書貸借は、まず前提として、所蔵情報の収集が行われた。借用依頼を通じて貸借は始まり、写本作成を経て、返却をもって終わりとなされた。貸借行為の背景には、蘭書をめぐる共有意識があった。それは、所蔵情報の提供や貸借行為のみならず、蘭書の入手や翻訳にも及んだ。

その背後には、互助意識があった。有志大名の間では、貴重な情報資源である蘭書を互いに提供し合うとする意識があった。それは、斉昭の態度に見られたように、時には強いプレッシャーを伴うものでもあった。

他方で、有志大名は他の大名に対して、蘭書を徹底的に秘匿しようとする意識があった。これは、海防関係の蘭書が禁忌扱いとされたことに由来するものであるが、有志大名の間では過敏なまでに秘匿の確認が行われた。こうした性格は、蘭書貸借のみならず、政治意見交換の場でも確認できしており、有志大名の特質と考えることができる。

[註]

- (1) 吉田昌彦「幕末期の内外情勢と情報」(『日本の近世6 情報と交通』中央公論社、一九九二)。
- (2) 岩下哲典『幕末日本の情報活動』(雄山閣、二〇〇八改訂増補、二〇〇〇初出)など。
- (3) 星山京子「徳川斉昭と「有志」大名の情報ネットワーク」(『アジア文化研究』二五、一九九九)。
- (4) 岩下哲典『江戸の海外情報ネットワーク』吉川弘文館、二〇〇六。
- (5) 弘化三年二月二〇日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、鹿児島県、一九八一、七三一頁)。
- (6) 嘉永二年一月一日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(同右、一一六頁)。
- (7) 嘉永二年五月頃カ徳川斉昭宛島津斉彬書翰(同右、一〇八〜一〇九頁)。
- (8) 「訳業必要書籍目録」(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』校倉書房、一九九三、一〇二頁)。
- (9) 弘化二年一月七日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、七二九頁)。
- (10) 嘉永二年五月頃カ島津斉彬宛徳川斉昭書翰(同右、一一〇頁)。
- (11) 註(7)、嘉永二年五月頃カ徳川斉昭宛島津斉彬書翰(同右、一〇八〜一〇九頁)。
- (12) 弘化四年六月二日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』七四〜七五頁)。
- (13) 弘化二年一月二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、七二八頁)。
- (14) 嘉永元年一月二日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』一六九頁)。
- (15) 安政元年四月一日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(同右、三二四頁)。
- (16) 嘉永二年三月二日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(同右、二〇二頁)。
- (17) 嘉永五年三月二日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(同右、二八二頁)。
- (18) 弘化三年四月二三日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、七三四頁)。
- (19) 弘化三年六月八日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』八〜九頁)。
- (20) 芳即正「島津斉彬の海外情報源」(『斉彬公史料』月報二、鹿児島県維新史料編さん所、一九八二)など。
- (21) 弘化二年一月二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、七二八頁)。
- (22) 嘉永二年三月一日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』一九八頁)。
- (23) 嘉永二年五月頃カ徳川斉昭宛島津斉彬書翰(『斉彬公史料』第一卷、一〇八〜一〇九頁)。
- (24) 嘉永六年一月一日付ドンケルクルチウス覚え書添書(『幕末出島未公開文書』新人物往来社、一九九二、六四頁)。
- (25) 月日不詳徳川斉昭宛伊達宗城書翰(『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』八九頁)。
- (26) 嘉永二年五月頃カ島津斉彬宛徳川斉昭書翰(『斉彬公史料』第一卷、一一〇頁)。

- (27) 木村直樹『へ通訳』たちの幕末維新』吉川弘文館、二〇一二。
- (28) 伊東の事蹟については、伊東栄『伊東玄朴伝』（八潮書店、一九七八）に詳しい。
- (29) 嘉永二年五月頃徳川斉昭宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、一〇八頁）。
- (30) 嘉永六年九月二六日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、八九二〜八九三頁）。英庵の事蹟については、原平三「東条英庵」（『伝記』第一〇巻第二・四・五号、一九四三）に詳しい。
- (31) 安政元年四月一〇日付伊達宗城徳川斉昭書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』二九八〜二九九頁）。
- (32) 安政元年四月一六日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第三卷、鹿兒島県、一九八三、八六六頁）。
- (33) 「海上砲術全書」については、日蘭学会編『洋学史事典』（雄松堂出版、一九八四、一五五〜一五六頁）を参照。
- (34) 弘化二年一〇月一二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、七二八頁）。
- (35) 弘化二年一〇月七日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（同右、七二九頁）。
- (36) 弘化三年一〇月二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（同右、七四四頁）。
- (37) 嘉永二年三月一八日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』一九九頁）。
- (38) 嘉永二年三月二五日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（同右、二〇二頁）。
- (39) 嘉永三年六月二三日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（同右、二五一頁）。
- (40) 弘化二年一〇月一二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、七二七〜七二八頁）。
- (41) 弘化二年一〇月一二日付徳川斉昭宛島津斉彬書翰（同右、七二八頁）。
- (42) 弘化三年六月八日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』八〜九頁）。
- (43) 弘化三年一〇月五日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（同右、三五頁）。
- (44) 嘉永三年九月二八日付若年寄申渡（『幕末御触書集成』第五卷、岩波書店、一九九四、三〇七〜三〇八頁）。
- (45) 安政元年四月一〇日付伊達宗城宛徳川斉昭書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』二九八〜二九九頁）。

第四章 有志の変質 — 有志か、徒党か

序

本章では、安政大獄に至る政治過程を通じて、なぜ天皇や將軍家への尽忠を志向した有志大名が安政大獄で処罰されたのか、という疑問を考える。

安政大獄は、將軍継嗣問題をめぐって、いわゆる一橋派と南紀派が反目を深め、後者に与した大老井伊直弼によって前者である有志大名を弾圧した、という理解が通説的であった⁽¹⁾。近年には、一橋慶喜（一橋家当主）擁立を目指す有志大名の運動の思想的傾向や⁽²⁾、大名・公家への処罰断行に躊躇する井伊の苦悩⁽³⁾、などが明らかにされ、安政大獄をめぐる歴史像も大幅に改められつつある。

ところで、なぜ有志大名は、自己の存立を賭けてまで、將軍継嗣問題に取り組んだのだろうか。徳川宗家の後継者を選定するという、極めて難しい政治問題への参入を、本来は関与するはずの無かった有志大名が参入する理由は、如何なる点にあったのだろうか。ここでは第一に、將軍継嗣問題への関与を深めることになった、有志大名の政治思想を分析する。

そして、慶喜擁立運動を展開するなかで、有志大名は内外との軋轢を抱え、安政大獄で処罰される結末

となる。具体的には、有志大名の分裂と幕閣からの徒党視である。ここでは第二に、有志大名と内外との軋轢に焦点を絞り、安政大獄について再考する。

以上を通じて、安政期の政治社会と有志大名の変質を明らかにする。

一節 有志の自意識

尽忠としての諫言

徳川斉昭（水戸徳川家九代当主）は、家臣への諭告「告志篇」に於いて、「兎角善政は上下一致して行ふ心にあらざれば、行はれざる事に候」と、主君と家臣が一致しなければ「善政」は実現しない、と説いた⁽⁴⁾。さらに、家臣に対して、次のような実践を求めた。

直言極諫は勿論、凡そ下より上え対し存寄等申立候は、人の至難と存候所、相続已来面々篤存入、上言等いたしくれ候者も不少、大慶不過之存候。然るに、近来存意等申立候者追々減少いたし、何共心細き事に有之候。忠臣良士は、聖賢の世にてすら、国を憂、君を愛し候事と、承及候。況や今、士民の風俗もいまだ改らず、国家の武備もいまだ整はず、下々より見候はゞ、可申事何程敷可有之候へども、上書等日々致減少候段、不審の至に候。察する所、面々精力を尽し折角申聞候ても、逐一には用

るも不致候故力を落し、何程申聞候ても無益と存、見合居候事にも可有之哉。我等乍不及言路をも開き、衆言をも承度存候上は、面々存意申出候毎に熟慮いたし、尤なる儀は幾重にも取用る申度存候へども、下より見候ては、殊の外手軽き様致了簡、申聞候事も、於我等存の外差支多く、なしがたき事杯有之、又は一方に宜候へば、一方に悪しき事も有之、乍氣之毒折角の存意を空しく致候類も不少、其外各は折角尤の儀を申聞候ても、我等の愚昧にて吞込違候事も如何程歎可有之候へども、此上各可申聞事をも申聞ざる様成行候はゞ、国家の不幸此上ある間敷候間、存意の趣は必無伏蔵申聞候様にと、くれぐれも存候。⁽⁵⁾

斉昭の相続以来、「上言」が減少していることに憂慮を示し、積極的な上申が行われることを望んでいる。その意見を採用するか否かは、主君である斉昭に握られているが、言路を開いて「衆言」を得ることで、家臣との意思疎通が図られ、それによって上下一致が実現するとの認識が窺える。

一方で、「直言極諫」は「人の至難」であった⁽⁶⁾。それは、老中阿部正弘に宛てた書翰に於いて、斉昭自身も次のように述べている。

昼夜となく 上の御為を厚存入、心附候儀ハ無伏蔵上書并建白も致候所、何方より讒訴有之候哉、叛心も有之様之姿ニ相成、扱々恐怖至極不堪悲歎候、就夫而も貴兄御初近来之閣老ハ拙老之赤心御承知

無之と存候へハ、上書建白之手記内々懸御目申候、是にて誠忠ハ御明判可有之哉と存候⁽⁷⁾

齊昭は、公儀に上書を繰り返す自らの政治姿勢について、それは「叛心」ではなく、「赤心」や「誠忠」に拠る行動である、という。齊昭は「於赤心ハ恐らく誰ニも劣り候心ハ無之候」と自尊するほどの忠心から諫言を繰り返すのだが⁽⁸⁾、そこには常に「叛心」と捉えられる危険性が付随した。

それでも、齊昭は上書・建白を繰り返すことを止めることはなかった。

剩へケ様隠居までニ相成候上ハ、最早何事御座とも申上間敷とあきらめ候て宜しき事ニ候へ共、又考直し候へハ、如何様被 仰付候とも、命有之上ハ御為ニ不宜義不申上候てハ三家の甲斐無之、此上又々如何様被 仰付候とも、身ハさらニ厭不申候故申上候方と存直し、又々隠居後もやはり如以前伊勢守等へ存分申遣候⁽⁹⁾

右は、大奥上臈年寄の姉小路に宛てた、齊昭書翰の一部である。ここでは、隠居となった自らの立場を顧みつつも、諫言を行わなければ「三家の甲斐」がないとして、身命を厭わずに老中への諫言を続ける意気込みが示されている。

自意識の肥大化

海防問題や対外問題について、有志大名は互いの政治意見を積極的に交換し、公儀への上書・建白を繰り返した。

例えば、軍船建造に関する議論である⁽¹⁰⁾。斉昭は、海防充備のため、武家諸法度で禁じられている軍船建造の必要性を唱えた。また、「両家へ為防禦大小堅牢の軍艦御濟セニ相成候ハ、其地海岸有之大名有志の者よりハ、必ス願出候ハ指見え可申」と、蝦夷地・琉球防備のために「両家」こと松前・島津両家への軍船建造解禁を主張し、そうすれば「大名有志」による建造が促されるだろうと説いた⁽¹¹⁾。こうした主張は、他の有志大名によってもなされるようになり、黒田斉溥（福岡黒田家当主）なども「諸家一統軍艦蒸気船共 御免被 仰出候様仕度奉存候」と、軍船建造の解禁を上書している⁽¹²⁾。こうした有志大名の意見は、嘉永六年（一八五三）九月、「自今諸大名大船製造致し候儀御免被成候」と触れ出されることで実現を見ている⁽¹³⁾。

また、嘉永六年六月のペリー艦隊来航により、斉昭を対外問題に関与させるべく、有志大名の間からは斉昭登用論が唱えられた。松平慶永（福井松平家当主）は、「先ツ大元帥を被建、兵馬之権柄を御委任御坐

候義第一之御急務ニ可有御坐と奉存候」と、海防指揮を担う「大元帥」職の設置を提案した⁽¹⁴⁾。慶永の建白は、大元帥の候補について「御宗室之内御徳望御兼備之御仁躰を元帥に被建」と述べるに止まっているが⁽¹⁵⁾、斉昭が想定されていることは明白であった。この提案の背景には、島津斉彬（鹿児島島津家当主）から慶永に對し、「兎角老公江海防之義委任無之候ては、何分恐入候事かと奉存候、小子等色々申上兼候得共、貴公ニは金枝の御身分、此節こそ十分ニ御建白ニ相成候様吳々も奉存候」と、斉昭推挙の依頼があつた⁽¹⁶⁾。慶永の提案は、斉昭の海防参与という形で実現した。

このように、自らの意見具申が公儀の政策として反映されていく中で、有志大名の間では次第に一つの意識が肥大化していくことになる。

只々天下古今の形勢を御瞭察被遊、今日弥和議相定り暫時取継候はゞ、必御国の大變と被思召、御英断被遊存方可然奉存候。万一御主意に不被為叶候共、此度の事を誤り候は全幕府の諸役人共の所意にて、朝廷にては決して其思召にては無之事と申候得ば、又々天下有志の大小名始一同憤発いたし、恢復仕候期も可有之、左なく候ては皇国の恥辱を万国に晒し、国体も不相立候様に相成、其上天下後世よりは当時幕府諸役人の罪は誠に数るに違あらず候。朝廷にも亦御無人と相見え、如此大變の時に當り遂に御一言も無之、傍觀被成候と申事実に残念至極奉存候。当今天下有志の士所見大抵右の大意に有

之、号泣旻天にと申者なきには無之候得共、地に偃り国に閉られ、誰有て控告するものなき次第に御座候。某身不肖たりといへども、今日にては天下有志の士の代り共相成候心得にて言上仕候儀に御座候。宜敷御英察被下候様奉願上候。⁽¹⁷⁾

右は、斉昭が関白九条尚忠に提出した意見書である。ここでは、対外問題に対する公儀役人の対応を公然と批判し、さらには朝廷の傍観的態度にも失意を露わにしている。そして、こうした見解は「天下有志の士」と同じものであり、斉昭自ら「天下有志の士」に代わって具申する、と認めている。

乍恐奉言上候、然は西丸江御養君之義、此節存意之通老中 江申立仕候、右は閣老交替之度毎ニ所置変化仕候義根本不堅故ニ御座候、此節異人申立旁勘考仕候処、此上万々一之義御座候節、人心動乱仕候ては、天下之御為可恐事与奉存候間、人望旁 一橋を御養君被仰出候様申立候事ニ御座候、尤紀州・田安御近親ニ御座候得共、中々競候御人物にては無之と奉存候、勿論私計ニも無之尾州を始御家門国持有志之もの過半同意之事にて、追々申立候様子ニ承知仕候、右ニ付誠ニ恐入候得共 国家之御為少しも早く御養君被為在可然旨 内勅被仰出候事は相叶申間敷哉、尤閣老之内堀田・伊賀・久世三人は越前守より申立、能々承知之よしニは御座候得共、万々一外両卿之方ニ相成候得は、有志之面々望を失ひ候は必定と奉存候、左候へは 天下之御為別而奉掛念候間、何卒以 御賢慮根本を御堅メ相

成候様奉願上候、尤三条様江も此節奉申上候間何分宜奉願上候、且又 御台様ニも兼て申上置御承知
御座候へ共、猶亦此節申上候事ニ御座候、乍恐書附此段奉申上候、恐惶謹言⁽¹⁸⁾

右は、斉彬が近衛忠熙（左大臣）に宛てた書翰である。ここでは、「西丸江御養君之義」すなわち將軍
継嗣問題について、閣老交替の度に変転していることを危惧し、「天下之御為」にも一橋慶喜（一橋家当
主）を擁立すべきだと説く。そして、慶喜擁立は、「尾州」こと徳川慶勝（尾張徳川家当主）をはじめ、「家
門国持有志之もの」の総意とする。さらに、「紀州」こと徳川慶福（紀伊徳川家当主、後の家茂）や「田安」
こと田安慶頼（田安家当主）も「御近親」であるが、彼らが継嗣に選ばれるようなことがあれば、「有志
之面々」は失望し、そうなれば「天下之御為」に懸念が生じる、という。

斉昭や斉彬の主張には、自らの意見は「有志」の総意であり、自身はその代弁者である、という自意識
の高まりが垣間見える。さらに、言説を「天下」と結びつけることにより、その意識はますます肥大化し
ていくことになった。

生じる温度差

こうした意識変化に伴って、有志大名の関係性にも大きな変化が生じた。

於水老公、着眼変易ハ無御座候共、無御採用候故、如何ニモ難被成訳ニハ無御座ヤ、神謀奇略不用時ハ、歎息之呻吟モ可相発筋ニ而、兎角僕ハ、幕府之御委任薄ク、御信任モ輕候処ハ万々可有之、水老公ニ御不行届ハ無御座候様相心得候得トモ、余リホレスギ候ニテ、心得違居可申、何分此義尚亦公正御老熟之上御卓教希度、伏而奉待候、井蛙之愚昧、御憐察無御腹藏伺度候⁽¹⁹⁾

右は、宗城が蜂須賀斉裕（徳島蜂須賀家当主）に宛てた書翰の一部である。「水老公」こと斉昭に対する「幕府」信任が軽薄になっている現況について、斉昭に「御不行届」などあるはずがないとの理解を提示している。そして、自身の斉昭に対する理解を「余リホレスギ候」と自嘲し、斉裕の意見教示を求めている。

「ホレスギ」の文言に象徴されるように、この頃の宗城は、急速に斉昭に対する敬服を深めていった。**表5**は、宗城書翰に於ける斉昭への敬称を整理したものである。嘉永六年を転機に、大仰な呼称表現が増えていることが瞭然である。このように、斉昭と宗城の昵懇は、ますます深まりを見せていった。

一方で、有志大名の中からは、斉昭との温度差を募らせる者が現れる。

水老公も被成方無之趣ニ而、御歎息之御書面被仰下候、左候而此節は御登城御断ニ相成申候、未タ御返事は無之よし、全く勢州はしめ是迄油断之ゆへ、か様之有様と相成申候、老公御登城無之を、

表5 宗城書翰にみる齊昭の呼称

年	月	日	署名	宛書
弘化3	6	8	伊達遠江守	閣下拝呈
	6	13	伊達遠江守百拜 宗城花押	閣下御侍史
	8	21	遠江守 上	賢明老公閣下 呈侍史
	10	5	宗城 拝	水府老聖公閣下 呈侍史
	10	21	宗城 拝	明老公閣下 侍史 密奏
	12	14	宗城 百拝	閣下 奉復
弘化4	2	19	宗城 百拝	閣下 御請
	7	2	藤原宗城	水府明大公閣下 呈侍史
嘉永1	6	2	遠江守	景山先賢公閣下 呈侍史中 内密
	9	11	宗城 拝	賢明公閣下 呈侍史中
嘉永2	3	17	宗城	賢明老公閣下 侍史中
	3	25	宗城	閣下 御請侍史中
嘉永3	1	5	伊達遠江守	水府明公閣下 侍史披露
	1	26	宗城百拝	水府明公閣下 侍史中
	2	22	遠江守百拝	景山明公閣下 侍史中拝呈
	4	27	伊達遠江守	水府明公閣下 侍史中拝呈
	6	23	伊達遠江守 花押	水府賢明老公閣下 呈侍史中
	6	23	宗城百拝	水府聖明公閣下
	6	24	伊達遠江守 花押	聖明公閣下 侍史中御請
	11	23	伊達遠江守	閣下 呈侍史中
	12	13	伊達遠江守	閣下 呈侍史中
	12	18	伊達遠江守	閣下 拝上 侍史中
嘉永5	3	23	伊達遠江守	賢明老公閣下
嘉永6	12	25	伊達遠江守宗城 花押	大徳望水府聖太公閣下 侍史中
安政1	4	9	伊達遠江守	水府聖明公閣下 密奏
	4	15	宗城百拝	宇宙頼望水府聖太公閣下
	5	12	伊達遠江守	宇宙頼水府聖明老公閣下 侍史中
	5	28	宗城百拝	宇宙御頼水府聖老公閣下
	9	1	宗城	天下倚頼聖明老公閣下
	10	7	伊達遠江守	宇宙感頼水府聖老公閣下
	10	18	宗城拝	宇宙仰頼水府聖明老公閣下 急密奏
	12	14	藤原宗城	明公閣下 呈侍史 奉報

参照：『徳川齊昭・伊達宗城往復書翰集』

た書翰の一節である。齊昭
（重富島津家当主）に送付し

右は、齊彬が島津久光
申候⁽²⁰⁾ 之所置御覧之思召と被伺

は無之、御引入ニ而閣老共
下候、此上は臨機応変之外
御歎息之御様子ニ被 仰
問敷存候、老公よりも徳川
天下十年とは難保と、余程
威衰候基、任天命候外は有

却而閣中ニ而悦ひ居候哉ニ被存申候、右ニ付此程中より 尾州殿是非老公江御委託ニ相成、以来 御
国威振興相成候様、老中江被 仰聞候、尤少々被 仰聞方御手強過と承申候、左候処ニ閣老之受不宣、
被 仰立損之様子ニ相成候、誠ニ可惜事ニ御座候、以後被 仰立被行候処無覚束、左候得は弥 御国

の江戸城登城がないことに「閣中」では安悦する者がいること、その原因は斉昭の態度が「御手強過」であるために「閣老之受」が良くないこと、を報じている。斉彬は、斉昭の見識を高く評価する一方で、彼の政治手腕に対する問題点を冷静に分析している。

一旧年御婚礼無御滞被為濟、御同様奉恐悦候、御間柄も御宜被為在候由、是又御同慶奉存候、右ニ付薩弁天之勢、阿も同様之由、是か非か更ニ相分り不申、老公も登城無之由、是計者実ニ恐悦ナル事ニ御坐候、伊達者不満之由、定めて左様ニ可有御坐、入道者御同論と奉存候、水邸之混乱ハ言語道断、恐入候事ニ御坐候⁽²¹⁾

右は、鍋島斉正（佐賀鍋島家当主）が彦根井伊家当主・井伊直弼に対し、次のような書翰を呈している。斉昭が登城しない情況に、「伊達」こと宗城は不満を覚えていたようだが、斉正自身は「実ニ恐悦ナル事」である、という。昵懇を深める宗城とは対称的に、斉正は斉昭に対して冷視の態度を取るようになった。

二節 有志の徒党化

藤堂への不信

有志大名の間で温度差が生じる中、「有志」から脱落する者が現れた。藤堂高猷（津藤堂家当主）であ

る。

高猷の評判については、次のような風聞が伝わっている。

一右藤堂様従来之悪風ニ流れ奢侈以之外超過致し、士気柔弱惰志ニ陥り人氣区々相成候所方、当和泉守様御家督初右等之所御心痛有之由ニ而、風俗御改洗も有之由ニ付、御家臣ニ義烈忠勇之士追々相顕れ、毎月講日杯相立、重職之面々出席之上諸説議論有之、又者諫争考意者無官之者迄茂無身構申上、其内幾度茂国益之義有之候得者夫々御褒詞等被仰出、夫方御人撰ニ相成、相当之御役儀被仰付候所方一統励精致し、御過失ニ而茂有之人氣ニ障り候様之義茂候得者、飽迄諫争致し候所方上下共一和致し、御政事向行届き御領分中質素節儉専被行候由、尤御家中方下々迄御趣意真当ニ恐服、惣而着用物者僮服ニ有之由ニ而、其内犯法之者有之候得者嚴重之御仕置被仰付候由ニ付、違背致し候者稀也由ニ而、且又一藩武備之手当而已ニ志し居候由ニ付、隣国方聞伝へ格別之作物武器馬具類杯持参り候得者、我一与目懸求メ候を手柄与致し候様之振合ニ付、茶器書画之類持参り候共不目懸候様之人氣合ニ有之由ニ付、御家中者勿論町家ニ至迄、酒肴等取飾り大仰成義者無之趣風説有之候由⁽²²⁾かねて藤堂家は奢侈に流れ、柔弱惰志の風があつたが、「当和泉守」こと高猷が相続して以来、上下一和のための諫言が盛んになされ、質素節儉を専らとし、武備手当が行届くようになったという。それは、

「当時藤堂様・長州様其余方々様杯之義申出し、君臣共一和致し能治り有之所者右御両家壹式番位之御政事ニ有之杯与申唱居由」と巷説される程であった⁽²³⁾。

しかし、將軍継嗣問題を通じて、有志大名と老中らの反目が深まると同時に、高猷をめぐる評判が急速に悪化することになった。

幸便ニ付一翰致拝呈候、炎暑ノ節御座候処愈御清福奉恐賀候、然ハ此節越前ヨリノ書面相達候処、其御地ノ光景委細相分申候、貴君ニモ色々御配慮ノ段御心中奉遠察候、此上共ニ天下ノ御為御尽力第一ト奉存候、大老・上閣権威強大ノ由、左候ハ、藤堂ハ大悦ニ候ヤ、先年ノ返報相違無之、最早閉口ノ外ハ有間敷奉存候、櫻閣モ貴君御尽力ニテ御取留メニ相成候ヤ、細事伺度奉存候、其様子ニテハ橋公ノ事難被行筈ト奉存候、越前モ此上余リ手強ニテハ大害ヲ生シ可申哉、甚夕掛念ニ奉存候、何卒天下無事静謐ノ義偏ニ御精力第一ト奉存候⁽²⁴⁾

右は、島津斉彬が伊達宗城に宛てた書翰の一部である。斉彬は、大老井伊直弼や老中の権威が強大となつていふことに藤堂が「大悦」していると報じており、閉口するしかない気持ちを吐露している。ここでは、かつて「当今同席中勉励有志の一人」とされた高猷への信頼は窺うことができない⁽²⁵⁾。

こうした高猷に対する不信の原因は、何処にあったのだろうか。

○薩州杯ハ、前之両君様トハ懸隔之仁ト被思召候旨、尤左様ニ可有御座、中々以一日之論ニハ無御座、当時屈指之英明ニ可有御座候、又去ル方ヨリ密書ニ、薩中山事杯格別心ニ不被懸、其外万外万事余リ其辺之儀杯嘶等モ無之、是ハ大器之訳ニモ候哉、愚意可申上旨、意外之御書通、大相違ニ御座候、乍然、人物見定不被申内ハ、決而右等之密話ハ不被致、謹慎深キ人物故、外面ヨリ論説ニ可有御座、中々以左様ニハ無之、天朝公辺之御為ハ勿論、万端殊之外杞憂痛悶ニ御座候、右去ル方ヨリト御座候ハ、モシヤ藤堂ニハ無御座候ヤ、当時格別之御近親ニ御座候得共、此兄ハ容易ニ密話ハ不出来、僕ハ御目見以来毎々預教示、格別懇意ニハ仕候得共、心胆ハ未ダ吐露モ不仕候、何分輕薄ニハ困リ候⁽²⁶⁾

右は、宗城が蜂須賀齊裕に宛てた書翰の一節である。蜂須賀が「去ル方」から宗城の斉彬評を得たということに対し、その評価は自らの見解と大いに異なると弁解している。宗城は、蜂須賀が言う「去ル方」が高猷ではないか、と名指ししている。そして、藤堂とは懇意にしているものの自らの心胆は吐露していないとし、高猷の「輕薄」な性分に嘆息している。

この頃、高猷をめぐるは、「輕薄」という評価が散見されるようになる。それは、有志大名の間だけには止まらなかった。

阿州ハ六ヶ敷可在之候得とも、未取極兼候、夫ニ付笑談在之候ハ藤堂に候、近頃何角与底気味悪敷候

哉、追従・輕薄之体在之、過日逢に罷越候節も咄之内ニ、阿州事色々風評不宜ニ付、何等心添致し候筋も在之候ハ、私親類之義、御沙汰被下度旨申述、余り通らぬ事故、拙者も親類之儀、右様之事在之候ハ、足下を不頼云々致決答候、其外薩州義も考之外成る人ニ在之云々杯も相咄、表裏反復之体言語ニ相顯れ候⁽²⁷⁾

右は、井伊が伊達宗紀（宇和島伊達家隠居）に対し、口述したものである。安政大獄を控えた頃、井伊のもとを高猷が訪れて、「阿州」こと蜂須賀の風評や「薩州」こと斉彬の人物について談話したを求めたという。井伊は、「表裏反復之体」が言動に表れているとして、高猷を「追従・輕薄」の人物と評している。

安政五年八月の投文事件

安政五年（一八五八）八月五日、京都に於いて、投文がなされた。

謹而奉申上候、抑井伊掃部頭家来長野義言ト申者、七月下旬江戸出立、此頃御当地着致シ候、其子細、近日間部下総守上京ニ付、第一九条殿下ヲ取繕ヒ、其外処々へ取入り程克相計リ候様、下総守親敷相頼ミ候ニ付、上京致シ候義分明御座候、同人事当春以来都テ三ヶ度出京致、嶋田左近ト相計リ、外夷ト条約調判之事杯ハ内 勅之旨ヲ以テ押張り、所存申立候有志大名之建言ハ不取用、且 一橋君ヲ拒

ミ幼年ノ君ヲ西城ニ取極、尾・水二家并越前ヲ圧倒シ候事共ハ、紀臣水野土佐守ト相計リ候次第、皆義言カ所為ニ有之、此度モ左近ヲ以テ上ヲ繕ハセ、更ニ久我卿・中山卿ヲ始、其外処々へ取入り、密計可施結構有之趣ニ候へハ、御油断難相成奉存候、右義言ナル邪智ノ小人、専ラ阿諛佞弁ヲ以テ近来掃部頭ノ寵遇ヲ得テ出頭致、種々謀計ヲ廻ラセ、遂ニ関東之取置及違勅候様之基ヲ開キ、恐レ多クモ 叡慮奉悩候次第言語道断、実ニ神州一之大逆、此上有ヘカラサル者ニ候、右此件々、当時在江戸同志之者ヨリ密使指登シ、左近ヨリ義言へ指越候密書、殿下御直書被進トノ語モ有之、「是ハ義言カ謀計ニテ偽作致」候哉モ難計候得共、何分不容易事共ニ候故、御当地ニ於テ有志之面々相談之上奉言上候、御賢考ノ上早々御配慮被為在度奉翼候、頓首、恐惶謹言

安政五年八月

大日本国有志中謹上再拜⁽²⁸⁾

投文の差出人は「大日本国有志中」を名乗り、「御当地」すなわち京都の「有志之面々」と謀って投文したという。投文先に選ばれたのは、廷臣五家（徳大寺・正親町三条・橋本・八条・三条）であり、いずれも「堂上志之御方」と見なされた公家であった⁽²⁹⁾。

投文の内容は、長野主膳の行状を批判するものである。批判の論点は、第一に条約調印のための内勅を押し切ろうと義言が島田左近（九条家家司）と策謀していること、第二に「有志大名」の建言を採用しな

いこと、第三に水野忠央（紀伊徳川家附家老）と謀って「幼年ノ君」を將軍嗣子と定めて尾張徳川家・水戸徳川家・越前松平家を圧倒しようとしていること、である。

この投文を最も危険視したのが、批判の対象とされた島田と長野であった。投文の四日後、島田は長野に対し、「只々投書之出所さへ急度吟味有之候様御頼被 仰入可被下候」と、京都町奉行への下手人探索を依頼した⁽³⁰⁾。長野は、即日、小笠原長常（京都町奉行）に探索を依頼し、「投書写者暫御預申置、一探索致見可申候」と探索実施の約束を取り付けた⁽³¹⁾。

島田と長野が投文を危険視した理由は、長野が「五日ニ五家へ別紙之投書ヲいたし、是より又々騒出し申候」と述べているように⁽³²⁾、投文の影響が大きくなったためである。投文がなされた翌日、徳大寺公純（議奏）は「投文」を携えて参内し、「禁中関白様」すなわち孝明天皇や九条尚忠に披露し⁽³³⁾、その場で「義言帰府可然之思召次第」などを議論した⁽³⁴⁾。さらに翌七日には、孝明天皇の辞意撤回や「大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定」を求める勅諭下付が決定した⁽³⁵⁾。

長野らは、投文と勅諭下付を一連の問題と見なした。長野は宇津木六之丞（彦根井伊家公用人）に宛てた書翰に於いて、「八日ニ指上候投書ハ、全ク殿下と御家と御内通有之候事ヲ証し、さて殿下ヲおとし候手段由」と、投文は九条排斥のための謀略であると断じている⁽³⁶⁾。また、島田は長野に対し、「右投書ヲ拵

置、兩人ヲ取除キ、水老之内謀之事ハ被申出がたく候処方投書ニかこ付、其尾ニ付、七日惣而不時ニ荷胆悪人共計参内、前件之始末ニ御座候」と、投文にかこつけて「悪人」が参内して勅諭下付を取付けた、と憤懣を見せている⁽³⁷⁾。

長野は、首謀者を三条実万（前内大臣）と見ていた。三条は、投文先である五家のうちの一人であり、七日の勅諭下付に署名した廷臣の一人でもある。長野は、「三条殿者 殿下御辞職被遊候様、太閤殿と心ヲ合セ不容易御申立等被成候」と、三条と鷹司政通（太閤）が九条を排斥しようとして動いていると考えていた⁽³⁸⁾。

京都町奉行の探索の結果、投文の下手人は森寺常安（三条家諸大夫）と「梅田源二郎」こと梅田雲浜（儒学者）と断定された。

宗城隠居問題

安政五年九月、安政大獄に於ける有志大名の処罰が始まった。宇和島伊達家については、宗城の隠居問題をめぐって、井伊は宗紀と内談に及んだ。

遠江守殿御事、近年三条内府殿 勅使参向之節、近親ニ付土州へ招請之義ハ子細無之事に候得とも、其砌同館へ御越、三条殿へ御面談被成、夫より御懇意之稜を以、御自書御取遣被成候趣太段、近親之

外ハ 勅使へ御逢、并無謂堂上方へ自書取遣も不相成御大法ニ有之、甚御僂忽之事に候⁽³⁹⁾

井伊が最も問題視するのは、宗城が三条と接触した事実である。三条が勅使参向として上府した際、山内豊信（高知山内家当主）を訪問した。山内家は三条家の縁戚である。そこに宗城も加わって三条と面談に及び、以来「御懇意」に書通をしている。しかし、「御近親」以外が参向勅使と接触すること、「無謂」堂上公家との書通は「御大法」により禁止されている行為であった。井伊は、宗城の行動が「甚御僂忽」として、譴責するのである。

さらに、井伊は、続けて次のように指摘した。

前述之為体ニ付、余ニも種々悪説を唱候にハ、先日登 城に小銃を持参、於営中人々江被為見候由、以之外ニ申向も有之、又過日 公辺・水戸等江被相下候 勅諭ハ偽作、勅諭之文体ニ無之、全遠江守 殿艸稿にハ無之哉ト風聞も有之、是ハ在間敷事柄与ハ存候得とも、右様に衆心も寄候義ハ不容易御大事之義ニ付、早々御退隠御決心有之方、御家・御身之為ニ可有之⁽⁴⁰⁾

井伊のもとに、宗城が江戸城に小銃を持参して披露したこと、宗城が勅諭の偽作草稿を作成したこと、などの情報が寄せられているという。それらは「悪説」や「風聞」ながら、このような「衆心」が寄せられては「御大事」に至るとして、宗城に「退隠」を迫るのである。

なお、山内家についても、「三条殿へ為引合候ハ土州も不念之至」と落度があつたこと、「殊に間柄之三条殿へ文通ハ不支事」ではあるが「関東之事情等内通応復も有之由」であること、を理由に豊信の退隠を迫っていた⁽⁴¹⁾。

宗紀は宗城に対し、井伊の指摘について聞き取りを行った。宗城の釈明は、次の通りであつた。まず、三条との接触については、「三条殿へ御逢之義ハ無相違」と事実を認めた上で、「右ハ其前阿部へ及内談候所、表向伺候候而ハ可支候得とも、土州ハ格別懇意之先方之儀、参り懸り之体に而逢候にハ如何有之間敷旨」と、事前に阿部正弘へ相談をしたこと、阿部から内諾があつたことを明かした。次に、小銃持込については、「小筒を営中へ持参、好候者へ為見候義も事実」として認め、「誠ニ子供持遊様之品物」であると弁解した。最後に、勅諭草稿については、「勅諭草稿ハ尤有間敷、微塵も覚無之、疑念ニ有之其余ハ形跡ハ有之事ニ候へ共、更ニ公辺之義内通体ハ一切無之」と、全面的に否定した。そして、自らは「不忠・不潔白ハ無之」であり、「徳川家之御為ニ誠意を尽候」心底であることを強調し、退隠の意思がないことを伝えた⁽⁴²⁾。

これに対し、井伊は「遠江守殿にハ訳柄・御子細無之とも三条殿へ呈書被致候にハ相違無之」と、あくまで「遠江守殿」こと宗城と三条の接触を問題視した。そして、次のように言う。

水老公ハ今ニ始ぬ乍事、屢通書被致、京師へ腰押強キ由、次ニハ尾州・越前抔も同前、如何ニも不相濟義、斯京師・関東之御折合御六ヶ敷事ニ相成候基与存込候：（中略）：其上西城御評議之前 御養君ニハ一橋公外無之与申儀ハ、老公・尾公、就中越前申立強、続而遠江守殿・土州抔も同然に候所、悉其論ハ京師合体之主意故、通路打合之上与外不被察との論ニ而、閣老始見込居、徒党と申而ハ不易候得とも、近来ハ京都・関東方与二派二等ニ相別ル、則遠江守殿にハ京都方ト一同目を附候⁽⁴³⁾

齊昭による公家への書通は「今ニ始ぬ事」であるが、近頃は徳川慶勝や松平慶永も「同前」に及び、さらに豊信や宗城も荷担して慶喜推挙を入説している。こうした運動のために、朝廷と公儀の関係は「御折合御六ヶ敷事」になっている。閣老の間には、有志大名を「京都方」として危険視している、という。

閣老のあいだでは「元来水戸老公始、越前抔も頻りニ京師へ通路・腰押体之義も有之見聞にて、必竟当世 今帝を奉始、堂上方御儀論之盛るも、右等より起候場合も可有之」と、天皇や朝廷の発言が声高となる原因を、齊昭らの入説に求めた⁽⁴⁴⁾。そして、「徒党と申而ハ不容易」と言いながらも、公家との面談・書通を繰り返し「強キ申立」に及ぶ有志大名を、閣老らは徒党視したのである。

結

本章での検討を整理すると、次のようになる。

有志大名が將軍継嗣問題への関与を深めていく背景には、諫言をめぐる思想があった。諫言によってこそ尽忠が実践できると考える徳川斉昭は、自らの政治意見を積極的に上申・建白した。有志大名も、斉昭に共鳴するかたちで、各々の政治意見を上書・建白した。

ペリー艦隊の来航後、有志大名は「天下有志」の代弁者であるという自意識を肥大化させていった。それは、「天下之御為」の諫言という意識から芽生えたものであったが、彼らの提言が実現化を果たしていく中で、自らの意見こそが「天下」の総意であるという認識へと変転させていくこととなった。

そうした自意識による運動が進むにつれ、有志大名の中でも温度差が生じることになった。鍋島斉正のように、斉昭たちの態度を冷視する者が現れた。また、藤堂高猷のように、「軽薄」を警戒されて有志から脱落する者も現れた。有志大名の結合は、ここに綻びを兆すことになる。

そして、一橋慶喜擁立運動が激化する中で、有志大名の行動は過激化していくことになった。衆目を憚ることなく公家への接近・入説を図り、江戸城への銃砲雛形の持込などが行われた。こうした有志大名の

行動が、閣老による「徒党」視を呼び起こすことになった。安政大獄の内幕は、徒党化した有志大名に対する処罰であった。

【註】

- (1) 安政大獄の詳細については、吉田常吉『井伊直弼』（吉川弘文館、一九六三）、同『安政の大獄』（吉川弘文館、一九九一）に詳しい。
- (2) 山口宗之『改訂増補 幕末政治思想史研究』（ペリカン社、一九八二、一九六八初版）など。
- (3) 母利美和『井伊直弼』（吉川弘文館、二〇〇六）など。
- (4) 「告志篇」（『日本思想大系五三 水戸学』岩波書店、一九七三、二一一頁）。
- (5) 「告志篇」（同右、二二四～二二五頁）。
- (6) 近世に於ける諫言思想については、前田勉「諫言の近世日本思想史」（笠谷和比古編『公家と武家四 官僚制と封建制の比較文明論的考察』思文閣出版、二〇〇八）に詳しい。
- (7) 「新伊勢物語」弘化二年七月一日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、茨城県、一九七一、二七～二八頁）。
- (8) 「新伊勢物語」弘化二年八月三日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰（同右、三〇頁）。
- (9) 「新伊勢物語」弘化三年八月朔日付姉小路宛徳川斉昭書翰（同右、八二頁）。
- (10) 軍船製造に関する議論については、安達裕之『異様の船』（平凡社、一九九五）に詳しい。
- (11) 「新伊勢物語」弘化三年七月一三日付阿部正弘宛徳川斉昭書翰（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、六六頁）。
- (12) 嘉永六年七月一七日付黒田斉溥上書（『幕末外国関係文書』之一、東京大学出版会、一九七二復刻、一九一〇初出、五七二頁）。
- (13) 嘉永六年九月一五日付老中達（『幕末外国関係文書』之二、東京大学出版会、一九八四復刻、一九一〇初出、四三〇～四三二頁）。
- (14) 嘉永六年八月付松平慶永上書（『昨夢紀事』一、東京大学出版会、一九六八復刻、一九二〇初出、六八頁）。
- (15) 嘉永六年八月付松平慶永上書（同右、七五頁）。
- (16) 嘉永六年六月二九日付松平慶永宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、鹿児島県、一九八一、八八六頁）。
- (17) 安政五年四月朔日付京都風聞（『井伊家史料 幕末風聞探索書』上、雄山閣、一九九九復刻、一九六七初出、六九～七〇頁）。
- (18) 安政五年正月六日付近衛忠熙宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第三卷、鹿児島県、一九八三、一〇〇二～一〇〇三頁）。
- (19) 「藍山公記」安政二年一〇月二六日条（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』校倉書房、一九九三、三三〇頁）。

- (20) 安政元年四月二十九日付島津久光宛島津斉彬書翰（『玉里島津家史料』一、鹿児島県、一九九二、一三八～一四〇頁）。
- (21) 安政四年三月二十七日井伊直弼宛鍋島斉正書翰（『井伊家史料』五、東京大学出版会、一九六七、一四一頁）。
- (22) 嘉永六年一〇月二〇日付内目付上書（『井伊家史料』三、東京大学出版会、一九六三、二四二～二四三頁）。
- (23) 同右。
- (24) 安政五年六月一日付伊達宗城宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第三卷、一七四～一七五頁）。
- (25) 弘化三年一〇月二一日付徳川斉昭宛伊達宗城書翰（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』五八頁）。
- (26) 「藍山公記」安政二年一〇月二十六日条（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』三三二～三三三頁）。
- (27) 『井伊直弼・伊達宗紀密談始末』創泉堂出版、二〇一一、二七頁。
- (28) 安政五年八月五日投文（『井伊家史料』八、東京大学出版会、一九七三、一九五～一九六頁）。
- (29) 安政五年八月一日付京都風聞書（同右、二六五頁）。
- (30) 安政五年八月九日付長野主膳宛島田左近書翰（同右、二〇五頁）。
- (31) 安政五年八月九日付長野主膳宛小笠原長常書翰（同右、二〇七頁）。
- (32) 安政五年八月八日付宇津木六之丞宛長野主膳書翰（『井伊家史料』八、一九二頁）。
- (33) 安政五年八月一日付京都風聞書（同右、二六五頁）。
- (34) 安政五年八月カ島田左近覚書（同右、一八三頁）。
- (35) 安政五年八月八日付勅諭（同右、一九八頁）。
- (36) 安政五年八月一二日付宇津木六之丞宛長野主膳書翰（同右、二七三頁）。
- (37) 安政五年八月一日付長野主膳宛島田左近書翰（同右、二七八頁）。
- (38) 安政五年八月一二日付宇津木六之丞宛長野主膳書翰（同右、二七一頁）。
- (39) 『井伊直弼・伊達宗紀密談始末』三～四頁。
- (40) 同右、四～五頁。
- (41) 同右、五頁。
- (42) 同右、六～九頁。
- (43) 同右、九～一〇頁。
- (44) 同右、四頁。

第五章 異様の有志 ― 島津久光の政治的位置

序

本章では、島津斉彬（鹿兒島島津家一一代当主）の後継者として中央政局に登場した島津久光に注目し、久光と有志大名の懸隔を考える。

文久以降の中央政局史を理解する上で、島津久光は重要な位置を占める人物である。文久二年（一八五六）、久光は率兵して上京し、国事周旋に奔走した。彼は、安政五年（一八五八）斉彬の死去後、島津宗家の家督を継いだ実子島津茂久（鹿兒島島津家一二代当主、後の忠義）に代わり、斉彬の「遺志」を継承する者として、鹿兒島島津家を代表して国事周旋を主導することとなった。

ところで、久光がなぜ鹿兒島島津家を代表する人物になり得たのか、換言すれば、彼の権力・権威の源泉が何処に求められるのか、については既に議論がある。久光の個性に求める説、斉彬との融和的關係や茂久との血縁關係に求める説、などが挙げられる⁽¹⁾。一方で、久光が確たる権力・権威の基盤を確保できなかったため、自らの位置を政局からの輿望に求めたことが指摘されている⁽²⁾。

しかし、当時の武家社会の慣習に則せば、大名でもない者が、大名や大名隠居と列席するというのは、

表6 軍役方の主な掛方

役職	人物	職掌
名代	島津山城 島津内匠	節々に軍役方評議へ出席、御用承届
副名代	島津豊後	名代出張時の随伴、手当向について調所と申談
惣奉行	調所笑左衛門	手当向主宰、当主出馬・名代出張時の随伴
取次	二階堂志津馬	時々軍役方評議へ出席、御用取扱
惣頭取	海老原宗之丞	手当向差引吟味、当主出馬時の御供

参照：『斉宣・斉興公史料』

考えられないことである。久光の政局に位置を理解するには、この点を如何に克服・解決するかが問題となる。

ここでは、島津家内外に於ける、久光の政治的位置を分析する。そして、政局に於ける久光の異質性を明らかにすることで、有志結合が瓦解する原因を明らかにする。

一節 島津宗家に於ける久光

斉興治世下の久光

島津宗家に於ける島津久光の政治的位置を理解する上で、最初の画期となるのは、弘化四年（一八四七）の軍役方名代就任である。

同年一〇月、鹿児島島津家は軍制改革に着手することとし、調所笑左衛門ら家の連名で、「外国防禦之御手当致全備候様可致取扱候」ことが申渡された⁽³⁾。また、「御軍役方」が設置されることとなり、**表6**の面々が役方に就いた。

御軍役方

御名代

島津山城殿

島津内匠殿

右ハ近年御領内並長崎其外へ毎度異国船来着ニ付、従公辺援兵等可被 仰出候儀モ可有之段被仰渡候付テハ、不時出張被 仰付儀モ可有之候付 右之通被 仰付候、左候テ、此節 思召之訳有之、御軍役方被召建御役々被掛置、御手当向取調被 仰付候間、御用之節々出席御用被承届候様被 仰出候、右之通内匠殿ニハ名代島津又八郎殿へ御名代島津讚岐殿ニテ被仰付候条、表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候⁽⁴⁾

右の達書中にある「島津山城殿」は久光を、「島津内匠殿」は島津久徳（加治木島津家当主）を指す。達書は、久光と久徳を軍役方名代に任命する内容である。その役目は、「御用」の節々に評議へ出席して「御用」を承け届けること、とある。ここでいう「御用」とは、直前に「御手当向取調」とあることから、海防動員に関わる事柄を指している。些末な事務を管掌するのではなく、海防に関する諸案件を把握するところが役目であった。

また、「御名代」の名の通り、軍事の最高権者である島津斉興（島津宗家一〇代当主）の代理として、海防動員が行われる際の出張も役目であった。それは、調所への達書に「御出馬御供又ハ 御名代等出張之

節ハ可被差出候」とあり、斉興の「御出馬」と名代の「出張」が等しく扱われていることから窺える⁽⁵⁾。参勤による斉興不在時には、久光と久徳が「軍役方名代」として海防動員を指揮するのである⁽⁶⁾。

軍役方名代に任命されたのは久光と久徳の二名であったが、嘉永元年（一八四八）四月、この体制が改められた。

御口達御扣

島津周防

近年長崎表・相州浦賀辺其外領内琉球国等へ、異国船追々漂来、剩琉球へハ佛英人共ニ滞留、何分不軽時節旁ニ付、海岸防禦等之儀従公辺被仰出、殊ニ領内之儀ハ専海岸引受之事候ニ付、以前ヨリ之手当モ嚴重之事候得共、今度改テ手当ト申ニハ無之候得共、折々渡来ニ付テハ何レ大砲ヲ以防禦無之候テハ、迪モ敵対不相調ハ眼前之事ト存候、仍テ軍役方モ大中様・貫明様・松齡様御執行之御流儀ニ基キ、専大砲等備組之主ニ取用候、此度右二条共ニ御先代之御流儀ニ作法相建候ニ付、先達テ同列内匠并其方へモ軍役名代申付候、尤当秋参府モイタシ候ハ、跡之儀ハ其方へ諸事指揮イタシ候様申付候趣モ、公辺へ御届イタシ置候儀ハ誠ニ不軽事候ニ付、留守中之儀ハ軍役ニ不限、当時改革中別テ政事向旁念遣存候間、其方一往家老座へ出席、諸事家老中ヨリ相談ヲモ承り、品ニ寄候テ則チ直ニ可承候、右申聞趣懸心頭、家老中申談万端氣を付宜可取計候事⁽⁷⁾

口達の主旨は、次の二点にあった。第一に、来秋の斉興参府に際し、「跡之儀」の指揮を「島津周防」こと久光に委任することである。このことは、「同列」である久徳と分担していた軍役方名代の指揮権を、久光一人に集約することを意味している。第二に、斉興の留守中、家老座に出席して諸事相談を受け、内容によっては直ちに承認することである。これは、「当時改革中」であることから、「軍役」のみならず「政事向」への即応が求められた、という背景がある。

つまり、久光は海防動員時の軍事指揮権を集約されると共に、政事向への評議関与が認められたのである。

家老座出席に伴い、久光の待遇が定められることとなった。

島津周防殿

右ハ今度御家老座へ出席被仰付候付テハ、座席御城代之上罷在候様被仰付候（①）

年頭八朔其外節旬日、朔望・廿八日或ハ屹立候御祝儀事等之節ハ、可為家格之通候

但其節々御礼済ニハ居残御家老座並御軍役方へモ出席可有之候（②）

御領國中へ連判ニテ申渡事並近国等書通ニハ不及加判候（③）

御家老申渡事等之節不及出席候（④）

平日出勤之節ハ中之口ヨリ被罷上、退出モ其通ニテ御目付不及出迎、表坊主先立ニテ御附御小納戸格等中之口ヨリ御家老座入口迄附添、退出モ同断（⑤）

御名代勤並火消被成御免候（⑥）

御用無之節ハ八ッ前ニテモ退出、又出仕モ四ッ過ニテモ不苦候（⑦）

右之通被 仰付候条表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候⁽⁸⁾

久光待遇に関する七項目のうち、まず一項目に於いて、家老座では城代の上席とされることと定められた。一方、二項目に於いては、節句などの儀礼時の礼遇は「家格之通」された。ここでいう「家格」とは、久光が属する重富島津家の格を指す。また、三・四項目では、連判に際しては加判に及ばないこと、家老申渡時には臨席に及ばないこと、が定められた。これらは家老職との相違が規定している。

以上を整理すると、弘化四年く嘉永元年に於いて、斉興不在時の軍事的・政事的名代として、久光が位置付けられた。しかし、特に政事に関する点では、城代の上席とはされたものの、家老との間に明確な相違が設けられた。家老座に出席して評議に関与することはできても、意思伝達には関与することができなかった。

久光が軍役方名代に選ばれたのは、彼が島津一門家の当主だからである。久光は、大隅国重富領一万四

〇〇〇石を治める、重富島津家の当主であった。重富島津家は「代々直勤家格別之家柄を以て、御一門之上席」とされ、一門家の中で最も高い格式の家であった⁽⁹⁾。そのことは、嘉永元年に定められた久光待遇の中で、あくまで「家格之通」の礼遇とされたことが査証である。

つまり、斉興治世下の久光は、あくまで島津一門家当主としての位置にあったのである。

茂久襲封後の久光

安政五年七月、当主であった島津斉彬が死去し、斉彬の「御遺言」に沿って、久光の実子である島津茂久が島津宗家の家督を相続した⁽¹⁰⁾。茂久の後見には、隠居の斉興が就いた。

安政五年時点で茂久は一九歳、武家社会では成人とされる年齢であった。それでも、斉興による後見を必要とした理由は、茂久の経験の問題にある。通例であれば、家督を相続すべき嗣子は、幼年の大半の時間を江戸屋敷にて過ごした。江戸では、近い将来に大名当主となるべき存在として、大名社会に於ける儀礼行為や他大名家との交際の中に身を置くことになった。斉彬の急逝によって、そうした経験を積むことなく大名となった茂久は、いわば準備期間のないままに大名となった。したがって、島津家の内外に向けて、茂久を後見する存在が必要だったのである。

この頃の久光をめぐることは、安政六年（一八五九）三月、待遇の改定がなされた。

島津周防殿

右者相応之年輩ニ茂被罷成、殊ニ 太守様格別之 御続ニ付、以来年頭・八朔其外御札等之節々、表向御礼席出仕之儀御宥捨被仰付、時宜次第於奥御対顔被為 在候様、在候而奥江被罷通候節者、桜之間江被相扣候様被 仰付候⁽¹¹⁾

久光は、年頭・八朔の際、礼席への出仕を免ぜられ、奥に於いて茂久との面会を許可された。私的空間である城中奥に於いて、宗家当主との対顔が認められた理由は、「太守様格別之御続」にあった。つまり茂久との父子関係によって、久光は鹿児島城奥への通行を認められた。

ただし、通行が認められたのは城中奥のみであり、それも年中儀礼時のみであった。家老座など公式な政務空間への出入りが認められたわけではなく、久光は宗家の家政に関与し得ない立場にあった。

そうした中、同年九月、後見の斉興が死去した。斉興に代わり、久光が茂久の後見に就くこととなった。そのため、同年一二月、久光の待遇が再び改められた。

島津周防様

右者 御前向江茂脇差被帯候様被仰付候（①）

一 此様文字 御前御用たり共相用候様被仰付候、

但他所向之儀者是迄之通 (②)

一年頭其外屹と立候節供廻六七人、平日茂三四人相増被召列候様被仰付候 (③)

一 虎皮鞍蓋金紋先箱御当地迄被相用候様被仰付候 (④)

一 登 城之節 御楼門者是迄之通ニ而、北御門通融之節者中之口御玄喚前迄、大奥江者通番所前迄、

御台所御門者士番所御門涯迄乗輿候様被仰付候、左候而諸御屋敷并神社寺院者右ニ準被乗通候様被

仰付候 (⑤)

一 登 城之節者桜之間脇二階江被相扣、御家老座江御用之節者時々勝手ニ成御通候様被仰付候 (⑥)

一 御高五千石御一世被召附置候 (⑦)

右者格別之 御倫次付、別段深 思召之訳被為在、御一世右之通御会釈被相替、虎皮鞍蓋金紋先箱之

儀者家格ニ被相用候様、御家老以御使御達可申旨被 仰出候、此旨帳面可記置候⁽¹²⁾

ここでは、七項目にわたって、後見となった久光の待遇が定められている。御前での一刀指(①)や「様」字の使用(②)、五〇〇〇石の加増(⑦)など、全体として久光の格式が上昇していることが判る。

待遇改定の根拠は、「格別之御倫次」にあるとされた。つまり、ここに於いても、茂久との血縁に基づ

く改善であった。そのため、「様」字の使用について定めた二項目には、「但他所向之儀者是迄之通」との但書が附されており、あくまで家中内部に於ける待遇改善とされた。

このように、久光は茂久の後見となったものの、その政治的位置については極めて曖昧なままであった。こうした状況を打開するため、文久元年（一八六一）四月、茂久は家老衆に宛て、次のような内意を伝えた。

当時内外難題ノ事情別テ令心配、旁致愚案候処、兎角国家ノ基本ハ追々申聞候通、何レ礼義廉恥ヲ以風俗ヲ正シ、上下心ヲ一ニシテ君臣和平、古代ノ国風ヲ振起イタシ候事、今日ノ急務ト存候、然ルニ基本ヲ勘考イタシ候ニ、仲尼ノ所謂名正言順ノ所、第一政事ノ綱紀治道風化ノ本ハ、乍汗顔拙者ノ一身ト存、朝夕相励候得共、本来不肖ノ身甚致心痛候、左候テ重富ノ実子ニテ順聖公ノ御眷顧ヲ蒙リ、家督相続被仰付候処、当時ヨリ武鑑ニモ、実ハ島津周防嫡子ト有之、天下ニ押出シテ顕然ノ事ニ候、然ルニ只今ニテハ所謂名不正言不順ト可申哉、親子ノ情於孝義難默止次第ニ候間、拙者之内存ニハ、当家督ハ又次郎へ申付、重富家ヲ出テ国父ト云処ヲ以、朝夕自ラ定省イタシ、為子ノ礼ヲ取テ孝道ヲ尽シ、臣子ニ先シ度候、左候ハ名義モ相立候事ト存候、

右一条以前ヨリ之宿意ニ候処、未 順聖院様御三年忌不被為立内ハ、於孝義可奉憚筋モ可有之ト存候

得共、当時ニ至リ候テハ、一日モ難黙止至情ニ候事⁽¹³⁾

茂久は、風俗を正して国風を振起することが今日の急務であるとし、その「基本」は自らの一身にあるという。しかし、自身は島津宗家の当主ながら、その実は一門家に属する久光の子であるため、『論語』子路第十三にいう「名不正則言不順」の状況が生じてしまっている、という。この状況を打開するため、久光の跡を「又治郎」こと島津珍彦に相続させ、久光は宗家に復籍して「国父」とすることで、孝道を尽くしたい、という。

茂久の内意に対し、家老衆は概ね賛意を示し、家中に向けて次のように申渡した。

周防様御事、重富家江被為入候得共、格別之 御倫次付、当分通ニ而者御成合不宜、別段深 思召之
 訳被為 在候付、以来御実形之 御身柄ニ被為復、何篇 左近様御同様被 仰付候、左候而重富家之
 儀者、嶋津又次郎江相続被仰付候旨、御家老以御使被 仰出候、此旨帳面可記置候⁽¹⁴⁾

申渡では、久光の宗家復帰について、「御実形之御身柄」に復すとされ、具体的には「左近様」同様と位置付けられた。「左近様」とは、島津重豪（島津宗家八代当主）の第四子として生まれ、丸岡有馬家の養嗣子となった、有馬一純のことである。その後、病弱を理由に丸岡有馬家から廃嫡され、島津宗家に部屋住として出戻り、名を島津久昵とした。

久光が久昵と同等とされたことは、島津宗家に復籍したとはいえ、部屋住の身分であった。茂久の実父である血縁以外には何の政治的保障はなく、「国父」といえども何ら実態を伴うものではなかった。また、久光は「是迄之通重富家御住居」とされ、居住空間は重富邸のままとされた⁽¹⁵⁾。

茂久は、同年七月、老中久世広周に対し、次のような届を提出した。

島津周防事、国政向万端心添致精勤候付、猶厚心得万事行届候様、御内々 御沙汰之趣有之、殊実父之儀ニモ御座候間、当分通ニテハ成合不宜候付、此節ヨリ会釈向格別重致取扱、猶又国中之者共一統為致心服、政事向万端致相談、来年私参府之上ハ、留守中厚相心得、諸事行届候様為取計度御座候、且周防儀和泉ト為致改名候、此段御聞置可被下候、以上⁽¹⁶⁾

ここでは、久光に「政事向万端致相談」すること、翌年の茂久参府時には「諸事行届」くよう取り計らわせること、を述べている。久光の政事関与については、正式に家老座からの承認を取付けている形跡は確認できないものの、茂久は老中への届出という形で表明を行ったのである。

しかし、茂久に対する表明は、島津家中に於ける久光の政治的位置が不安定だったからこそ、外部への宣言という形を採らざるを得なかったのである。

二節 久光と有志

期待と懸隔

島津斉彬の死後、「有志之大名」の後継者として期待を集めたのは、鹿児島島津家の家督を相続した島津茂久ではなく、島津久光であった。

生前、斉彬は久光に対して、中央政局に関する情報を伝達していた。例えば、嘉永五年（一八五二）一月の斉彬書翰には、「来年アメリカ参候事は、何となく評判御座候へ共、世間にては格別は不申、閣老中は余程心配之様子にて、辰之口ニ逢い之節も心配之趣被申聞候」と、ペリー艦隊来航の事前情報を得た老中らの反応を伝えている⁽¹⁷⁾。

こうした情報の中には、有志大名の動静を伝えるものもあつた。

一参府早目之訳、只今ニ何事も無之候、例之御一条も未夕有無之様子不相分候、誠ニつまらぬ世上ニ相成申候、右之通可恐世上ニ候間、成丈ケ不掛合引込居候心得ニ御座候得共、老公はしめ有志之向より書通等多く、甚夕掛念至極ニ存し居申候、余は後便万々可申入候、以上、

猶々弾正・安芸打つゝき之事、何とも驚入候、其上下町出火、困り入申候、且また京地炎上、誠

二恐入候事、右ニ付而も有志之向色々議論も有之候、猶追々可申入候、以上⁽¹⁸⁾

右は、安政元年（一八五四）四月、斉彬が久光に宛てた書翰の一部である。政局と距離を置こうとする斉彬の意に反し、徳川斉昭を始めとする「有志」からの書通が多く、斉彬は「甚々掛念」との心情を吐露している。また、江戸や京都に於いて天災が続くことに、「有志」の間では「種々議論」がなされている、という。久光自身は有志大名との交際は有しなかったものの、斉彬からの書翰を通じて、彼らの動向を把握していたのである。

久光を新しい「有志」として最も期待を寄せたのは、近衛忠熙（前左大臣）・忠房（権大納言）父子である。彼らは、久光の宗家復帰後、早々に接触を図っていた。

追々寒気増加候、弥御勇健珍重之至ニ存候、抑尚之介上京ニ而、御伝言共具ニ承知仕、御尤ニ存候、何卒御上京ニ而面謁も申入度、御心易御互ニ隔意等無之、御咄共申入度、待入存候事⁽¹⁹⁾

右は、文久元年一二月、忠房が久光に宛てた書翰の一部である。忠房は、久光の上京を待ち望み、直接の面会を希望している。また、翌文久二年四月に久光が上京すると、「明後十六日面会ト楽しみ待入候」との書翰を送ると共に、「正親町三条ニも面会之事申入候処、尤承知之趣」と正親町三条実愛（議奏）との面会の仲介も行っている⁽²⁰⁾。

又候巨細申入候、前左府ニ茂参 内被止置候次第、右ハ関東ハ勿論、当地ニテモ関白其余役人且ハ近臣中ヨリ種々外事ニ寄せ言上之事共在之、夫よりして前左府并ニ青蓮院宮・鷹司前右府公存不寄災難ヲ被蒙、唯今ニ兎角色々ト 上ニモ御疑心不被為晴候御模様ニテ、何共御悲歎不一方候事ニ候、乍去今度修理大夫殿より之御劍伝献ニ付御満足様御模様ニテ、不存寄 宸筆御製可伝様拝領被 仰付、深以畏々候事、乍去是ハ誠之 叡慮ニテ被出候義、何分前左府忠房より言上ニテ、何カ程克被 聞召候 辺如何ト心配候、是ハ全恐多茂 叡慮ヲ奉迷人体多在之、夫ヨリシテ誠ニ不存寄 御疑心共被為在、甚以歎息仕候、右之辺尚之介上京之節ハ巨細ニ申入兼候事ナカラ、最早今度ハ在体申さすハ何カ 御聞取之辺も如何と打明申入候間、巨細厚御察之程御頼申入度候、実々御誠忠之程ハ当然之義、是ハ有志諸藩折合、 叡慮ヲ被為安候様良策モ候ハ、兎モ角モ何分右之次第厚御組取御勘考之様頼入存候事⁽²¹⁾

右は、久光上洛中、忠房が寄せた書翰である。「前左府」こと忠熙の参内も停止され、孝明天皇には「御疑心」もある朝廷の情勢を報じつつ、久光に「御誠忠」の心懸けと「有志諸藩」の合力を求めている。このように、斉彬亡き後、「有志」の後継者として、久光への期待は次第に高まりを見せていった。では、久光自身は「有志」を如何に捉えていたのだろうか。

去ル午年外夷通商御免許以来天下之人心致紛乱、各国有志と相唱候者共尊 王攘夷を名とし、慷慨激烈之説を以四方ニ交を結ひ、不容易企をいたし候哉ニ相聞得候、当国ニも右之者共と私ニ相交、書翰往復等致候者有之哉ニ候、畢竟勤 王之志ニ感激いたし候処より右次第ニ及候筈ニは候得共、浪人輕卒之所業ニ致同意候而は当国之禍害は勿論 皇国一統之騷乱を醸出し、終ニは群雄割拠之形勢ニ至り却而外夷之術中ニ陥り、府忠不孝無此上義ニ而、別而不輕事と存候、拙者ニも 公武之御為聊所存之趣有之候付、以来当国之面々右様之者共と一切不相交、命令ニ従ひ周旋有之度事ニ候、若又私之義を重んじ絶交いたし難き者共有筋ニ申出候は、其訳ニ応し何様共可致所置候、尤此節之道中筋、且江戸滞留中右体之者共致推参候共私ニ面会致間敷、乍然無拠訳ニ依り致応接共敢て不致議論、其筋之者江談判いたし候様返答可致、乍此上不勘弁之族於有之は天下国家之為実以不可然事候条、無遠慮罪科可申付候事⁽²²⁾

右は、文久二年三月、島津家中で発せられた諭書である。この諭書について、家老座より「御別紙之通委曲和泉様御筆を以被仰出」とあることから、「和泉様」こと久光が執筆した諭書であると考えられる⁽²³⁾。ここでは、「各国有志」と称して「尊王攘夷」や「激烈之説」を唱えて四方に交際を持つ者を「不容易企」する者と断じ、そうした言動は処罰の対象とすることを明示して、家臣への自重を求めている。

去ル午年以來幕役共勅諭ヲ遵奉不仕、外夷通商免許仕、剩正議之 親王・公卿ヲ奉始、一橋・尾張・水戸・越前其外有志之大名禁錮仕、庶人は死・流之刑ニ取行候処より、乍恐被為惱 宸襟候由伝承仕、諸国之人心致紛乱、浪人共尊 王攘夷ヲ致主張、慷慨激烈之説ヲ以交ヲ四方ニ結ひ、或ハ大老ヲ刺シ、或ハ夷人ヲ戮シ候より、幕役共取締之嚴令ヲ下シ候処、弥奮發仕、近比ニ相成候而は、殊ニ致増長、終ニは不容易企ニ及候哉ニ伝聞仕候⁽²⁴⁾

右は、同年四月、久光が近衛家を訪問した際に伝達した口上である。その主旨は、まず「幕役」による一連の失政を批判するところにあるが、そこでは「宸襟」を悩ませる一因として「有志之大名禁錮」の一件、すなわち安政大獄が挙げられている。また、大獄を契機に、「尊王攘夷」や「激烈之説」を唱えて「増長」する者が現れている、と憂慮した。この部分は、先の論書と一致する内容であり、「有志」への牽制を窺うことができる。

文久二年の久光官位推任叙問題

文久二年七月、朝廷より久光に対し、官位推任叙の沙汰が仰せ出された。

松平修理大夫実父

島津三郎源久光

亡兄故中將之遺命を守り、今度抽丹誠 皇国ニ精忠を尽し、猶又 公武御采久之基本を周旋致し候段、御感悦不斜候、依之不容易儀ニ候得共、莫大之忠勤を被賞、出格之以 叡慮従四位上中將 御推任叙可被 仰出候、 勅使出府中ニ付、此段早々大樹公江申入候様 御沙汰候事⁽²⁵⁾

沙汰書には、「亡兄故中將」こと斉彬の「遺命」を守り、「皇国ニ精忠を尽」す久光の「莫大之忠勤」を「賞」するため、従四位上中將を推任叙する、とある。換言すれば、久光への褒賞として、官位推任叙が申し渡された。

しかし、久光への官位推任叙の目的は、「有志大名として活動する公的な資格を得るための次善の策であった」と指摘されているように⁽²⁶⁾、久光の政治活動を担保するためであった。武家官位には江戸城登城や御所昇殿を可能とする、資格機能があった。つまり、武家官位がなければ、江戸城登城や参内昇殿は不可能であった。

同年八月、江戸に参向した大原重徳が久光推任叙を提案したことにより、公儀との間で一つの政治問題となる（表7）。

同月一二日、大原は「此比近衛殿より諸大夫下向・三郎官位之事申来」として、「三郎」こと久光に官

表7 文久二年久光推任叙一件の経過

年	月	日	記事	備考
文久2	8	12	慶喜が「御腹瀉」のために交渉延期	大原登城
		13	幕閣が久光への官位推任叙について「御断り」の意向を固める	
		16	春嶽ら、久光への官位推任叙について交渉	浜御庭にて饗応
		18	慶喜・春嶽・老中が大原を応接	大原登城
		19	岡部より春嶽へ茂久への官位叙任の内意が伝達	
		21	大原へ正式に「御断」が伝達	久光出府
		22		大原出府

参照：『再夢紀事・丁卯日記』

位を推任叙する意向が朝廷側にある旨を伝達した⁽²⁷⁾。同時に、久光を「京師へも暫ハ御引留可被成」との意向があることも伝えられた⁽²⁸⁾。

この日は、応接に当たる予定だった一橋慶喜が「御腹瀉」にて退出したため、交渉は延期となった。翌一三日、武家の側では「三郎殿官位ハ愈御断りニ被決由」が内談された。

同一六日、浜御殿にて催された饗応の席で、松平春嶽（福井松平家隠居）は大原に対し、次のように述べた。

三郎官位之義ハ如何之御答ニ可相成哉と被申ニ付、公、庶堂之評議別段といたし、今日御懇談之廉ニ而御存分御申試被成候へハ、三郎如何程大功御坐候迪、従四位之中将に被叙任候而ハ余之超越、不都合にハ無之哉と御申之所、卿、中将ハ浅官ニ而於京師ハ容易之義と被申ニ付、公、朝廷之御振合ハ不存、於関東は諸侯之極官ニ而、当時之加州之中納言・先々之薩州宰相殿ハ別段之義、其他ニおゐて中将に超へたるハ無之候へハ、三郎如何程勤勞あるに
もいたせ、厄介之身分突然極官に昇候てハ諸大名落付不申、其上乍恐 天朝

勅使も 幕府も皆失体、三郎も面目処ニハ無之、種々之悪評を受け、上下一ツとして取得無之事ニ可相成哉と甚御心配之趣御物語之処、如何にも不都合也と会得之様子ニ付、三郎へ説得之義御申試の処、種々勘考の上、是ハ惣裁ニ而も 勅使ニ而も不宜、容堂殿可然歟と被申由⁽²⁹⁾

春嶽は、久光の「大功」がどれほどであっても、中将推任は「余之超越」であること、

久光は「厄介之身分」であることを理由に、久光推任叙は受け容れられない旨を伝えた。ここでは、武家官位の秩序に則し、それから逸脱するような叙任は、「諸大名」の不満・反発が起こりかねない、との危惧も示されている。

さらに、同一八日、大原の応接に当たった慶喜は、次のように述べた。

今日八時頃大原殿登城有之、最初 両公御逢有之、夫より閣老衆一同被罷出、島津三郎官位推任叙之御答有之、大意ハ、中将ハ武家極官之姿ニ相成有之 処、此度三郎一時ニ超越叙任ニ相成候而ハ、諸侯一体ニ落付申間敷、此格例を惣体ニ及ほす時ハ、是迄之中将ハ宰相ニ不相進してハ難適訳と相成、諸侯之官位乱礼ニ及ひ、武家之制度相立兼候、三郎の功績あるも、濫官と成てハ諸大名不平の基と相成、諸大名の不平ハ則 朝廷之御不為第一之儀候へハ、此度之儀は京都より之 特命にて、幕府不及関係訳候得共、御相談と御坐候からハ、御不為ニ可相成と存付候儀不申上も不忠之筋故、不被憚恐御

表8 文久三年久光推任叙一件の経過

年	月	日	記事
文久3	12	18	春嶽・宗城が尹宮を訪問、久光・長岡兄弟への推任叙について相談
		19	慶喜・春嶽・宗城が参会、久光への推任叙について相談、「三郎官位昇進ハ可然」と結論
		21	尹宮・慶喜・春嶽・宗城が参会、久光推任叙は従四位下少将とする
		23	宗城が島津屋敷を訪問、無位官では昇殿支障の発言あり
		24	春嶽が慶喜に「嶋津三郎官位一件」を將軍に申し入れたか否かを質問
		晦	慶喜・春嶽・容保・宗城・容堂に参豫の命
文久4	1	5	二条より久光への官位叙任・参豫下命の要望
		11	参豫参会、久光への官位叙任・参豫下命について相談、朝廷より容堂・宗城との座順について下問
		13	参豫参会、11日下問への返答、久光へ従四位下少将が推任叙

参照：『続再夢紀事』二、『伊達宗城在京日記』、『徳川慶喜公伝』史料篇一

答之趣、専ら橋公の御演説ニ而、公ハ折々御取合せニ被及シ由⁽³⁰⁾

慶喜は、今回の久光推任叙が実現すれば、「諸侯之官位乱礼ニ及」ぶことになり、「武家之制度」が成立し兼ねない、という。そして、「濫官」となつては諸大名からの不平を招き、そうなつては朝廷の為にもならない、と久光への推任叙を謝絶した。ここでも、武家官位の秩序が重視され、そこから逸脱する久光推任叙を許容できない旨が示されている。

政局に於いて輿望を集めようとも、久光は「厄介之身分」に過ぎなかつた。京都に於ける政治活動を担保するべく、朝廷側では久光への官位推任叙が検討された。しかし、「武家之制度」に則せば、久光への官位叙任は秩序からの逸脱に外ならなかつた。

参豫会議と久光官位問題

久光への官位叙任が再燃したのは、文久三年（一八六三）一二月のことである（表8）。

従来有位の方々へ参謀仰出され、然る上、三郎も国家の御為め筋に就てハ篤志の事故、続いて参謀仰付られ、扨国事参謀の身分、無位無官にてハ御不都合とありて、相当御叙任あらせらるゝ事なれハ、如何にも条理に適ふへし⁽³¹⁾

参豫任命に当たり、久光が「無位無官にてハ御不都合」とされた。これは、官位を有さなければ、御所参内の昇殿資格を有さないためである⁽³²⁾。それを解決するため、幕末には「御仮建」が設けられた⁽³³⁾。

参豫任命に伴う久光への官位叙任については、春嶽も「さて参豫仰出さるゝに官位なくてハ参内にも差支不都合故、此節従四位少将に叙任ありて然るへきか」として賛同した⁽³⁴⁾。

また、隠居の身分である伊達宗城（宇和島伊達家隠居）や山内容堂（高知山内家隠居）についても、「朝廷参謀之義陽明殿にて伺候、左候得者無位官にてハ昇殿さし支候故、定而私も官位之御沙汰ニ可相成」と、現役官職への任官が検討された⁽³⁵⁾。

ここで問題となったのが、参豫会議の座順である。文久四年（一八六四）正月一日、朝廷より「島津三郎へ官位仰出されても、土州・宇和島両侯との座順に不都合ハあるましきや」との下問があった⁽³⁶⁾。

座順に配慮されるのは、諸侯間に於ける格式の問題であった。宗城や容堂は隠居身分であるが、位階を有しており、共に「従四位下前侍従」であった。一方の久光は、参豫任命で座を同じくするとはいえ、「陪

臣又ハ厄介之振合」の人物であった⁽³⁷⁾。彼らが同席するには、両者の席次に明確な相違を設ける必要が生じる。

このことは、一二月一九日時点に於いて、慶喜が春嶽に対し、「三郎殿を官位に叙任せらるゝ事となれハ、宇和島殿・土州殿にも官位を進められすてハ詮衡基準を失ふへきか」と、宗城・容堂の官位昇進も視野に入れた相談がなされていた⁽³⁸⁾。

事前の相談もあってか、朝廷からの下問に対して、次のような上申がなされた。

島津殿官位拝任あれハ、容堂殿・伊予守殿下位に立るゝ事となるへけれど、追而土予両侯を中將に任せらるゝ事なれハ、暫時下位に就く事ハ、兩人とも異存あるへからすとの趣意なりしよし⁽³⁹⁾

久光への官位推任叙となれば、容堂・宗城は久光の「下位」となってしまうが、追って容堂・宗城を中将に昇任するため、それは一時的な措置である、というのである。ここでは、宗城・容堂も異存無しとの意を示した。

これを受けて、正月一三日、朝廷から「不容易御時節ニ付、朝議参豫可有之被仰出候、依之従四位下左近衛権少将推任叙被宣下事」との沙汰が下され、久光の官位叙任は実現した⁽⁴⁰⁾。

しかし、約束だった宗城・容堂の官位昇任は、参豫会議開催中には実現しなかった。その実現は、参豫

会議瓦解後の四月にまで延ばされ、しかも宣下された官位は「従四位上権少将」に止まり、久光と同格とされた⁽⁴¹⁾。

こうした身分上の懸隔にも関わらず、官位や座順をめぐる格式への配慮がなされなかったところに、参豫会議に於ける両者の軋轢の火種があったのである⁽⁴²⁾。

結

本章での検討を整理すると、次のようになる。

島津家中に於ける島津久光の位置は、弘化く嘉永期には軍役方名代や家老座参席を得たが、重富島津家当主以上の意味を持ち得なかった。実子の島津茂久相続後は、茂久との血縁を理由に、待遇改善が計られたが、実質的な政治的保証を確保することはできなかった。

そうした中で、縁家である近衛父子は、「有志」の後継者として、久光に期待をかけた。江戸城登城・御所参内という政治的活動を担保するために、武家官位が必要とされ、文久二年の官位推任叙問題として浮上した。

しかし、久光自身は、「有志」に対する否定的な見解を有していた。また、大名として相応しい格式を

備えない久光の参豫就任について、有志大名の側から反発・不満が現れた。こうした懸隔が、参豫会議崩壊の伏線となったのである。

【註】

- (1) 芳即正『島津久光と明治維新』（新人物往来社、二〇〇二）、町田明広『島津久光 幕末政治の焦点』（講談社メチエ、二〇〇九）など。
- (2) 笹部昌利「島津久光」（笹部編『幕末維新人物新論』昭和堂、二〇〇九）。
- (3) 弘化四年一〇月朔日付家老達（『斉宣・斉興公史料』鹿児島県、一九八五、五七一〜五七二頁）。
- (4) 弘化四年一〇月朔日付家老達（同右、五七三頁）。
- (5) 弘化四年一〇月朔日付家老達（同右、五七四頁）。
- (6) 「斉興公史料」によると、嘉永二年（一八四九）四月、天保山で砲術演習が実施された記事には、「島津周防斉興公二代リテ出馬ス」とあり、斉興の名代として久光が演習を観覧したことが記されている（『斉宣・斉興公史料』七一〇頁）。
- (7) 嘉永元年四月付口達（『旧記雑録追録』八、鹿児島県、一九七八、九五頁）。
- (8) 嘉永元年カ四月一二日付家老達（『斉宣・斉興公史料』五五〇〜五五一頁）。
- (9) 『藩法集 鹿児島藩』上、創文社、一九六八、八八一頁。なお、久光と同じく軍役方名代に任じられた久徳は、大隅国加治木領一万七〇〇〇石を領する、加治木島津家の当主であった。加治木島津家は、重富島津家に次ぐ家格を有する一門家である。
- (10) 『斉彬公史料』第三卷、鹿児島県、一九八三、三〇九頁。
- (11) 「新納久仰申渡書」安政六年三月付家老申渡（『旧記雑録追録』八、二〇九頁）。
- (12) 安政六年一二月一五日付家老申渡（同右、二二二〜二二三頁）。
- (13) 文久元年四月二二日付島津茂久直書（同右、二三四〜二三五頁）。
- (14) 文久元年四月付家老申渡（『旧記雑録追録』八、二三五頁）。
- (15) 文久元年四月二二日付家老座達（『忠義公史料』第一卷、鹿児島県、一九七四、三六二頁）。
- (16) 文久元年七月朔日付島津茂久届書（同右、三七二頁）。
- (17) 嘉永五年一二月二日付島津久光宛島津斉彬書翰（『斉彬公史料』第一卷、鹿児島県、一九八一、八六五頁）。

- (18) 安政元年四月二九日付島津久光宛島津斉彬書翰（『玉里島津家史料』一、鹿児島県、一九九二、一三八〜一四〇頁）。
- (19) 文久元年一月一日付島津久光宛近衛忠房書翰（同右、二六七頁）。
- (20) 文久二年四月一日付島津久光宛近衛忠房書翰（同右、三六〇頁）。
- (21) 文久二年カ島津久光宛近衛忠房書翰（同右、三〇八頁）。
- (22) 文久二年三月付諭書（同右、三三五〜三三六頁）。
- (23) 文久二年三月付家老達（同右、三三六頁）。
- (24) 文久二年四月一日付口上覚（同右、三六二頁）。
- (25) 文久二年七月付御沙汰書（『中山忠能履歴資料』三、東京大学出版会、一九七三覆刻、一九三三初出、四二八頁）。
- (26) 箱石大「幕末武家官位制の改変」（『日本歴史』五七七、吉川弘文館、一九九六）。久光の官位叙任問題については、箱石氏の検討の他に、芳即正「島津久光の官位叙任問題」（『地域・人間・科学』五、鹿児島純心女子短期大学地域人間科学研究所、二〇〇一）などがある。
- (27) 『再夢紀事・丁卯日記』東京大学出版会、一九八八覆刻、一九二二初出、一八二頁。
- (28) 『再夢紀事・丁卯日記』一八四頁。
- (29) 『再夢紀事・丁卯日記』一八六頁。
- (30) 『再夢紀事・丁卯日記』一九一〜一九三頁。
- (31) 『続再夢紀事』二、東京大学出版会、一九七四復刻、一九二二初出、三〇八頁。
- (32) 拙稿「幕末武家官位試論」（『鷹陵史学』三九、二〇一〇）を参照。
- (33) 「御仮建」については、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』（吉川弘文館、二〇〇七）、久住真也「幕末政治と禁裏空間の変容」（『日本歴史』七六〇、二〇一一）などに詳しい。
- (34) 『続再夢紀事』二、三三二頁。
- (35) 『伊達宗城在京日記』東京大学出版会、一九七三復刻、一九一六初出、二八三頁。
- (36) 『続再夢紀事』二、三四四頁。
- (37) 『再夢紀事・丁卯日記』一九〇頁。
- (38) 『続再夢紀事』二、二九七〜二九八頁。
- (39) 『続再夢紀事』二、三四九頁。
- (40) 文久四年正月一三日付沙汰書（『旧記雑録追録』八、三四一頁）。
- (41) この時、久光へも昇任叙が宣下され、更に進んで「従四位上権中将」となり、宗城・容堂の上位となった（『水野忠精幕末老中日記』第七卷、ゆまに書房、一九九九、一八五〜一九六頁）。

(42)

なお、諸侯間の呼称に於いて、公式には「殿」や「殿」を呼称に用いることが通例であった。しかし、厄介者に過ぎない久光は、公儀役人や廷臣に宛てた建白書の中で、「一橋君」や「越前君」などの呼称を使用することがあった。こうした諸侯間の通例を踏襲しない態度も、久光と有志大名との疎隔を生む原因となったのではないだろうか。

終章 有志分裂後の政治社会 ―元治・慶応期の政治構造

本章では、元治・慶応期に於ける政治構造に関する問題を抽出することで、有志分裂後の政治社会について展望する。それは、有志大名による幕末政治運動の結末を考えることでもあり、また維新时期以降の「有志」による政治が如何に展開していくのかを見通すことでもある。

諸侯の退京

元治元年（一八六四）春、参豫諸侯の不和と分裂が決定的となり、参豫会議は解散することとなった⁽¹⁾。それは、公武一体による政治運営の行き詰まりであり、大名参加による「公議」型政治が破綻したことを顕わしていた。参豫会議への期待が高かっただけに、政局には大きな失望感が漂った。

そうした中、参豫諸侯が退京を申し出た。それは、同年二月末、山内容堂（高知山内家隠居）が暇願を認められて帰国したことを端緒とする。三月になると、他の参豫諸侯や彼らと共に国事周旋に奔走した諸侯が、一斉に退京を願い出、帰国の途に就いた。

時を同じくして、正月より滞京していた將軍徳川家茂も、江戸への帰府を決意し、その準備に動き始めた。五月の家茂退京が決定すると、將軍に随従してきた老中ら公儀有司や「御供」として上洛した大名も、帰国を願い出、続々と退京していった。

表9は、文久三年（一八六三）九月から元治元年七月の間に、上洛した諸侯の滞京期間を整理したものである。この約一年間に上洛した諸侯は六八名であり、当該期の大名全体の四分の一を占めた。入京については、文久三年八月一日の文久政変以後、次第に増加する傾向にある。家茂が上洛した元治元年正月をピークに、二月から次第に減少している。一方の退京については、元治元年三月下旬から急激に増加し始め、その動きは五月まで続いている。ピークを迎えた元治元年正月月中旬には三八名もの諸侯が在京していたが、六月下旬には僅か一名となっている（そのうち、四名が公儀関係者）。

諸侯が続々と退京していくことは、朝廷に大きなプレッシャーを与えることになった。**表10**は、文久三年九月から元治元年七月に於ける朝議の議案から、諸侯の入退京に関する案件を整理したものである。ここからは、諸侯の入京・退京について、廷臣が個別の案件ごとに議論を行っていたことが判る。朝廷は諸侯の動静に極めて敏感であった。⁽²⁾

表10 「御評議箇条」にみる諸侯入退京記事

年 月 日	上京	帰国	猶予
文久3 9 10		因州御暇願之事	
11	細川為名代長岡澄之助并良之助上京言上之事	上杉帰国之願	松平陸奥守依所勞上京御断伊達六郎為指登ノ書取
12	松平下野守上京御受書父子書取	加藤出羽守御暇願可賜暇被仰出候	
13	容堂御用召御受書		
14		上杉并家老千坂伊豆ヨリモ帰国御暇願二通	
22		津山東下攘夷拒絶之議願候得共雅楽頭上京断判決定之趣承候ニ付撰海防禦致度退京願	有馬御用之議被召候御受暫御猶予願家老有馬監物名代上京為仕候書取
25	蜂須賀大和上京阿州届		
26			容堂依所勞登京快気迄御有免願之事
27	伊達伊予守被召候御請之事	従尾張前大納言御暇願之事	
29	立花飛驒守上京延着届		
10 1		従因州分知松平伊勢守御暇願御暇願之通	
2	閑叟上京御請之事二通	尾州再応帰国願之事	
5	南部美濃守当月十三日上京届之事	松平淡路守御暇之事	
6	松平肥後守所勞ニ付末家加賀守上京伺之事	津輕越中守自国防禦ニ付上京御理之事前殿下内々差出候	
7	紀伊中納言浪華見分後更上京之儀御請之事	尾張前大納言明八日御暇参内被仰出候事但被聴直衣之事 松平淡路守願之通御暇被仰出候御請御礼之事	
10	松平下野守去月廿六日国許発足届之事	松平備前守御暇願之事願之通被仰出候	
11		成瀬隼人正帰国并後院御門警衛等他藩江被仰付等之儀従尾州願之事 松平紀伊守帰国願々之通被仰出候事 藤堂大学頭同上之事	
14	越前々中将上京之儀御請之事		

年 月 日	上京	帰国	猶予
17	松平出雲今日上京届之事		
19	春嶽上京窺天氣之事	紀伊中納言浪華表用事濟二付直帰国願之事願通被仰出候事	
21	松平容堂不遠内上京届之事 松平下野守上京届之事	紀伊中納言帰国御暇御礼之事	佐竹右京大夫兼而所勞二付御猶予願置候得共尚又今暫御猶予願之事 松平伊豆守不及上京旨被仰出候御請之事
23		紀伊中納言願之通国許江御暇御請之事	
25	一橋登京御請之事従会津添書添		
28	松平肥前守末家加賀守上京之処因所勞為代同備前守為致上京候旨届之事		
11 2	立花飛騨守上京御機嫌伺之事	松平近江守御暇願之事	
8			松平右近將監海防手当二付不及登京旨御沙汰御礼之事
11	大樹上洛御請之事		
14	鍋島備前守上京届天氣伺等之事		
16	有馬中務大輔先頃被召候処御猶予之儀願候得共早々可上京御沙汰之旨御請之事		松平容堂不快二付今暫上京延引願之事
26	松平佐渡守上京御機嫌伺之事		
28	松平越前守大樹上洛前上京届之事		
12 5	尾張前大納言被召候御請之事		
7	松平容堂再応被召候御請之事 稲葉右京亮昨六日着届之事	加藤越中守於国許用意調置御暇之事	
9	松平佐衛門尉京着届之事		
11	松平備前守御用召御請之事 伊達若狭守參府掛京着之儀届之事	松平近江守先月十八日帰国届之事	
13	伊達若狭守上京二付御機嫌伺之事	松平佐衛門尉御対面天盃御礼且滯京御用可相伺処參府順月二付御暇願之事	松平阿波守被召候御請且因所勞暫時上京御猶予願之事

年 月 日	上京	帰国	猶予
16	安芸守可上京之処息紀伊守十五日国許出船之事	佐竹右京大夫参内御暇等御礼之事	
19	井伊掃部頭大樹上洛二付今十八日京着伺天氣之事		松平相模守今度被召早速可上京之処因所勞暫時御猶予願之事
20		伊達若狭守参内御対面御礼且参府順月二付御暇願之事	
25	榊原式部大輔將軍上洛二付為先上京伺天氣之事 京極佐渡守所勞之処快氣二付廿四日廿五日之内伺天氣度事		
28	松平容堂上京被仰付二付廿一日国許乗船同廿八日京着届之事		
29	松平容堂今廿八日上京届之事		
文久4 1 5	安芸侍従今般御用二付去ル十五日国許出船今日上京本能寺止宿届之事 阿波中将上京之儀御沙汰畏昨夜上京御請御礼申上事		備前侍従今般御用之儀被召候処依所勞暫時上京御猶予願之事
8	松平隠岐守大樹上洛二付上京伺天氣度由之事 相馬大膳亮同上之事		
11	紀伊中納言大樹上洛後上京致度由之事 藤堂和泉守被召候処因所勞為代大学頭上京届之事 松平甲斐守大樹上洛二付上京窺天氣度旨願之事		有馬中務大輔再応被召候処自国不穩精々鎮静之上上京被仰付候御礼之事
13	成瀬隼人正大樹上洛二付尾張前大納言近々上京候間為先詰上京伺天氣願之事 松平大和守水野和泉守等十一日当地着届之事 増山対馬守大樹上洛二付昨夕上京二付伺天氣願之事		
17	藤堂大学頭十四日到着二付参内伺天氣度願之事 永井飛騨守阿部主計頭等到着伺天氣之事		
20	紀伊中納言上京届之事 土井能登守大樹上洛二付淀川筋守衛上京伺天氣之事		
25	出雲少将松平佐衛門尉等上京二付窺天氣願之事	松平越前守父春嶽残置帰国願之事 伊達伊予守同上願之事	

年 月 日	上京	帰国	猶予
2 2	大樹上洛ニ付加藤越中守今日二月朔着届之事		因幡中将因所勞登京暫時御猶予願置候処尚又今暫御猶予願之事肥前々中将急御用ニ付被召候処因所勞御理申上置候得共未不快ニ付尚又御猶予願之事願之通加賀中納言三月詰三月迄上京御猶予之事
9	因州去七日出立登京之届		
13	九鬼大隅守上京ニ付差出三通事	因幡中将今以所勞上京延引御断之事	松平備前守因所勞上京延引断家老日置数馬ヲ以伺天氣之事
17	小出主悦上京ニ付御所方御機嫌伺願之事	松平容堂因所勞御暇願之処被召留御請之事	
20	中川修理大夫上京之儀守護職江願候御聞濟御礼之事	松平紀伊守御暇之儀水野和泉守申渡候由之届之事 藤堂大学頭同上之事 松平容堂御暇再願之事 織田山城守帰国願之事	
22	松平備前守快方ニ付去十九日出立明後廿四日着届之事	阿部主計頭明廿三日出立ニ付御所方御機嫌伺之事 織田山城守御暇願ニ付御沙汰書之事 松平容堂因願御暇御沙汰書之事	
24	森伊豆守北条相模守等上京ニ付伺天氣并參内願之事	阿波中将今日御用召不參之事 松平容堂御暇御請右ニ付參内可相願之処因所勞不得其儀之由之事	
27	容堂御暇願濟山内兵之助替登京御請書 備前侍從依召上京之所所勞不取敢届之事		
3 2		松平丹後守暫時御暇願之事 長岡兄弟御暇願之処被召留之事	
11	尾張前大納言牧野讃岐守等上京ニ付伺天氣願之事願之通 松平伯耆守上京ニ付伺天氣之事 松平伯耆守脇坂淡路守等上京ニ付參内願之事願之通	松平讃岐守御暇願且右ニ付參内願之事二通願之通被仰出	有馬中務大輔自国追々鎮靜ニ付用意調次第上京之由届之事 因幡中将因所勞今暫上京猶予願之事 大村丹後守上京御猶予願之事願之通
21	松平美濃守末家黒田篤之允上京為奉伺天氣度在所発足之旨従自家届之事	長岡澄之助御暇之事 脇坂淡路守御暇願濟之事	山内兵之助上京之儀御猶予之事
23		加賀中納言三ヶ月御警衛上京用捨願之事 稲葉右京亮御暇願之事	
26		九鬼大隅守御暇願之事願之通被仰出 松平下野守御暇并長州説得等願之事	
27		松平下野守御暇再願之事	
29		松平下野守御暇之事 阿波中将御暇再願之事 松平伯耆守御暇願濟之事	

年 月 日	上京	帰国	猶予
4 5		松平備前守帰国願之事	
7	黒田甲斐守上京参内願之事 明日被仰事 朽木主計助上京伺天氣度候 ニ付自所司代内談之事	宇和島前侍從帰国願之事 松平大蔵大輔島津大隅守細川良之助 不日可賜帰国暇事	
16		尾張前大納言御暇願之事	
5 5		紀州国許江引取度願之事	
9		黒田甲斐守御暇願之事 五島近江守帰国願之事	
7 4	井伊掃部頭上京届 青山因幡守着届		藤堂和泉守所勞大学頭上京為致 候由
5	松平伯耆守上京伺天氣		

参照：『維新日乗纂輯』一

では、なぜ諸侯の退京が、朝廷にとって大きなプレッシャーとなったのだろうか。そこには二つの理由が挙げられる。第一に、京都守衛の問題である。諸侯が上洛する際、多数の家臣団を連れて入京した。文久三年の京都は、多数の寺院宿坊や旅館に多数の武士が滞在する状況が続き、それは市中のみならず東山や西京にまで及んだ⁽³⁾。幕末の京都は、それまでの様相が一変したのである⁽⁴⁾。一方で、文久期には御所を初めとする京都守衛が必要とされ、大名家には分担が求められた⁽⁵⁾。守衛のためには少なからぬ軍事力が必要であり、諸侯が滞京を続ける限り、その動員は容易であった。しかし、諸侯が滞京を始め、家臣団も京都を引揚げることになれば、御所警衛を担う軍事力の規模が削減されることになる。そうすれば、京都守衛は必然的に手薄となる。元治元年七月に起こった禁門の変は、そうした

京都守衛の間隙を突いた事件であった。

第二に、諸侯による自律的態度的問題である。この時期、諸侯の中には、公然と公儀・朝廷の政局運営に批判の声を上げる者が現れた。その最たる例が、池田慶徳（鳥取池田家当主）である。文久政変後、朝廷は、「是迄者彼是真偽不分明之儀有之候得共、去十八日以後申出儀者真実之朕存意候間、此辺諸藩一同心得違無之様之事」との叡慮を諸侯に伝達した⁽⁶⁾。これに対し、慶徳は朝廷に提出した上書の中で、次のように述べた。

過日拝 龍顔候節、於 御前拝見仕候 宸翰之御趣意、十八日前之 勅者真偽不分明、以来之 勅者真之 叡慮之趣二者被為在候得共、前後真偽之弁愚昧之徒未得瞭然、却而疑惑之心を生し、下として上を窺候様ニ可相成⁽⁷⁾

ここでは、勅意の真偽性をめぐって変転する叡慮に対し、そうした叡慮を発することへの疑念と憤懣を隠さずに現している。慶徳は、上書提出の直後に暇願を出し、一〇月に京都を退いた⁽⁸⁾。帰国後は、公儀・朝廷双方からの度重なる上洛命令にも応じることはなく、政局の中心である京都に踏み入れることはなかった。参勤交代をめぐって大名が参府猶予を度々願ひ出る事例は既に多くあったが⁽⁹⁾。ここでは上洛を求めめる将軍・天皇双方からの命に応じようとしなない、諸侯の自律的態度が現出したのである。

諸侯の官位辞退

諸侯の退京と並行して展開したのが、官位辞退である。大名にとって、武家官位が自家の家格上昇を可能にする格好の要素であったことは、既に指摘されている。⁽¹⁰⁾ そのため、多くの大名は競って公儀・朝廷に昇進運動を働きかけ、より高位の官位を求めた。⁽¹¹⁾

幕末に至っても、大名による官位をめぐる認識は、大きく変わることはなかった。

私儀、常々家政行届新潟警衛向厚心得候訳を以、昨年中不寄存拾万石高二御直被成下、冥加至極難有仕合奉存候、右ニ付可相成御儀ニ御座候者、高並之通四品被 仰付候様仕度心願御座候、右者結構被仰付候下、未間茂無御座、甚自由ケ間敷儀、奉恐入候得共、諸事高並振合を以、相勤候儀ニ御座候処、席違ニ而者、品ニ寄不都合之筋茂有之、其上私儀、家督以来御奉公式拾四ヶ年茂相勤候儀ニ付、何卒御手厚之以 御沙汰、兼々内願之通 御聞届被成下、四品被 仰付候様仕度奉存候、此段幾重ニ茂奉嘆願候、以上⁽¹²⁾

右は、文久元年（一八六一）九月、新発田溝口家が公儀に提出した願書である。ここでは、万延元年（一八六〇）の高直で一〇万石高となったことを受け、「高並」の官位である「四品」への昇進を願っている。石高が増えれば、それに相応しい官位を就きたいという願望が芽生えるのである。

表11 元治元年4月の一斉推任叙

宣下	伝達	名	身分	極位極官	推任叙	超越	推任叙理由
4/10	4/14	伊達宗城(宇和島)	隠居	従四位下少将	少将		「去冬上京長々滞在公武之間尔立入御一和之筋尽力拔群周旋苦勞被思食」
4/11	4/13	松平春嶽(越前)	隠居	正四位下中将	正四位上参議	↗	「去冬依召上京長々滞在公武御一和之筋尽力拔群周旋且参豫并守護職働仕苦勞被思食」
"	-	島津久光(鹿児島)	「国父」	従四位上中将	従四位上中将		「一昨年来格別周旋公武御一和之基本を開其功勞拔群且昨秋以来長々滞京参豫等苦勞被思食」
"	4/12	池田茂政(岡山)	当主	従四位下少将	従四位上少将	↗	「去冬依召上京且昨年茂長々滞京精勤苦勞被思食」
"	-	細川慶順(熊本)	当主	従四位下少将	従四位上	↗	「被召舍弟長岡良之助之処早速応御沙汰且為越中守名代澄之助差登向人長々滞京公武御一和之筋尽力且勤番等苦勞被思召」
4/15	4/15	細川慶順(熊本)	当主	従四位下少将	中将		「猶又御所江被仰立之趣も有之候ニ付」
4/17	-	徳川慶勝(尾張)	隠居	従二位大納言	正二位	↗	
"	4/18	蜂須賀齊裕(徳島)	当主	従四位下少将	参議	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	伊達慶邦(仙台)	当主	従四位下少将	参議	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	池田慶徳(鳥取)	当主	従四位下少将	参議	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	黒田齐淳(福岡)	当主	従四位下少将	参議	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	鍋島閑叟(佐賀)	隠居	従四位下侍従	参議	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	松平茂昭(越前)	当主	正四位下中将	正四位下		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	井伊直憲(彦根)	当主	従四位上中将	中将		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	有馬慶頼(久留米)	当主	従四位下少将	中将	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	南部利剛(盛岡)	当主	従四位下	中将	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	松平忠誠(忍)	当主	従四位下侍従	従四位上少将	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤且去春御上洛万端被為濟候ニ付御礼之御使相勤候ニ付」
"	"	松平容堂(土佐)	隠居	従四位下侍従	従四位上少将	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	松平頼聡(高松)	当主	従四位上中将	従四位上		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	松平定安(松江)	当主	従四位下少将	従四位上	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	伊達宗城(宇和島)	隠居	従四位下少将	従四位上	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	立花鑑寛(柳河)	当主	従四位下侍従	従四位上	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	松平勝成(伊予松山)	当主	従四位下侍従	従四位上	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	丹羽長国(二本松)	当主	従四位下侍従	従四位上	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」

宣下	伝達	名	身分	極位極官	推任叙	超越	推任叙理由
4/17	4/18	蜂須賀茂韶(徳島)	嗣子	従四位下少将	少将		「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	松平定敬(桑名)	当主	従四位下少将	少将		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	藤堂高潔(津)	嗣子	従四位下少将	少将		「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	浅野茂勲(広島)	嗣子	従四位下少将	少将		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	佐竹義堯(久保田)	当主	従四位下侍従	少将	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	黒田慶賛(福岡)	嗣子	従四位下侍従	少将	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	"	中川久昭(岡)	当主	従五位下	従四位下	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
4/29	5/1	徳川茂承(紀伊)	当主	従二位大納言	正三位		「今度御上洛御参内之節供奉被相勤候ニ付」
"	"	徳川慶篤(水戸)	当主	従三位中納言	正三位	↗	「御国事格別尽力罷在候ニ付」
"	—	松平直克(川越)	当主	従四位下侍従	従四位上少将	↗	
"	5/5	榊原政敬(高田)	当主	従四位下侍従	侍従		「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	5/1	上杉斉憲(米沢)	当主	従四位下侍従	従四位上	↗	「御国事格別尽力有之候ニ付」
"	5/5	秋元志朝(館林)	当主	従四位下侍従	従四位下		「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	青山忠敏(篠山)	当主	従四位下侍従	従四位下		「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	柳澤保申(郡山)	当主	従四位下侍従	従四位下		「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	阿部正方(福山)	当主	従四位下侍従	従四位下		「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	—	戸澤正実(新庄)	当主	従五位下	従四位下	↗	
"	5/5	相馬充胤(中村)	当主	従五位下	従四位下	↗	「今度御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	本多康稷(膳所)	当主	従五位下	従四位下	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	加藤明軌(水口)	当主	従五位下	従四位下	↗	「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	—	稲葉久通(白杵)	当主	従五位下	従四位下	↗	
"	5/5	織田信民(栢原)	当主	従五位下	従四位下	↗	「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	—	関 長克(新見)	当主	従五位下	従四位下	↗	
"	5/5	九鬼隆備(綾部)	当主	従五位下	従五位上	↗	「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」

宣下	伝達	名	身分	極位極官	推任叙	超越	推任叙理由
4/29	5/5	森 俊滋(三日月)	当主	従五位下	従五位上	↗	「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	—	北條氏恭(狭山)	当主	従五位下	従五位上	↗	
"	5/5	土井利恒(大野)	当主	従五位下	従五位上	↗	「今度御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	"	永井直矢(高槻)	当主	従五位下	従五位上	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
不明	"	松平慶倫(津山)	当主	従四位下侍従	正四位下	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	浅野茂長(広島)	当主	従四位下少将	従四位上	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	亀井茲監(津和野)	当主	従五位下	侍従	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	小笠原忠幹(小倉)	当主	従五位下	侍従	↗	「昨年御上洛御参内之節供奉相勤候ニ付」
"	"	松浦 詮(平戸)	当主	従五位下	従五位上	↗	「昨年御上洛之節供奉相勤候ニ付」
"	"	加藤泰祉(大洲)	当主	従五位下	従五位上	↗	「長々滞京尽力有之候ニ付」
"	"	京極朗徹(丸亀)	当主	従五位下	従五位上	↗	「長々滞京尽力有之候ニ付」
"	"	池田仲立(鳥取分家)	当主	従五位下	従五位上	↗	「長々滞京尽力有之候ニ付」
"	"	加藤泰令(新谷)	当主	従五位下	従五位上	↗	「長々滞京尽力有之候ニ付」

参照：『大日本維新史料稿本』・『中山忠能履歴資料』五・『肥後藩国事史料』巻四・『水野忠精幕末老中日記』第七巻

こうした大名の認識に対し、公儀や朝廷は、褒賞として官位を叙任するようになる。元治元年四月、朝廷は退京する参豫諸侯に対し、官位推任叙を宣下した。その理由は、「去冬依召上京、且昨年茂長々滞京、精勤苦勞被思食」とあるように、国事周旋への尽力に対する褒賞であった。⁽¹³⁾ さらに、翌五月にかけて、多数の諸侯に官位推任叙が宣下された(表11)。彼らへの叙任理由は、「御国事格別尽力」したことや「今度御上洛御参内之節供奉相勤」めたことへの褒賞であった。その数は総勢六〇名に上った。こうした褒賞としての官位推任叙宣下に対し、辞退を願ひ出る者が現れた。

今般御手厚 御沙汰ヲ以、正二位ニ叙セラル、旨謹テ奉拝承、不肖之身ヲ以、却テ位祖先ニ相越仕、家之面目何事力過之御殊遇之御程冥加至極難有仕合、不堪感 恩激切之至奉存候、乍去、御親藩者幕府之羽翼ニ有之候得ハ、今日天下紛擾之形勢ニ至、恐多 宸襟ヲ奉悩候モ、畢竟ハ輔佐之力之數ヨリノ義誠ニ奉恐入、且、不介性之段耻辱之至奉存候、然ニ、右之御糺弾ヲモ不被成下者至幸ニ御座候処、其上斯 御寵光ヲ奉蒙候義ハ、実ニ望外之御事ト奉存候、此度列藩御賞之格ヲ以、枉テ 御推奨之 御仁意ニハ可被為仕候得共、御親藩之身ニ取候テハ、不当之 御恩賞ヲ貪候筋ニテ、翰音負乘之責難遁、実ニ赤心不安輿論之処モ海山心苦敷奉存候而已ナラス、濫溢之誹ニオヨヒ候テハ、上 聖徳ヲ奉煩候半ト不一形恐悚戦慄仕候間、折角ノ新命奉恐入候得共、奉辞度、何卒素懐ノ程御照察被為仕、枉テ御聴計ヲ蒙リ候様仕度、此段 朝廷へ宜御執達被下置候様奉伏願候⁽¹⁴⁾

右は、同年四月、徳川慶勝（尾張徳川家隠居）が提出した願書である。慶勝は正二位推叙を宣下されたが、それは尾張徳川家の極位を超越する位階であった。慶勝は、「幕府之羽翼」たる「御親藩之身」でありながら、「不当之御恩賞」を「枉テ」宣下されては、「濫溢之誹ニオヨヒ」かねない、という。ここには、慶勝の強烈な自意識と共に、武家官位の秩序が「乱礼」化することへの忌避意識を窺うことができる⁽¹⁵⁾。

私儀、過ル十八日、二条 御城江一類之者御呼出之上、御国事格別尽力仕候由被 仰立、宰相被 仰付

之旨、被 仰渡候、先祖政宗以来之高官を奉辱候段、家門之冥加、誠ニ以難有仕合ニ付、奉 公命、謹而可奉拝任儀ニ候処、顧ルニ、近年来 ・堂御事多之折柄、御国事ニ対し更ニ寸功も無御座、右様厚賞を奉蒙候者、甚以恐懼之至ニ奉存候間、右 御推任 御免被成下、是迄之俣、中将ニ被 仰付置候様奉願候、御所江茂被 仰立被 仰付候儀を、奉辞退候ハ、至極奉恐入候義ニ御座候得共、委曲前段之次第ニ而、実ニ 公命奉拝戴兼候間、如願之 御免被成下候様、宜御執成被下度奉願候、以上⁽¹⁶⁾

右は、同年六月、伊達慶邦（仙台伊達家当主）が提出した願書である。「宰相」こと参議に推任された慶邦は、「御国事ニ対し更ニ寸功も無御座」いにも関わらず、「先祖政宗以来之高官」への推任は「恐懼之至」だとして辞退を願ひ出ている。辞退の理由は、国事尽力に対する評価への謙遜であった。こうした辞退の論理は、池田慶徳や鍋島閑叟（佐賀鍋島家隠居）の願書にも確認することができる。⁽¹⁷⁾ 上洛に応じない態度を続ける諸侯は、叙任御請の上洛・参内を回避するため、こうした修辞的レトリックを駆使して辞退を申し出たのである。⁽¹⁸⁾

即応の政治決断

こうして諸侯が政局との距離を取り、上洛に応じない状況が続く中、公儀や朝廷は次第に名代の政治参加を求めた。慶応三年（一八六七）一〇月、公儀は「国家之大事見込御尋之義有之候間、詰合之重臣明後

十三日四ツ時二条城へ可被出候、尤重臣詰合無之向ハ、国事ニ携候者可被出候」との通達を出し、大名家の当主や嗣子ではなく、「詰合重臣」や「国事ニ携候者」の二条城登城を命じた⁽¹⁹⁾。登城日とされた一〇月一三日は、將軍徳川慶喜による大政奉還諮問がなされた日であつた。こうした重大事の諮問のため、公儀は上洛しない諸侯ではなく、大名家の家臣に参席を求めたのである。

御一新御変革ニ付テハ、御下問之義被為在候ニ付、迅速上京可有之、更ニ被仰出候事

但兼而十一月中登京之義御沙汰も御座候故、速ニ上京可有之、若所勞之人体も候ハ、為名代重職之者可差出候事⁽²⁰⁾

右は、慶応三年一二月、参与役所が諸大名に通知したものである。再三の上洛要請に応えない大名家に対し、大名が上洛しないのであれば「名代重職之者」を「差出」せという。同年一〇月以来、名代の召喚が進むこととなつたのである。

そして、名代による政治参加の要請は、彼らに政治決断を迫る状況が創出されることを意味していた。右御書付両通拜見被仰付候下、御四ツ折之義ハ今晚即答可有之、重臣名代参上候得ハ、其者見込ニテ以書取言上候様御達ニ付、左之書面進達仕候、

御書付拜見被仰付候中、御四ツ折長防一条即刻見込申上候様御沙汰ニ御座候得共、右ハ不容易事

件二付、於私共見込言上可仕様無御座候、此段申上候、以上⁽²¹⁾

右は、同年一二月、寺田政得（新発田溝口家京都留守居役）が記した御用留の記事である。御所仮建に参殿した寺田は、武家伝奏より「長防一条」などに関する「御書付」を披露され、意見提出を求められた。回答期限は「今晚即答」とされ、「重臣名代参上候得ハ、其者見込」で良いとされた。国許や江戸の判断を仰ぐにも半月近くの時間を要するため、寺田は「見込言上可仕様無御座」と、意見なしと答えた。こうした即答の要請は、「此度兵庫并大坂開市二付、英国使節ヨリ申立之事件」に関する諮問でもなされ、寺田は「是迄外国人御取扱振深ク承知不仕候間、可申上程之見込無御座候」と、同様に意見なしと回答した。⁽²²⁾

慶応四年（一八六八）に戊辰戦争が開戦すると、即応の要求は一層深刻なものとなった。戦場では、戦局の動向に依じて、高度な政治判断が求められた。それは、場合によっては、大名家の代表性を公式に有しているわけではない者が、自家の命運を背負うことになるのである。

例えば、津藤堂家である。慶応三年一二月、藤堂家の軍勢は、山城・摂津の国境にある山崎・高浜陣屋に駐屯していた。軍勢の中核は藤堂采女（藤堂家伊賀城代）が指揮する伊賀方で構成され、その兵員は八五〇名を数えた。

慶応四年正月三日、旧幕府軍と島津・毛利両軍は、鳥羽・伏見にて衝突した。開戦直後より、山崎陣屋

には両軍からの使者が来訪し、藤堂家に自陣営への協力を求めたが、采女は態度を保留していた。その理由は、「這般ノ戦争ハ、畢竟薩長会桑トノ私闘ト認ムルヲ以テ、何レニ対シテモ干与スルコトナシ」とあるように、采女らはこの戦闘を島津・毛利家と会津・桑名両松平家の「私闘」と見なしていたからである。⁽²³⁾ 「私闘」である以上は「干与」しない、というのが采女の固持した態度であった。

五日夜、山崎に勅使四條隆平が来訪し、「山崎関門之儀、枢要之地ニ候条、官軍救宥守関之大任勤勞候様被 仰付候事」との勅命を伝えた。⁽²⁴⁾ 朝廷から正式に勅旨が伝達されたことで、この戦闘が官軍による賊徒追討であることが明示された。勅命を御請するか否かについて、采女は京都屋敷に早打を送り、判断を仰いだ。

しかし、戦場は淀から摂津方面に移り始めており、夜が明ければ眼前にて戦闘が開始される公算が高かった。六日早朝、采女は軍議を開き、「幕へ手切れ」することを「決議」し、勅命に従うこととした。⁽²⁵⁾ 采女は、開戦直後から諸方に探索型を派遣して戦況を具に把握しており、その情報が判断の根拠となったと考えられる。⁽²⁶⁾

この決断が、采女の独断であったことは、次の記述が査証している。

九日、山崎出張之御人数、勅命ニ而不得止幕兵ト一戦之由、委曲ハ不分候へ共、実ニ不容易事件ニ付、

夕方御機嫌伺ニ出張所、岩井出合、昨日来高知以上昼夜参 殿議論紛々、其中ニ過言之向も有之趣、極内々之尊旨敬承、主人始勅諭之御請申上、退出⁽²⁷⁾

右は、中川蔵人（津藤堂家家老）の日記の一部である。津にいた中川のもとには、九日になって「山崎出張之御人数」が勅命を奉じて「幕兵ト一戦」の判断とあり、九日になって伊賀勢に勅命が降りていたこと、采女が御請をしたことが報知され、議論噴出している様子が窺える。

「有志」公家の躍進

こうして諸侯が政局から距離を置き、名代らによる即応の政治決断が求められる一方で、次第に政局を主導し始めたのが、「有志」の公家である。

慶応三年一二月九日、王政復古クーデターが決行された。正親町三条実愛の日記に拠ると、「巳半比方薩兵クリ入守衛、宮自余四藩兵追々相加、有志堂上参会」とあり、「有志堂上」が参集して「挙大義」が実行された、とある。また、当夜に開かれた小御所会議は、「帥・常・仁等三宮、辻・予・中御・万里小路・長谷・橋本少将・岩倉前中将等会議也、藩士等候於下段」とあり、「中御」こと中御門経之や「岩倉前中将」こと岩倉具視など、正親町三条と歩調を同じくする公家が占めた⁽²⁸⁾。小御所会議には、徳川慶勝や松平春嶽（福井松平家隠居）などが参席したが、直前まで岩倉たちと王政復古クーデターの構想を練って

きた「藩士」たちは「於下段」で控えることとされた。クーデターの開始から、主導権を保持し続けたのは「有志堂上」であった。

堂上公家の中に「有志」が現れたのは、いつの時点からだろうか。

一董へ遣状返書来 拜見仕候、弥——、抑昨日浜参上玉子拜受好物厚畏入候、——山階宮婦人之義、
 兩三日前承候へとも、如何と存居候処ニ候実事と相見候、此御時節、ケ様ニ不忠者計能々揃出頭候
 コトと仰天歎息候、中川宮咒詛祈祷一条難捨置候、併先達忍海之節も事情書取、達 天聴候へとも
 却て御疑、中川ハ其俣出頭位ノコト故、追々誰も力ヲ落シ、尽力も自然薄く相成有之候間、如何ニ
 候へとも猶有志輩へハ可談候⁽²⁹⁾

右は、元治元年四月、中山忠能が記した日記の一節である。ここでは、「董」こと正親町公董からの書翰を引いて、「有志輩」への相談について言及している。これが、管見の限り、堂上公家の記録の中に「有志」の文言が確認できる早い事例である。

正親町三条にしろ中山にしろ、彼らは国事に積極的関与を続けてきた公家であった。また、安政五年（一八五八）の列参事件を初めとする多くの批判的言動を繰り返し、一度は政治的失脚を経験していた。こうした「有志堂上」の性格は、有志大名の性格と符合する。結合分裂後に政局を後にした、かつての「有志」

に代わって政局を掌握したのは、新しい「有志」であった。

〔註〕

- (1) 参豫会議については、原口清「参預考」(『名城商学』四五―一、一九九五)に詳しい。
- (2) 政局からの距離によって生じる力学については、老中による「引籠」の事例した検討がなされている(奈良勝司「幕末政治と決断の制度化」『ヒストリア』二二三、二〇一〇)。
- (3) 例えば、新発田溝口家は、文久三年三月の溝口直溥(新発田溝口家当主)上洛のため、「御旅館」として寺院宿坊の確保に動き出した。しかし、文久二年十一月時点に於いて、市中や「東山辺」の寺院は既に他大名による「御懸合」で借用されていたため、そこから溢れた新発田溝口家は西京の龍安寺を「御旅館」とすることになった(「御上洛一条御用留」佛教大学図書館所蔵『新発田藩京都留守居役寺田家文書』)。
- (4) 幕末に於ける京都の変容については、鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』(思文閣出版、二〇〇〇)に詳しい。
- (5) 御所警衛については、家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館、一九九五)に詳しい。
- (6) 定功卿手録」文久三年八月二六日条(『孝明天皇紀』第四、平安神宮、一九六八、八四九頁)。
- (7) 文久三年九月八日付池田慶徳上書(『鳥取池田家文書』二、東京大学出版会、一九六八復刻、一九二二初出、一九一頁)。
- (8) 「御評議箇条」文久三年九月一〇日条(『維新日乗纂輯』一、東京大学出版会、一九六九復刻、一九二五初出、二九四頁)。
- (9) 藤本仁文「参勤交代制の変質」(『洛北史学』一四、二〇一二)。
- (10) 堀新「近世大名の上昇願望」(堀新・深谷克己編『権威と上昇願望』吉川弘文館、二〇一〇)など。
- (11) 松平秀治「仙台伊達氏の官位昇進運津について」(『史料』一五〇―一七、一九七九)など。
- (12) 文久元年九月付溝口直正願書(『新潟県史』資料編一二近世七、新潟県、一九八四、一一四―一一五頁)。
- (13) 例えば、元治元年四月付武家伝奏達(『水野忠精幕末老中日記』第七卷、ゆまに書房、一九九九、一八五頁)など。
- (14) 元治元年四月付徳川慶勝願書(『大日本維新史料稿本』元治元年四月一七日条)。
- (15) 『再夢紀事・丁卯日記』東京大学出版会、一九八八覆刻、一九二二初出、一九二頁。
- (16) 元治元年六月付伊達慶邦宰相辞退願書写(『伊達家文書』之九、東京大学出版会、一九六九復刻、一九一三初出、四一九―四二〇頁)。
- (17) 元治元年四月付池田慶徳願書(『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、鳥取県立博物館、一九八八、六四六―六四七頁)、元治元年五月付鍋島閑叟願書(『佐賀県近世史料』第一編第一一巻、佐賀県立図書館、二〇〇三、三三七―三三九)

- (18) 官位辞退については、幕末特有の現象であることが指摘されている（箱石大「幕末・維新时期における武家官位の変質」橋本政宣編『近世武家官位の研究』続群書類従完成会、一九九九）。
- (19) 慶応三年一〇月一日付大目付廻状（東京大学史料編纂所蔵『溝口直正家記』四）。
- (20) 慶応三年一二月一八日付参与役所達（同右）。
- (21) 慶応三年一二月八日付寺田喜三郎上申（同右）。
- (22) 慶応三年一二月一〇日付寺田喜三郎上申（同右）。
- (23) 東京大学史料編纂所蔵『旧津藩近世事蹟』八。
- (24) 「勅書之写」（『伊賀市史』第五卷資料編近世、伊賀市、二〇一二、一〇三八〜一〇三九頁）。
- (25) 「戦況報告につき覚」（『伊賀市史』第五卷資料編近世、一〇三七頁）。
- (26) 拙稿「幕末の争乱と伊賀」（『伊賀市史』第二卷通史編近世、伊賀市、二〇一六）を参照。
- (27) 『中川蔵人政挙日記集』四（私家版、出版年不明）。
- (28) 「備忘」慶応三年一二月九日条（『嗟峨実愛日記』二、東京大学出版会、一九七二復刻、一九三〇初出、二〇二〜二〇三頁）。
- (29) 「正心誠意」元治元年四月二〇日条（『中山忠能日記』二、東京大学出版会、一九七三復刻、一九一七初出、五六頁）。